

損保ジャパンひまわり生命の 現状2011

(平成22年度決算のご報告)



SOMPO JAPAN HIMAWARE LIFE

損保ジャパングループの目指す企業像

「リスクと資産形成に関する総合サービスグループ」という新しい事業像を確立し、自由化時代に適した自由な発想とチャレンジングな姿勢で、お客さま・代理店・マーケットに評価され続け、株主価値を向上し続ける、確固たる存在感のある企業

損保ジャパングループの経営理念

損保ジャパングループの生命保険会社として、当社はグループの経営理念を共有します。

損保ジャパングループは、

- 個人のくらしと企業活動に関わるリスクに、卓越した「解」を提供することを誇りとしします
- お客さまの期待を絶えず上回るサービスの提供を通して、株主価値を創造し、社員とともに成長します
- 先進的な戦略と積極的な行動により、日本を代表する、高いプレゼンスのある企業グループでありつづけます

損保ジャパンひまわり生命

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「損保ジャパンひまわり生命の現状2011(平成22年度決算のご報告)」を作成いたしました。2010年度の成果や取り組みなどを掲載しています。

本誌が、損保ジャパンひまわり生命をご理解いただくうえで、皆様のお役にたてれば幸いです。

会社概要(2011年3月末日現在)

設立：1981年(昭和56年)7月
営業開始：1982年(昭和57年)4月
資本金：172億5千万円
総資産：1兆1,872億円
保険料等収入：2,494億円
本店所在地：東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル35階
なお、本社機能は以下に移転しています。
〒163-8626
東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL:03-3348-7011
URL: <http://www.himawari-life.com/>
取締役社長：松崎 敏夫
従業員数：1,586名
株主：株式会社損害保険ジャパン(100%)

Contents

トップメッセージと経営方針

ご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

経営について

NKSJグループの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

損保ジャパングループの概要・・・・・・・・・・・・ 4

損保ジャパンの事業戦略・・・・・・・・・・・・・・ 5

日本興亜生命保険との合併について・・・・・・・・ 6

合併新会社の経営ビジョンと目指す企業像・・・・ 7

トピックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

財務の健全性について

格付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

ソルベンシー・マージン比率・・・・・・・・・・・・ 10

実質資産負債差額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

基礎利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

逆ざやの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

MCEV・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

責任準備金の積立状況・・・・・・・・・・・・・・ 13

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況・・・・・・・・ 14

損益の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

主要業績の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

収支の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

資産・負債の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

2010年度の一般勘定資産の運用状況・・・・・・ 21

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理体制と支払件数・・・・・・・・ 23

内部統制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

保険法施行に対する当社の取り組みについて・・ 26

コンプライアンス体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

反社会的勢力対応体制・・・・・・・・・・・・・・ 30

リスク管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

お客さま情報の取り扱い方針・・・・・・・・・・ 34

商品・サービス体制について

お客さまから「選ばれる」生命保険会社を目指して

お客さまの声への対応・・・・・・・・・・・・・・ 38

カスタマーセンターのご案内・・・・・・・・・・ 41

業務品質向上に向けた取り組み・・・・・・・・・・ 42

CSR・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

販売チャネルのご案内・・・・・・・・・・・・・・ 45

情報開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

カラダNAVI(健康応援サービス)のご案内・・・・ 47

商品ラインナップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

お申し込みに際するお客さまへの情報提供・・・・ 50

営業社員・代理店教育・研修の概略・・・・・・・・ 52

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは・・・・・・・・・・ 53

データファイル

コーポレート・データ・・・・・・・・・・・・・・ 59

業績データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

トップメッセージと経営方針

ご挨拶

はじめに

平素より、損保ジャパンひまわり生命をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災および長野県北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。1日も早く復興されるよう、お祈り申し上げます。

当社は被災されたお客さまに1日も早く保険金等をお届けし、安心をご提供することこそが、保険会社としての使命と考えております。今後も被災された皆さまや被災地の復旧に少しでもお役に立てるよう、全社を挙げて取り組んでまいります。

会社設立30周年

当社は損保ジャパングループにおける生命保険事業の中核企業であり、また、2010年4月に株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社が共同持株会社として「NKSJホールディングス株式会社」を設立したことにより誕生したNKSJグループの一員です。当社は1981年7月7日、米国シグナグループの日本法人として誕生してから、数多くのお客さまのご支持をいただき、成長を遂げてまいりましたが、2001年に株式会社損害保険ジャパンの前身である安田火災海上保険株式会社の完全子会社となってからその成長を加速化させ、現在に至っております。

そして、当社は本年7月7日、会社設立30周年

を迎えました。これもひとえに皆さまのご支援、ご愛顧の賜物と心から感謝しております。

折しもこの30周年という節目の年である今年10月1日に、当社は関係当局の認可等を前提として日本興亜生命保険株式会社と合併し、「NKSJひまわり生命保険株式会社」として新たなスタートを切ります。今後も引き続きご支援、ご愛顧をお願いするとともに、皆さま方のご期待にお応えできますよう、最高品質の安心とサービスを提供してまいります。

2010年度を振り返って

2010年度の日本経済は、上半期こそ緩やかな景気回復が続いたものの、下半期には輸出の頭打ちや政策による消費押し上げ効果の一巡から景気は踊り場的な調整局面を迎えました。また、年度末には東日本大震災の発生により、景気の先行きに対する不透明感が高まっています。

また、生命保険業界は少子高齢化の影響等による新契約高の伸び悩み、新規参入会社の増加や販売チャネルの多様化による競争激化等、厳しい経営環境に置かれています。

そのような環境下にはありましたが、昨年11月に発売したがん保険「勇気のお守り」や医療保険「健康のお守り」が好調に推移したことなどにより、新契約件数（個人保険+個人年金保険の合計）は前年度比9.9%増となりました。新契約高（同）も収入保障保険「家族のお守り」の販売の伸びなどにより、前年度比5.7%増となりました。

がん保険「勇気のお守り」は、QOL (Quality of Life) を重視したがん治療に適した保険をコンセプトに開発した商品です。QOLは「生活の質」と訳され、QOLを重視した治療は、医師の判断のもと、「仕事をしながら入院することなく通院で治療をしたい」といったがん患者のご希望にお応えできるようがんによる通院費用を1年間120日分まで、通算ではお支払い日数の制限なく保障する「がん外来治療給付金」を導入しました。

当社は、大切なお客さまをお守りするという使命感を持ち、お客さまニーズの適切な喚起、ニーズに適合した商品・サービスの提供を行うことが生命保険会社としての責務であると考えています。

日本興亜生命との合併と2011年度の取組み

先ほど申し上げましたとおり、当社は2011年10月1日、日本興亜生命と合併し、NKSJひまわり生命として新たな門出を迎えます。

NKSJひまわり生命は、同日付でNKSJホールディングス株式会社の直接子会社となり、NKSJグループの生命保険事業を担う戦略的子会社となります。

NKSJひまわり生命は「お客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献すること」を経営ビジョンの中心に据え、お客さまからこれまで以上に選ばれる会社になることを目指します。そのため、2011年度上期は「お客さま視点

に基づく業務品質の向上」を経営基本方針の柱として掲げ、これまでの取組みを加速化しています。すべての社員がお客さま視点に基づき、ひとつひとつの業務の意義を考え行動する企業風土を醸成し、高品質かつ均質なサービスを全社一体となって提供してまいります。

皆さまには、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



2011年7月

取締役社長

松崎 敏夫

NKSJグループの概要

NKSJグループの概要

～「成長」「信頼」No.1のグループへ～

2010年4月1日、株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社は共同持株会社「NKSJホールディングス株式会社」を設立し、NKSJグループが誕生しました。
NKSJグループは、「お客さまに最高品質の安心とサー

ビスをご提供し、社会に貢献する」ことを経営ビジョンの中心に据え、「『成長』『信頼』No.1」をグループ全体の共通標語として掲げて取り組んでいます。

NKSJホールディングス株式会社の概要

会 社 名:NKSJホールディングス株式会社
(英文表記:NKSJ Holdings, Inc.)
資 本 金:1,000億円

本店所在地:東京都新宿区西新宿1-26-1
代表取締役会長CEO(兼)会長執行役員:兵頭 誠
代表取締役社長CEO(兼)社長執行役員:佐藤 正敏

NKSJグループ経営基本方針

NKSJグループは、保険、金融事業の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提として、グループ一体の経営戦略を遂行し、持続的な成長を目指します。

1. グループ内のあらゆる分野で連携し、経営統合の効果を早期にかつ確実に実現することにより、経営効率を高めます。
2. 経営統合により強固となる財務基盤や人的資源を活用し、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、グループベースでの収益を向上させ、企

業価値の拡大を目指します。

3. 全てのサービスプロセスにおいて業務品質の向上に取り組み、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供することにより信頼を高めます。
4. 環境・健康・医療等、社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。
5. グループ内での人材交流、ノウハウの有効活用や組織の活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れるグループを実現し、社員とともに成長します。

■グループ事業の事業領域と主なグループ会社

NKSJグループは、「徹底したお客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会に貢献していくソリューションサービスグループ」を目指していきます。



損保ジャパングループの概要

～損害保険を核に、多様な領域で事業活動を展開～

2011年7月1日現在

損保ジャパングループ



国内損害保険事業

損害保険事業

- (株) 損害保険ジャパン
- セゾン自動車火災保険(株)
- 日立キャピタル損害保険(株)

損害保険関連事業

- (株) ジャパン保険サービス
- (株) インシュアランスマネジメントサービス
- (株) 損保ジャパン・ハートフルライン
- (株) 損保ジャパン企業保険サービス
- 大昌産業(株)
- (株) さわやか保険プランニング
- (株) エリアサポートジャパン302企画室
- エリアサポートジャパン渡良瀬ホールディング(株) etc.

生命保険事業

- 損保ジャパンひまわり生命保険(株)
- 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険(株)

海外保険事業

- Sompo Japan Insurance Company of America
- Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited
- Sompo Japan Sigorta A.S.
- Sompo Japan Asia Holdings Pte.Ltd
- Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.
- Tenet Insurance Company Limited
- Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.
- Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited
- Yasuda Seguros S.A.
- Berjaya Sompo Insurance Berhad
- Universal Sompo General Insurance Company Limited
- Maritima Seguros S.A.
- Maritima Saude Seguros S.A.

その他金融サービス事業

金融関連事業・アセットマネジメント事業

- 損保ジャパンDC証券(株)
- 安田企業投資(株)
- (株) 損保ジャパン・クレジット

ヘルスケア事業

- (株) 全国訪問健康指導協会
- (株) 損保ジャパン・ヘルスケアサービス

リスクマネジメント事業

- NKSJリスクマネジメント(株)

一般事業

総務関連事業

- (株) 損保ジャパン・ビルマネジメント

事務代行・計算関連事業

- NKSJビジネスサービス(株)
- NKSJシステムズ(株)

調査・研究事業

- (株) 損保ジャパン総合研究所

その他

- (株) 損保ジャパン人財開発
- (株) 損保ジャパン代理店サポート

財 団

- 公益財団法人損保ジャパン美術財団
- 公益財団法人損保ジャパン記念財団
- 公益財団法人損保ジャパン環境財団

損保ジャパンの事業戦略

損保ジャパンは、NKSJグループの中核会社として、グループの経営基本方針・基本戦略をふまえた事業戦略を遂行していきます。

損保ジャパンの戦略目標～「3つの日本一」～

損保ジャパンは、「お客さま評価日本一の保険グループ」「人材力日本一の保険グループ」「シンプルでわかりやすく最もスピード感のある保険グループ」の「3つの日本一」を戦略目標に掲げています。

1. 「お客さま評価日本一の保険グループ」

損保ジャパンでは、「お客さま評価日本一の保険グループ」になることを最重要の戦略目標に位置づけています。お客さまのことを理解し、すべての業務をお客さま基点で考えることにより、お客さまに対するサービス品質を向上させます。また、安定した収益基盤を構築してお客さまの信頼を高め、お客さまに選んでいただける保険会社になることをブランド価値の向上・成長戦略の核とします。

2. 「人材力日本一の保険グループ」

損保ジャパンでは、持続的に成長するための最大の推進力は人材力であると考え、人間的な魅力や高い専門性を備えた社員・代理店がいる魅力ある人材集団となることを目指します。

3. 「シンプルでわかりやすく最もスピード感のある保険グループ」

すべてのサービスプロセスをシンプルでわかりやすくするとともに、判断や行動のスピードを上げ、スピード感あるお客さま対応の実現を目指します。

損保ジャパンの重点経営課題

損保ジャパンは、戦略目標である「3つの日本一」を実現させるために、次の重点経営課題に取り組みます。

1. お客さまサービス品質向上

損保ジャパンでは、2010年10月に「お客さま評価日本一推進本部」を立ち上げ、具体的な取り組みを進めています。保険募集から保険金支払いに至るまでのお客さまサービスの品質向上に向け、お客さま対応、商品・ツール、説明力などに関するさまざまな課題を設定し、着実にこれらの課題を改善・向上させていきます。また、未曾有の災害となった東日本大震災への迅速かつ真心をこめた対応を最優先経営課題として、全社で総力をあげて取り組んでいます。

2. 国内損保事業における収益力の向上

コア事業である国内損保事業における収益力の強化に向けて、販売基盤拡充によるマーケットシェアの拡大、アンダーライティング強化による損害率の改善、事業運営の効率化やコスト削減による生産性の高い事業構造の実現、日本興亜損保との商品・事務・システム統合プロジェクトの完遂による統合シナジーの最大化に徹底的に取り組めます。

3. 成長分野の収益拡大

2011年10月に予定されている損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の合併による国内生命保険事業の収益拡大、新興国などの成長地域における積極的なM&Aによる海外事業の収益化の加速、成長分野での新規事業への参入によるグループ事業の多角化と収益化を推進することで、お客さまの多様なニーズに応えるソリューション・サービスグループへと成長していきます。

日本興亜生命保険との合併について

合併の目的

2010年4月に発足したNKSJグループにおいて成長分野と位置づけられている生命保険事業を担う、当社と日本興亜生命保険株式会社は、「お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会に貢献する」というグループの目標のもと、2011年10月1日に合併し、「NKSJひまわり生命保険株式会社」となることを予定しております。これにより、経営基盤をさらに強固なものとし、両社の特色や強みを活かして成長を加速させ、お客さまからこれまで以上に選ばれる会社になることを目指します。

合併期日および合併に関する基本事項

当社および日本興亜生命保険株式会社は、2011年10月1日に合併することを予定しております。両社の合併に関する基本事項は下表のとおりです。なお、両社の合併は、関係当局の認可等を前提とします。

項目		内 容
1	新社名 (商号)	NKSJひまわり生命保険株式会社 (英文表記) NKSJ Himawari Life Insurance, Inc.
2	合併期日	2011年10月1日(土)
3	存続会社	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
4	事業内容	生命保険事業
5	資本金	172.5億円
6	代表者	代表取締役社長 松崎 敏夫
7	本店所在地	〒163-8626 東京都新宿区西新宿六丁目13番1号 新宿セントラルパークビル

新会社名ロゴ

NKSJひまわり生命保険株式会社

英文表記

NKSJ Himawari Life Insurance, Inc.

シンボルマーク

NKSJひまわり生命



<社名・シンボルマークに込めた想い>

最高品質の安心とサービスをご提供することで、お客さま一人ひとりの輝く笑顔を見守りつづけたい。その想いを、太陽を見つめつづける「ひまわり」に重ね、社名・シンボルマークとして表現しました。

また、大空へと高く、大きく成長するそのイメージは、NKSJグループの中核生命保険会社として、経営基盤をさらに強固なものとし、成長を加速していく新会社の姿を表しています。

新会社ホームページアドレス

<http://www.nksj-himawari.co.jp/>

※上記ホームページアドレスは、合併日(2011年10月1日)以降ご利用できます。

合併新会社の経営ビジョンと目指す企業像

「お客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献すること」を経営ビジョンの中心に据え、ステークホルダーの皆さまからご支持が得られるよう、以下に掲げる生命保険会社の実現を目指します。

1. 最高品質の安心とサービスを提供する生命保険会社

お客さま対応力・商品開発力・システム対応力を一層強化するとともに、販売基盤の拡充を図り、より多くのお客さまに最高品質の安心とサービスを提供します。

2. 存在感のある生命保険会社

収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたブランドを確立するとともに、マーケットにおいて存在感のある生命保険会社を目指します。

3. 社会と環境にやさしい幅広いソリューションを提供する生命保険会社

健康・医療・環境等をキーワードに、人々の生活や企業活動に幅広いソリューションをご提供するとともに、あらゆるステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業の社会的責任(CSR)を実現し、一企業市民として社会の発展に貢献する経営を目指します。

4. 企業価値の最大化を図る生命保険会社

最適な経営資源の配分、経営の効率化・収益力の向上を通じて、企業価値の最大化を図り、NKSJグループの株主価値最大化に貢献します。

また、経営の一層の透明性の確保に努めます。

5. 自由闊達・オープンで活力溢れる

企業文化を有する生命保険会社

活発なコミュニケーションの推進と、自ら専門性を高めその能力を最大限発揮できる企業文化の醸成により、ノウハウの有効活用や組織の活性化を図り、代理店・社員が働きがいを実感し、ともに成長できる生命保険会社を目指します。

トピックス

東日本大震災への対応

2011年3月11日に発生した震災により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。1日も早く復興されますよう、お祈り申し上げます。

当社は、東京都を除く災害救助法の適用地域の皆さまを対象とし、次の特別取扱いを実施しています。(2011年7月1日現在)

- ・災害死亡保険金等の全額支払い
- ・保険料払込猶予期間の延長
- ・保険金・給付金・契約者貸付の簡易迅速なお支払い
- ・新規契約者貸付への特別金利の適用
- ・入院治療に関する特別取扱い

がん保険「勇気のお守り」新発売

当社は、2010年11月、がんの治療実態が入院から通院にシフトしている最近の医療事情をふまえ、通院保障を充実させた新しいがん保険「勇気のお守り」を発売しました。「勇気のお守り」は入院を伴わない通院費用を1年間120日分まで、通算ではお支払日数の制限なく保障する「がん外来治療給付金」を組み込んだ商品で、入院の有無にかかわらず、通院のみでも給付金をお支払いします。通院が長引いてもお客さまが安心してがん治療に専念できる保障内容です。



医療保険の保有契約件数が100万件を突破

2011年2月、当社の医療保険の保有契約件数が100万件を突破いたしました。当社は1989年に医療保険を発売し、その後、保有契約件数を積み重ねてまいりましたが、2008年8月に発売した医療保険(08)(終身タイプのペットネーム「健康のお守り」)が2011年2月末までに56万件を発売する大ヒット商品となったことにより、保有契約件数の増加が一気に加速しました。

財務の健全性について

格付け

当社は世界を代表する格付機関であるムーディーズ社およびスタンダード&プアーズ社から格付けを取得しています。
(2011年7月1日現在)

Aa3

ムーディーズ
保険財務格付

AA-

スタンダード&プアーズ
保険財務力格付け

- 保険財務格付は、保険契約に基づいた優先債務を遅延なく履行する保険会社の能力に関する意見を表したものです。
- 保険財務力格付けは、保険契約の諸条件に従って支払いを行う能力に関して保険会社の財務内容を評価したフォワードルッキングな意見を表したものです。

〈ムーディーズ社による格付の定義〉 (保険財務格付)

Aa1 Aa2 Aa3	Aaa	財務安定性が極めて優れている保険会社に対する格付。
	Aa	財務安定性が優れている保険会社に対する格付。
	A	財務安定性が良好である保険会社に対する格付。
	Baa	財務安定性が適切である保険会社に対する格付。
	Ba	財務安定性に疑問がある保険会社に対する格付。
	B	財務安定性が弱い保険会社に対する格付。
	Caa	財務安定性がかなり弱い保険会社に対する格付。
	Ca	財務安定性が極めて弱い保険会社に対する格付。
	C	財務安定性が最低の保険会社に対する格付。

〈スタンダード&プアーズ社による格付けの定義〉 (保険財務力格付け)

AAA	保険契約債務を履行する能力は極めて強い。スタンダード&プアーズの最上位の保険財務力格付け。
AA	保険契約債務を履行する能力は非常に強い。最上位の格付け(「AAA」)との差は小さい。
A	保険契約債務を履行する能力は強いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。
BBB	保険契約債務を履行する能力は良好だが、上位の格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響を受けやすい。
BB	保険契約債務を履行する能力は限界的である。強みもあるが、事業環境が悪化した場合、債務を履行する能力が不十分となる可能性がある。
B	保険契約債務を履行する能力は弱い。事業環境が悪化した場合、債務を履行する能力が損なわれる可能性が高い。
CCC	保険契約債務を履行する能力は非常に弱い。債務の履行は良好な事業環境に依存している。
CC	保険契約債務を履行する能力は極めて弱い。債務をすべては履行できない可能性が高い。

注:ムーディーズ社の格付定義はムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページから転載し、一部を抜粋しています。スタンダード&プアーズ社の格付け定義はスタンダード&プアーズのホームページから転載し、CC未満の格付けについては省略しています。格付けは将来変更される可能性があります。(2011年7月1日現在)

ソルベンシー・マージン比率

2010年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,300.9%となり、引き続き高水準を維持しています。

2,300.9%

2010年度末

○ソルベンシー・マージン比率とは、大震災、株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」があるかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%を上回っていれば、安定的な経営を維持する上での一つの基準を満たしていることを示します。

(単位：百万円)

項 目	2009年度末	2010年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	157,431	159,904
リスクの合計額 (B)	12,915	13,898
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,437.9%	2,300.9%

(詳細はP.90をご参照ください。)

※2011年度から適用される新基準による2010年度末のソルベンシー・マージン比率をP.91に掲載しています。

実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から、危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政上の監督指標の一つとなっています。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の2010年度末の実質資産負債差額は1,703億円となり、2009年度末実績1,603億円に対して99億円の増加となりました。

1,703億円

2010年度末

基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標のひとつであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入(戻入)などの臨時損益を控除した損益として計算されます。

当社の2010年度の基礎利益は、新契約の増加に伴う責任準備金繰入額、事業費の増加や、発生保険金の増加などにより、2009年度実績54億17百万円に対して52億74百万円減少し、1億42百万円となりました。

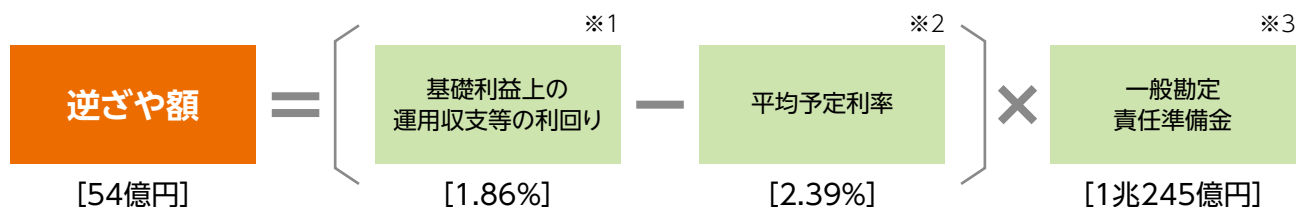
1億42百万円

2010年度

逆ざやの状況

厳しい運用環境の中、平均予定利率が減少していることもあり、2010年度の逆ざや額は54億円と、前年度実績55億円に比べ1億円減少しました。当社では、この逆ざや額を年間トータル収益でカバーし、基礎利益はプラスを確保しております。

〈逆ざや額の算出方法〉



※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。
(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2

MCEV

MCEVとは

一般に生命保険契約は、契約を獲得してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、損益計算書等法定の会計情報を補完するものとして、欧州やカナダでは生命保険会社の価値・業績を評価する有力な指標であるエンベディッド・バリューが使用されています。

MCEVは、金融市場における金融商品の価格と整合的な評価となる手法を用い、生保事業に係るリスクについて十分な考慮をした上で、現在および将来の株主への分配可能利益の現在価値を評価したもので、「企業の純資産価値」と「保有契約からもたらされる将来利益の現在価値」の合計として計算されます。

欧州では、主要保険会社のCFO（最高財務責任者）から構成されるCFOフォーラムが2004年5月にEEV原則を公開した後、EEV原則に準拠した開示が広く行われるようになり、その後計算基準の統一性をさらに高めるという視点から市場整合的な評価手法を用いることを定めたEuropean Insurance CFO Forum Market

Consistent Embedded Value Principles[®]（以下「MCEV Principles」）が2008年6月に公表されました。現在、CFOフォーラム参加会社はEEV原則に準拠した開示が義務付けられていますが、2011年12月末からはMCEV Principlesに準拠することが義務付けられる予定です。

国内においても、EEV原則またはMCEV Principlesに準拠した開示が広まりつつあることから、当社の現状をより一層ご理解いただくため、2010年3月末よりMCEV Principlesに基づいた開示を行っています。

2010年度末のMCEV

2010年度末のMCEVは3,456億円で、その内訳は、純資産価値が779億円、保有契約価値が2,676億円です。

2009年度末と比較して548億円の増加となりました。その増加の内訳としては、純資産価値が29億円の増加、保有契約価値が519億円の増加となっています。

※Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008

〈過去2年間のMCEV〉

（単位：億円）

	2009年度末	2010年度末	増減額
年度末MCEV	2,907	3,456	548
純資産価値	750	779	29
保有契約価値	2,157	2,676	519
新契約価値	238	310	73

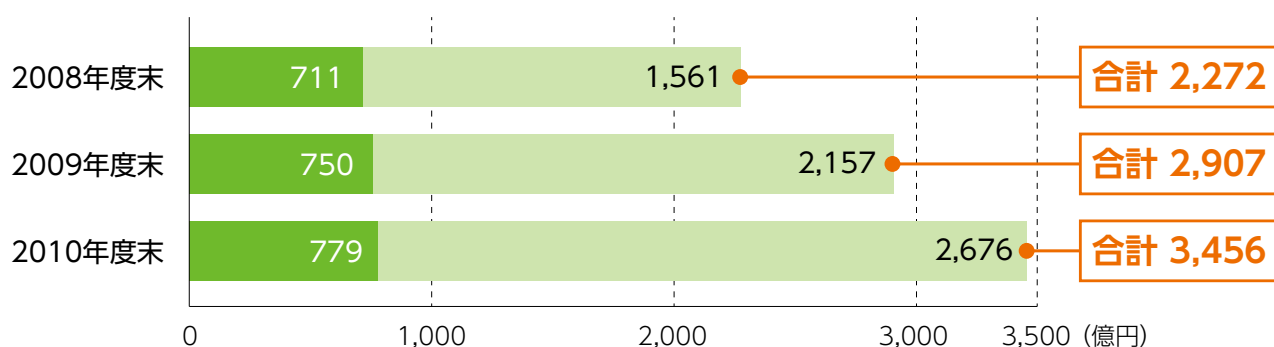
（注）純資産価値は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。具体的には貸借対照表の純資産の部の額に、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額、一般貸倒引当金、満期保有目的の債券の含み損益、金融派生商品の含み損益を加え、無形固定資産を控除した後、これら前7項目の税効果相当額を差し引いたものです。

保有契約価値は、保有契約から将来生ずる株主への分配可能利益を評価日における現在価値に換算したもので、確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を控除した額です。

新契約価値は、年度末MCEV総額のうちの新たな契約分の数値を表しています。

〈MCEV推移〉

■ 純資産価値 ■ 保有契約価値



2009年度末から2010年度末への変動要因

2009年度末から2010年度末へのMCEVの変動要因は下表のとおりです。

主な変動要因としては、2010年度に獲得した新契約価値による増加、保険事業に係わるその他の要因に基づく差異による増加、経済的前提条件と実績の差異による減少の影響があげられます。

(単位：億円)

	MCEV
前年度末MCEV	2,907
当年度新契約価値	310
保有契約価値の割り戻し (リスクフリーレート)	69
保有契約価値の割り戻し (期待超過収益分)	89
保有契約価値及び必要資本から フリー・サープラスへの移管	—
保険関係の前提条件と実績の差異	−18
保険関係の前提条件の変更	75
保険事業に係るその他の要因に 基づく差異	225
保険事業活動によるMCEV増減	749
経済的前提条件と実績の差異	−177
その他の要因に基づく差異	−24
MCEV増減総計	548
当期末MCEV	3,456

その他

●保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）であるミリマン・インク（Milliman, Inc.）から、意見書を受領しています。（意見書およびMCEVに関する詳細については当社のホームページでご参照いただけます。）

●MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。その多くは、個別会社の管理能力を超えた領域に属します。

適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実際実現値とは異なるものです。前提条件と実際実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。

また、実際の市場価値は、投資家が様々な情報に基づいて下した判断により決定されるため、MCEVから著しく乖離することがあります。

これらの理由により、MCEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金・年金・給付金等の支払いに備え、責任準備金の積立が義務づけられています。この責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立を実施しています。また、2007年度から、第三分野保険に対しては、将来の給付金等の支払率

の上昇を見込んだストレス・テストを実施し、その結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積増しを行うことが義務づけられました。なお、2010年度の当社のストレス・テストでは、責任準備金の積立水準に問題はないという結果となり、責任準備金の積増しを実施していません。

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況

2010年度の新契約高は前年度比105.7%の2兆2,432億円、保有契約高も前年度末比111.1%の11兆6,530億円と伸展しました(契約高は個人保険と個人年金保険の合計)。

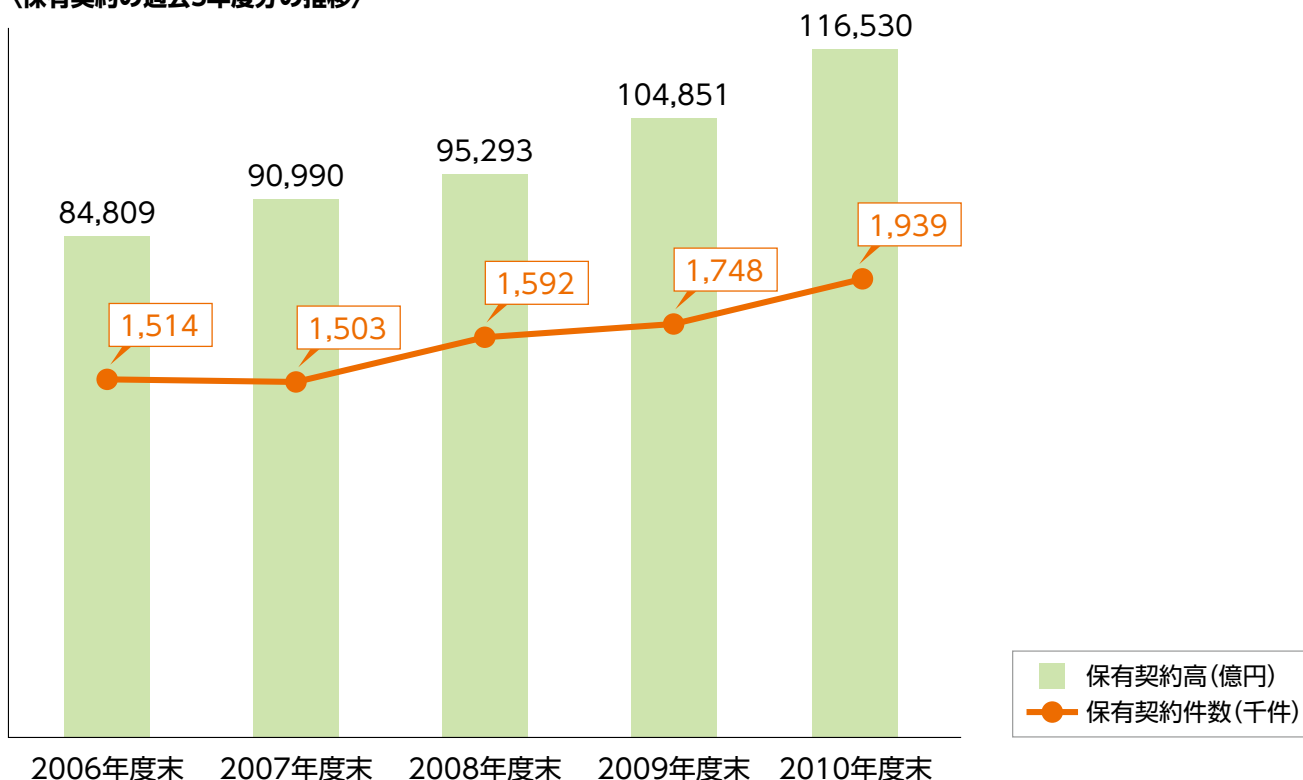
保険料等収入は新契約の増加、解約の減少などにより、前年度比105.6%の2,494億円となりました。

総資産は当年度中に651億円増加し、当年度末には1兆1,872億円となりました。

〈主要業績の状況〉

	2009年度(末)	2010年度(末)	前年度(末)比
新 契 約 高	2兆1,218億円	2兆2,432億円	105.7%
保 有 契 約 高	10兆4,851億円	11兆6,530億円	111.1%
保 険 料 等 収 入	2,362億円	2,494億円	105.6%
総 資 産	1兆1,221億円	1兆1,872億円	105.8%

〈保有契約の過去5年度分の推移〉



(注) 保有契約高および保有契約件数は個人保険と個人年金保険の合計

損益の状況

2010年度の経常利益は7億円となり、前年度実績40億円に比べ33億円減少しました。

当期純損失は15億円となり、前年度当期純利益の実績

13億円に比べ28億円減少しました。

基礎利益は1億円となり、前年度実績54億円に比べ52億円減少しました。

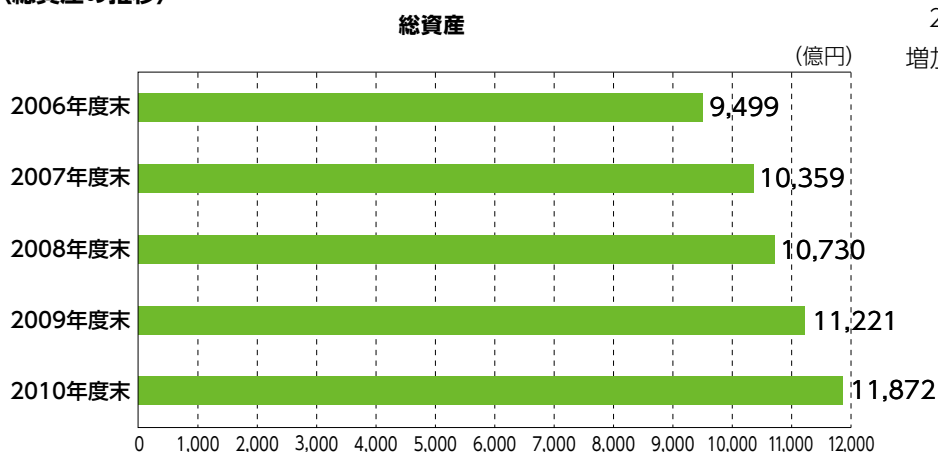
主要業績の推移

(単位:百万円)

項目	2006年度(末)	2007年度(末)	2008年度(末)	2009年度(末)	2010年度(末)
総資産	949,933	1,035,988	1,073,052	1,122,133	1,187,254
有価証券残高	884,443	960,980	993,085	1,030,306	1,083,552
責任準備金残高	879,690	954,945	987,198	1,032,371	1,097,361
経常収益	281,304	270,735	260,182	258,426	269,332
保険料	262,368	249,359	236,671	232,187	244,911
資産運用収益	15,577	17,415	18,655	22,095	19,710
保険金等支払金	111,052	125,454	159,576	147,861	138,884
うち解約返戻金	67,101	78,406	109,171	97,900	85,253
経常利益	14,674	19,232	11,115	4,088	759
当期純利益又は当期純損失(△)	7,722	10,578	5,867	1,315	△1,506
ソルベンシー・マージン比率	2,138.6%	2,408.3%	2,459.3%	2,437.9%	2,300.9%
新契約高	1,383,512	1,614,880	1,570,446	2,121,806	2,243,293
保有契約高	8,480,949	9,099,013	9,529,382	10,485,124	11,653,083

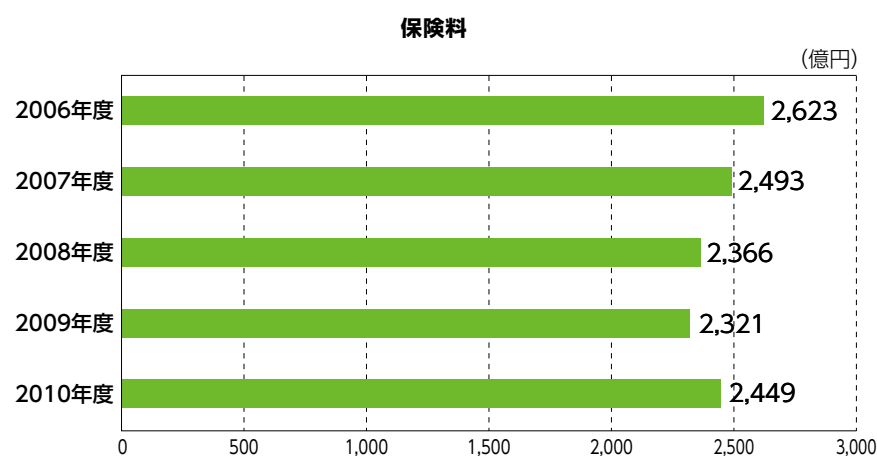
(注) 新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

〈総資産の推移〉



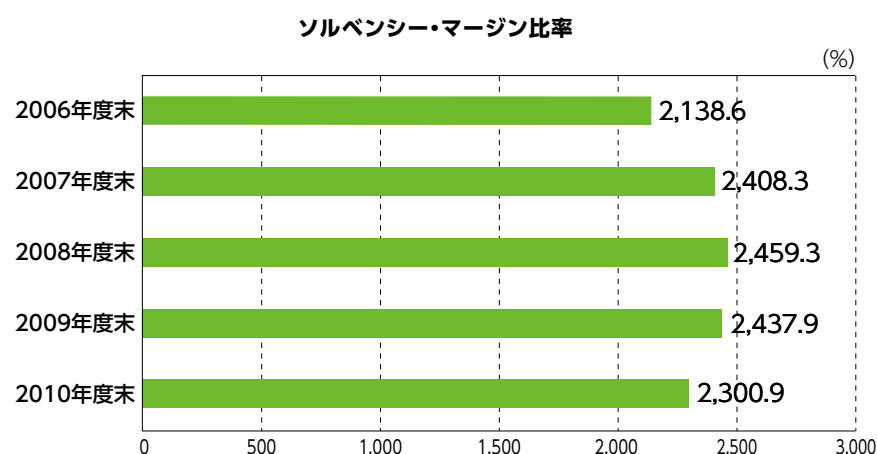
2010年度中に総資産が651億円増加し、順調に拡大しています。

〈保険料の推移〉



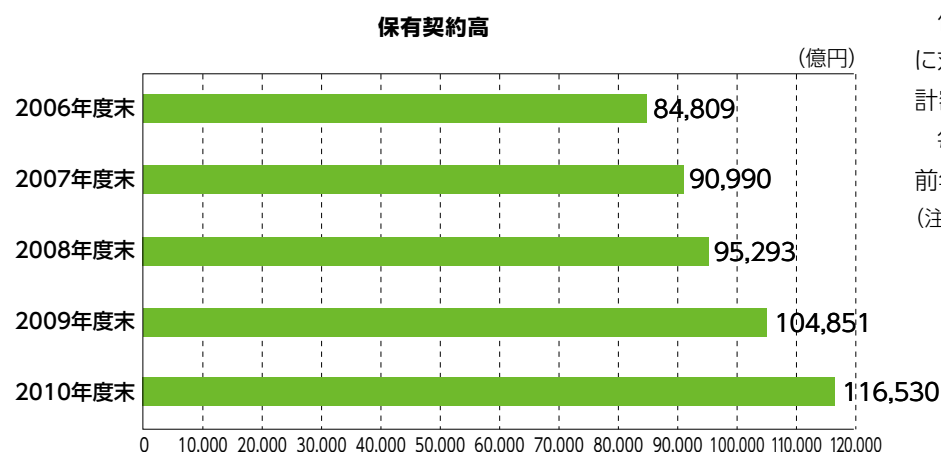
保険料は、一般事業会社の売上高に相当します。2010年度は、対前年度比5.5%の増加となりました。

〈ソルベンシー・マージン比率の推移〉



2010年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,300.9%となり、引き続き高水準を維持しています。

〈保有契約高の推移〉



保有契約高は、個々の被保険者様に対して当社が保障する金額の総合計額です。

毎年着実に増加し、2010年度末は前年度末比11.1%増となりました。

(注) 保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。

収支の状況

〈損益計算書(抜粋)〉

(単位：百万円)

科 目		2010年度		2009年度
		金 額	増減額	金 額
経常収益	①	269,332	10,905	258,426
保険料等収入		249,462	13,223	236,238
保険料	②	244,911	12,723	232,187
再保険収入		4,550	500	4,050
資産運用収益	③	19,710	△ 2,384	22,095
利息及び配当金等収入		19,127	1,005	18,121
有価証券売却益		582	△ 1,013	1,596
有価証券償還益		—	△ 179	179
その他経常収益		159	66	93
経常費用	④	268,572	14,234	254,338
保険金等支払金	⑤	138,884	△ 8,977	147,861
保険金		22,970	1,999	20,970
年金		1,050	152	897
給付金		24,057	1,935	22,121
解約返戻金		85,253	△ 12,646	97,900
その他返戻金		977	△ 142	1,119
再保険料		4,575	△ 276	4,851
責任準備金等繰入額	⑥	66,851	19,599	47,251
資産運用費用	⑦	853	△ 666	1,519
支払利息		60	22	37
有価証券売却損		334	△ 55	389
有価証券評価損		—	△ 719	719
金融派生商品費用		34	△ 265	299
事業費	⑧	59,332	3,227	56,105
その他経常費用		2,651	1,051	1,600
経常利益	⑨	759	△ 3,328	4,088
特別利益		10	7	3
特別損失		940	831	108
契約者配当準備金繰入額	⑩	1,706	119	1,586
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△ 1,876	△ 4,273	2,396
法人税及び住民税		374	△ 2,175	2,549
法人税等調整額		△ 744	724	△ 1,469
法人税等合計		△ 370	△ 1,451	1,080
当期純利益又は当期純損失(△)	⑪	△ 1,506	△ 2,821	1,315

①経常収益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。
②保険料	ご契約者様から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。 *新契約の増加、そして解約の減少によって、前年度比5.5%増加しました。
③資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。 *当社では、その97.0%を利息及び配当金等収入が占めています。
④経常費用	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。
⑤保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金等の保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もこちらに計上します。
⑥責任準備金等繰入額	責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積み立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。損益計算書上は、(繰入額-戻入額)の差額で表示されます。 *前年度比で195億円増加していますが、新契約の増加に伴い標準責任準備金積増負担が増大したことによるものです。
⑦資産運用費用	有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。
⑧事業費	新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金等の支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。 *前年度比32億円増加していますが、新契約の増加に伴う募集経費増が主な要因となっています。
⑨経常利益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。
⑩契約者配当準備金繰入額	ご契約者様に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。 *当社では、そのほとんどが団体保険契約にかかわる配当準備金の繰入です。
⑪当期純利益 又は当期純損失(△)	税引前当期純利益又は税引前当期純損失から法人税等を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益又は純損失を意味します。 *新契約の増加に伴う責任準備金の繰入負担や発生保険金、事業費の増加等により、15億6百万円の当期純損失となりました。

資産・負債の状況

〈貸借対照表(抜粋)〉

(単位：百万円、%)

科 目		2010年度末			2009年度末
		金 額	増減額	構成比	金 額
(資産の部)					
現金及び預貯金		39,395	6,406	3.3	32,988
有価証券	①	1,083,552	53,246	91.3	1,030,306
国債		644,873	83,985	54.3	560,887
地方債		69,354	△ 1,134	5.8	70,489
社債		314,678	4,466	26.5	310,212
株式		4,744	△ 395	0.4	5,140
外国証券		49,902	△ 33,674	4.2	83,576
貸付金	②	18,067	904	1.5	17,162
有形固定資産		1,354	157	0.1	1,197
無形固定資産		4,114	△ 511	0.3	4,625
代理店貸		143	△ 30	0.0	174
再保険貸		1,480	273	0.1	1,206
その他資産		25,303	3,901	2.1	21,401
未収金		16,771	1,527	1.4	15,244
未収収益		3,129	26	0.3	3,102
預託金		3,411	960	0.3	2,451
仮払金		1,265	1,180	0.1	85
繰延税金資産	③	13,871	706	1.2	13,164
資産の部合計	④	1,187,254	65,120	100.0	1,122,133
(負債の部)					
保険契約準備金		1,121,707	66,855	94.5	1,054,852
支払備金	⑤	22,017	1,861	1.9	20,155
責任準備金	⑥	1,097,361	64,990	92.4	1,032,371
契約者配当準備金		2,329	3	0.2	2,325
代理店借		2,584	993	0.2	1,591
再保険借		1,231	26	0.1	1,205
その他負債		5,803	△ 1,760	0.5	7,564
退職給付引当金		941	278	0.1	663
特別法上の準備金		923	129	0.1	794
価格変動準備金		923	129	0.1	794
負債の部合計		1,133,276	66,559	95.5	1,066,716
(純資産の部)					
資本金		17,250	—	1.5	17,250
資本剰余金		10,000	—	0.8	10,000
利益剰余金		25,777	△ 1,506	2.2	27,283
その他有価証券評価差額金	⑦	949	67	0.1	882
純資産の部合計		53,977	△ 1,438	4.5	55,416
負債及び純資産の部合計		1,187,254	65,120	100.0	1,122,133

①有価証券

有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債等、海外の国・企業等が発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業等が発行する有価証券への投資の総称です。

*当社の一般勘定資産の資産運用ポートフォリオはALM(資産・負債の総合管理)の観点から、保険契約の特性を勘案して、高格付けの円貨建債券を中心とした健全かつ効率的な運用を行うことで、長期的に安定した収益の確保を図っています。

②貸付金

生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。

*当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。

③繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

④資産の部合計

*当年度中に総資産が651億円増加し、当年度末には1兆1,872億円となり、5.8%増と拡大を続けています。

⑤支払備金

支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金等のうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。

⑥責任準備金

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務づけられている準備金です。
責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

*当社は平準純保険料式による積み立てを行っています。

⑦その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

*当社の一般勘定で保有している有価証券は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が81.1%、その他有価証券が18.9%です。

2010年度の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2010年度の日本経済は、上半期こそ緩やかな景気回復が続いたものの、下半期は輸出の頭打ちや政策による消費押し上げ効果の一巡から景気は踊り場的な調整局面を迎えました。加えて、東日本大震災の発生により、景気の先行きに対する不透明感が高まっています。

企業部門では、収益の改善を背景に設備投資に底打ちの兆しが見られましたが、夏場にかけての円高進行やIT関連財などの在庫調整により生産の伸びは一進一退が続きました。個人消費は、自動車などに対する政府の購入促進策の終了前には駆け込み需要が見られたものの、雇用・所得の改善が限定的に留まる中、全体的には盛り上がり欠ける状況が続きました。

このような景気情勢の下、10年国債利回りは日銀が金融緩和姿勢を強化したこともあり、一時、2003年以来となる1%割れを記録しました。年度後半にかけては海外金利の上昇や財政悪化に対する懸念から反転上昇し、年度末は1.2%台となりました。日経平均株価は、年度半ば一時9,000円を割り込んだ後、世界的な株価上昇を受けて反発しましたが、東日本大震災の影響から年度末は9,700円台となりました。

為替は米国金利の低下による日米金利差の縮小を背景に円高基調が続きました。東日本大震災の発生後には日本企業が復興目的で資金を国内に引き上げるとの観測から、円は一時、対ドルでの史上最高値となる1ドル=76円台前半を記録しました。

当社の運用方針

将来の保険金などの確実なお支払いに備え、当社は保険契約の特性を勘案したALM運用を行っています。

具体的には、株価変動リスクを排除するとともに、信用リスクも抑えた運用を行うことで長期的に安定した収益の確保を図っています。信用リスクのヘッジ手段としては、クレジット・デフォルト・スワップ取引を一部利用しています。

上記運用方針に基づき、当社の一般勘定資産は高格付けの円貨建債券の満期保有を中心とした資産運用ポートフォリオとなっていますが、利回り水準の向上を目指し、一部は外貨建債券に投入しています。外貨建債券の一部については、為替リスクのヘッジ手段として為替予約取引を利用して、過度に為替リスクを取らない運用を行っています。

ALMの推進

資産と負債を総合的に管理していくことをALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)といいます。

生命保険会社の負債は、将来の保険金などのお支払いに備えて積み立てられた責任準備金が大部分を占めており、金利が固定された長期間のものが多くという特徴があります。資産を運用する際に、そのような保険契約の特性を考慮することは、生命保険会社としての健全性を維持する上で重要であると考えられます。

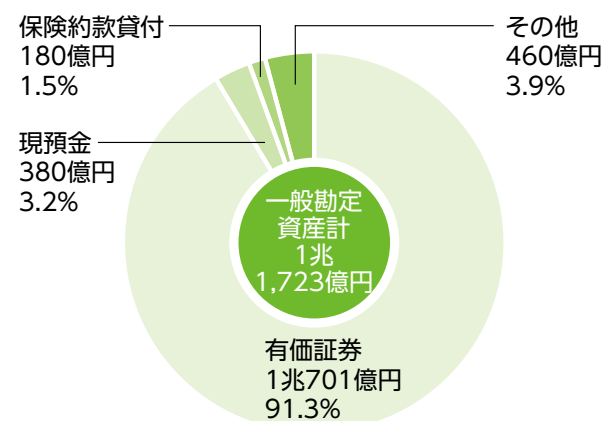
当社では、ALM委員会を定期的開催し、ALMの考えに基づいた資産運用を行っています。

運用実績の概況

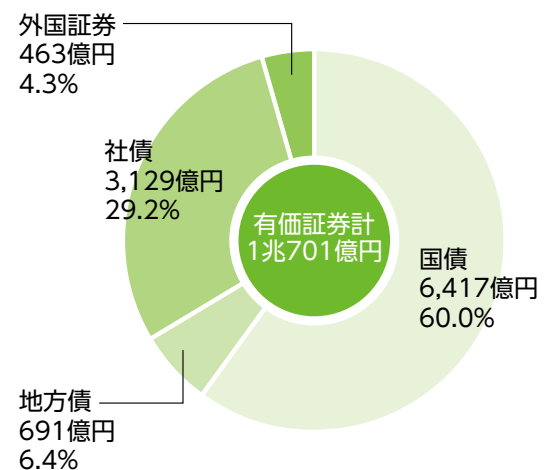
資産配分

2010年度末の一般勘定資産は、前年度末に比べ653億円増加し1兆1,723億円(前年度末比105.9%)となりました。当年度末における主な資産構成は、有価証券1兆701億円(一般勘定占率91.3%)、現預金380億円(同3.2%)となっています。

〈一般勘定資産の構成 2010年度末〉



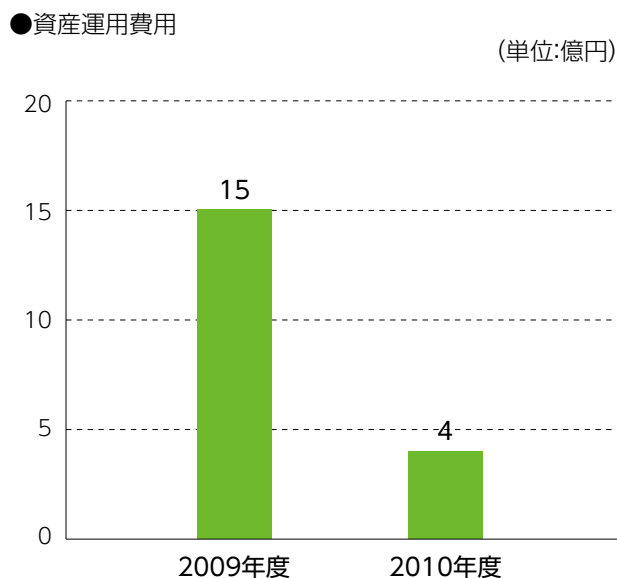
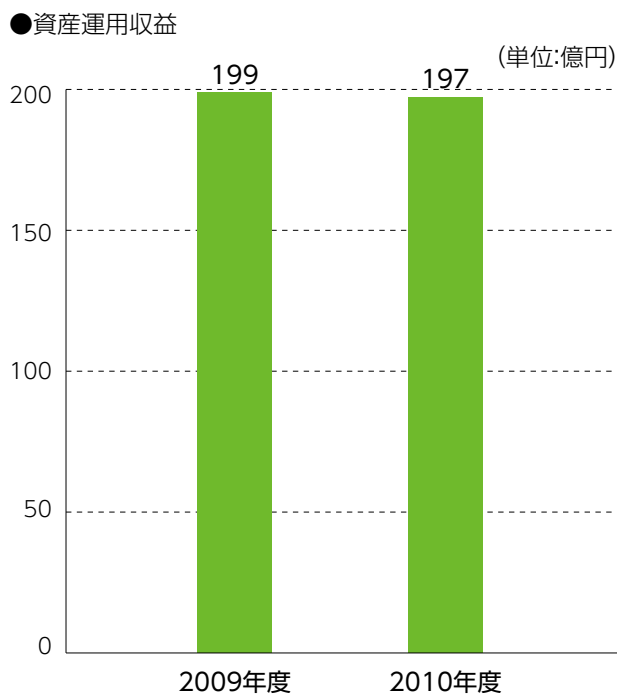
〈有価証券の構成 2010年度末〉



資産運用収支

資産運用収益は利息及び配当金等収入が増加したものの、有価証券売却益および有価証券償還益が減少したことなどにより、前年度比1億円減少の197億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券評価損および金融派生商品費用の減少などにより前年度比10億円減少の4億円となりました。その結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は、前年度比8億円増加の192億円となりました。

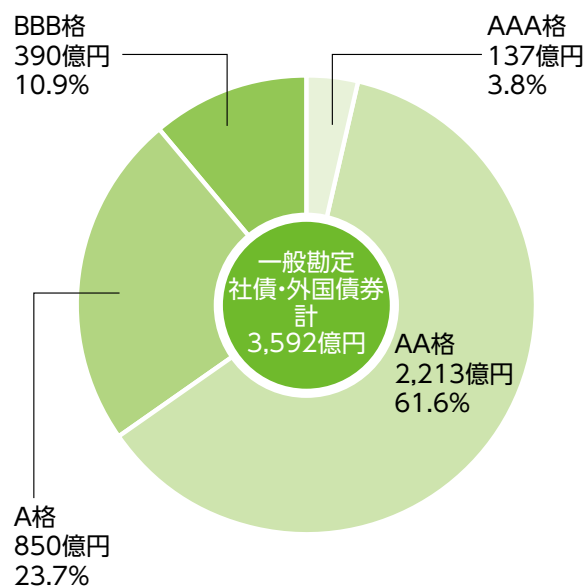
〈資産運用収益・資産運用費用の状況〉



財務の健全性

当社が2010年度末に保有する社債・外国債券の残高の89.1%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格10.9%となっています。

〈一般勘定債券の信用格付別残高の構成 2010年度末〉



格付は当社社内格付規程に基づき分類しています。社内格付規程はムーディーズ、スタンダード&プアーズ、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の外部格付に基づいています。なお、上記グラフには国債、地方債は含めていません。

証券化商品等への投資およびサブプライム関連投資の状況

証券化商品への投資については、住宅金融支援機構の発行したRMBS(貸付債権担保住宅金融支援機構債券)のみであり、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品は保有していません。

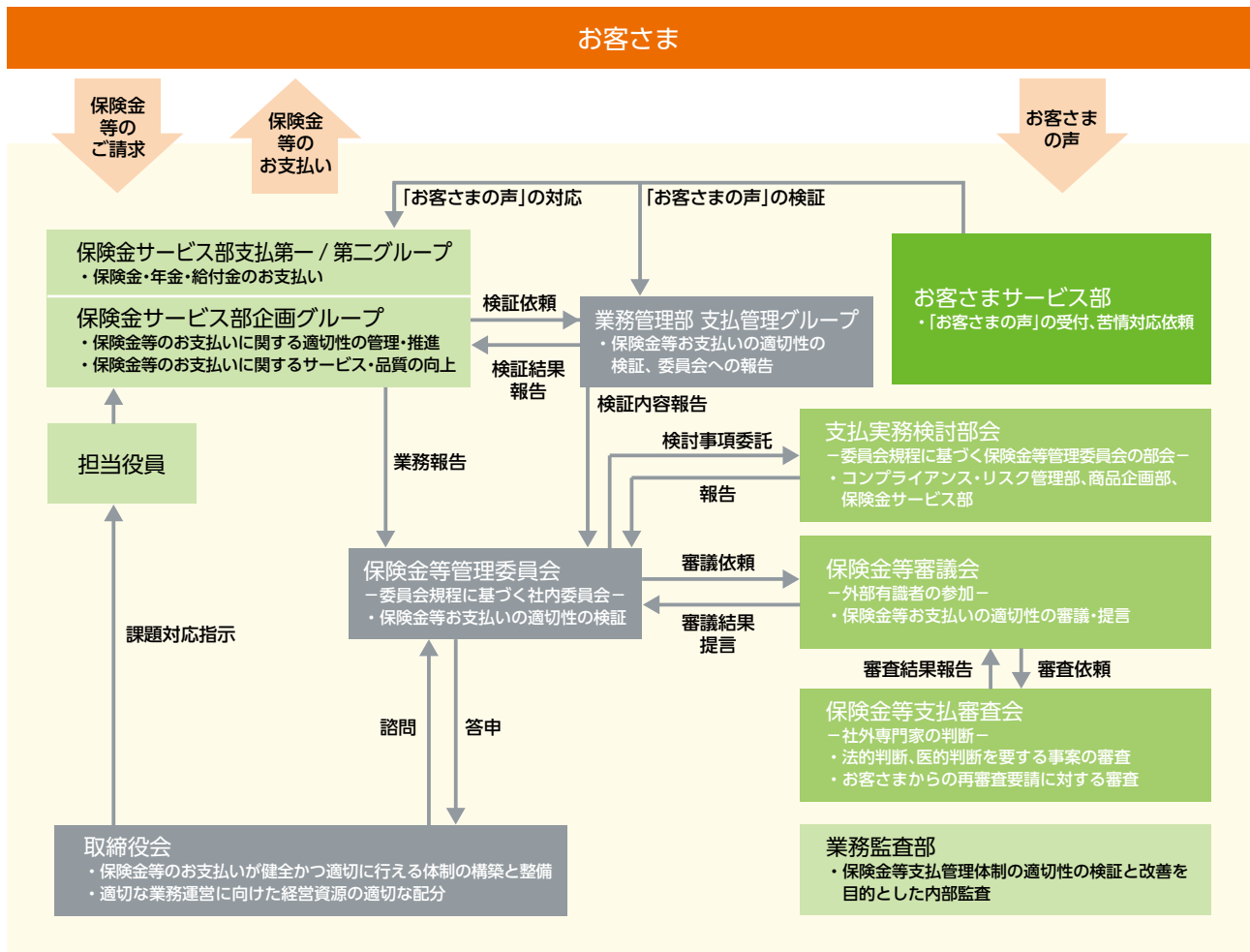
お客さまから 「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理体制と支払件数

当社では、お客さまから信頼いただける保険会社を目指し、迅速かつ適切な保険金のお支払いができる仕組みづくりに取り組んでいます。これまでの体制に加え、2008年9

月に「保険金等支払審査会」を設置し、社外専門家による個別事案の検証強化およびお客さまからの事案審査のご要望に対応しています。

〈保険金等支払管理体制〉



〈支払件数と金額〉

(単位:件、百万円)

		個人保険				団体保険			
		2009年度		2010年度		2009年度		2010年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保険金	死亡・高度障害保険金	2,774	15,118	2,941	16,772	171	1,020	145	1,042
	満期保険金	638	1,525	526	1,824	—	—	—	—
給付金	入院・手術給付金等	87,398	12,071	101,172	13,673	30	2	29	4
	生存給付金	90,096	10,043	100,724	10,373	—	—	—	—
年金		3,000	879	3,640	1,032	—	—	—	—
合計		183,906	39,638	209,003	43,676	201	1,023	174	1,047

※団体保険については非幹事分を除く件数と金額を計上しています。

内部統制の整備

当社は、取締役会において、以下のような内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っています。

内部統制システム構築に係る基本方針

当社は、NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの定めるグループの各種基本方針をふまえ、以下に定める体制を整備し、もって当社における業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上を図ります。

なお、本基本方針に基づく統制状況を適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、情報管理に関する規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を体系的に保存し、管理します。

2. 損失の危険の管理に関する体制

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち経営に重大な影響を及ぼし得る以下のリスクについて、リスク管理に関する規程を定め、リスクを把握して管理する体制およびこれらのリスクを統合し管理する体制を整備します。

- ・保険引受リスク ・資産運用リスク ・流動性リスク
- ・オペレーショナルリスク ・災害リスク

また、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図り、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

3. 取締役および執行役員その他の使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月、および必要に応じて随時開催して経営議論を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図ります。

また、当社は、執行役員その他の使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織および職制に関する規程において組織単位ごとの業務分掌、執行責任者、職務権限の範囲などを網羅的に定めるとともに、執行役員制を採用して執行責任を分掌させます。

なお、当社は、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで、取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう決裁権限を定めます。

4. 取締役および執行役員その他の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および執行役員その他の使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するため、倫理行動規範を定め、取締役会の諮問機関として設置したコンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス推進計画を策定し、取締役および執行役員その他の使用人に対する研修を実施するなど、法令等遵守態勢を整備します。また、役職員が「NKSJグループ コンプライアンス基本方針」

および「NKSJグループ コンプライアンス行動規範」を遵守して行動するよう、周知徹底を図ります。なお、当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当請求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、対応態勢を整備します。またコンプライアンス上の問題が発生した際の報告・通報、情報収集、調査・分析および再発防止に関する体制についてコンプライアンス委員会を中心に整備します。

あわせて、「顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理等を適切に行うとともに、「利益相反管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行います。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用、評価に関する基本的事項を規程に定め、この枠組みに則した適正な運営を行います。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、「NKSJグループ グループ内取引に係る基本方針」および「損保ジャパングループの経営理念」を遵守し、グループ内における取引、業務提携、事業再編等について、取引等の公正性および健全性の確保に努めます。またNKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンが定める規程に従い、株式会社損害保険ジャパンから適切な審査を受けます。

7. 監査役が補助者を求めた場合における取扱い

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者に関する規程に基づき、使用人の中から監査役補助者を選任します。

8. 監査役補助者の取締役からの独立性確保のための体制

当社は、監査役補助者の選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役補助者に関する規程に基づき、監査役の意見を聴き、またはその同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立性を確保します。

また、監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等からの指示を受けません。

9. 監査役への報告に関する体制

当社は、監査役会の同意を得て、取締役および執行役員その他の使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定め、もって監査役の監査の実効性の向上を図ります。

取締役および執行役員その他の使用人は、上記の定めに基づく報告を確実に行うとともに、監査役から当該定めのない事項について報告を求められたときは、速やかに対応するものとします。

また、監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告します。

10. その他監査役監査の実効性確保のための体制

当社は、監査役が本社および営業部門に立ち入って監査を行う場合その他監査役が協力を求める場合（NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの監査役が協力を求める場合を含みます。）は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力することとします。

また、監査役に経営協議会その他重要な会議への出席を求め、取締役および執行役員その他の使用人との十分な意見交換を求めるものとします。

11. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、内部監査規程等を整備し、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施します。

利益相反管理基本方針の概要

当社は、当社または当社のグループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等およびこの方針に則り適切に管理します。

1. 対象取引および特定方法

(1) 対象取引

当社がこの方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社または当社グループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客さま」とは、当社または当社グループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、当社グループ金融機関とは、当社の親金融機関等（保険業法第100条の2第2項の「親金融機関等」をいいます。）のうち別表に掲げる会社とします。

(2) 対象取引の類型および特定方法

対象取引には①に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、②に掲げる事情その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

① 対象取引の類型

- お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の利益が相反する取引
- お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- 当社または当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社または当社グループ金融機関が利益を得る取引
- 当社または当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社または当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

② 判断する事情

- お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期

待を抱く状況がある場合

- お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社または当社グループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、当該取引に係るお客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- 対象取引を行う部署と当該お客さまとの取引を行う部署間で双方の取引に係る情報について遮断を行う方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

別表

①株式会社損害保険ジャパン
②損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
③セゾン自動車火災保険株式会社
④日立キャピタル損害保険株式会社
⑤損保ジャパンDC証券株式会社
⑥損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
⑦株式会社損保ジャパン・クレジット
⑧安田企業投資株式会社
⑨日本興亜損害保険株式会社
⑩日本興亜生命保険株式会社
⑪そんぽ24損害保険株式会社
⑫日本興亜クレジットサービス株式会社
⑬海外で保険事業を営むNKSJグループ内会社

保険法施行に対する当社の取り組みについて

2008年6月6日に「保険法」が公布され、2010年4月1日から施行されました。

これは、最近の社会経済情勢の変化に対応するために、「商法」の一部であった保険に関する定めを約100年ぶりに改正し「保険法」として独立させたもので、お客さまの利

益保護の強化などを目的としています。

当社においては、保険法の施行にともない2010年3月2日から約款の改定を行いました。

また、これにあわせて、表形式の条文を増やしたりするなど、お客さまにとって分かりやすい約款に改定しました。

「保険法」施行にともなう主な改定点

① 保険金・解約返戻金等のお支払い期限の明確化

保険金・解約返戻金等のご請求をいただいてからお支払いするまでの期限を明確化しました。

例えば保険金のお支払いにあたり
事実の確認が必要だった場合、
期限の定めがありませんでした。



原則となるお支払期限のほか、事実の確認が必要な
ケースとのお支払期限を明確化しました。

② 差押債権者のご契約を解約しようとした場合の保障の継続

ご契約に質権などが設定されており債権者から解約請求があった場合でも、受取人が一定の手続きをすることでご契約をご継続いただける制度(介入権制度)が新設されました。

債権者などによる解約の場合、
請求書の当社到着日をもって
解約の効力が発生していました。



債権者などによる解約は、解約する旨の通知が当社に到着してから1か月経過後に解約の効力が発生します。この1か月間に、保険金受取人が解約返戻金相当額を債権者等に弁済いただくことにより、ご契約をご継続いただけるようになりました。

③ 重大事由による解除の規定の明確化

保険金請求詐欺や保険金取得目的の殺人未遂などの重大事由に該当した場合に保険契約を解除する規定を明確化しました。

保険金請求詐欺などの場合、保険
契約が解除されますが、法律上は
規定化されていませんでした。



保険法において重大事由による解除に関する規定が新たに設けられ、すべての保険契約に共通する内容として法定化・明確化されました。

④ 受取人変更の効力発生日の変更

受取人を変更される場合の効力発生日が変更されました。また、ご契約者さまの遺言によっても受取人の変更が可能となりました。

受取人変更の効力の発生時期は、
「会社が承認した時」からでした。



受取人の変更の効力発生日が、「ご契約者さまが受取人変更書類を発信された日」に変更されました。また、ご契約者さまの遺言による受取人の変更も可能となりました。

■ インターネット <http://www.himawari-life.com/contract/>

当社ホームページでは、具体的な事例をまじえて、さらにわかりやすく解説しております。ぜひあわせてご確認ください。

トップページ

▶ ご契約者の皆様へ

▶ ご契約者の皆様へ大切なお知らせ

▶ 新しい法律「保険法」が制定されました

■ お電話の窓口 (カスタマーセンター)

☎ 0120-563-506

ご契約に関するご照会や各種お手続きについてオペレーターが承ります。

受付時間 月～金／9：00～18：00 土／9：00～17：00（日曜・祝日、12月31日～1月3日は休業）
※月曜など休日明けは、お電話が混み合うことがございますので、ご了承ください。

コンプライアンス体制

当社は、お客さま・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進体制の強化に努めています。

コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社が法令等を遵守した業務の遂行を確保するための態勢の整備に関する基本的な事項を定めた「コンプライアンス規程」、当社および当社役職員の企業倫理に基づく行動の基本方針としての「倫理行動規範」および保険販売等におけるコンプライアンスの一層の徹底のための「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」を定め、企業の社会的責任を全うするための行動基準を明確にしています。

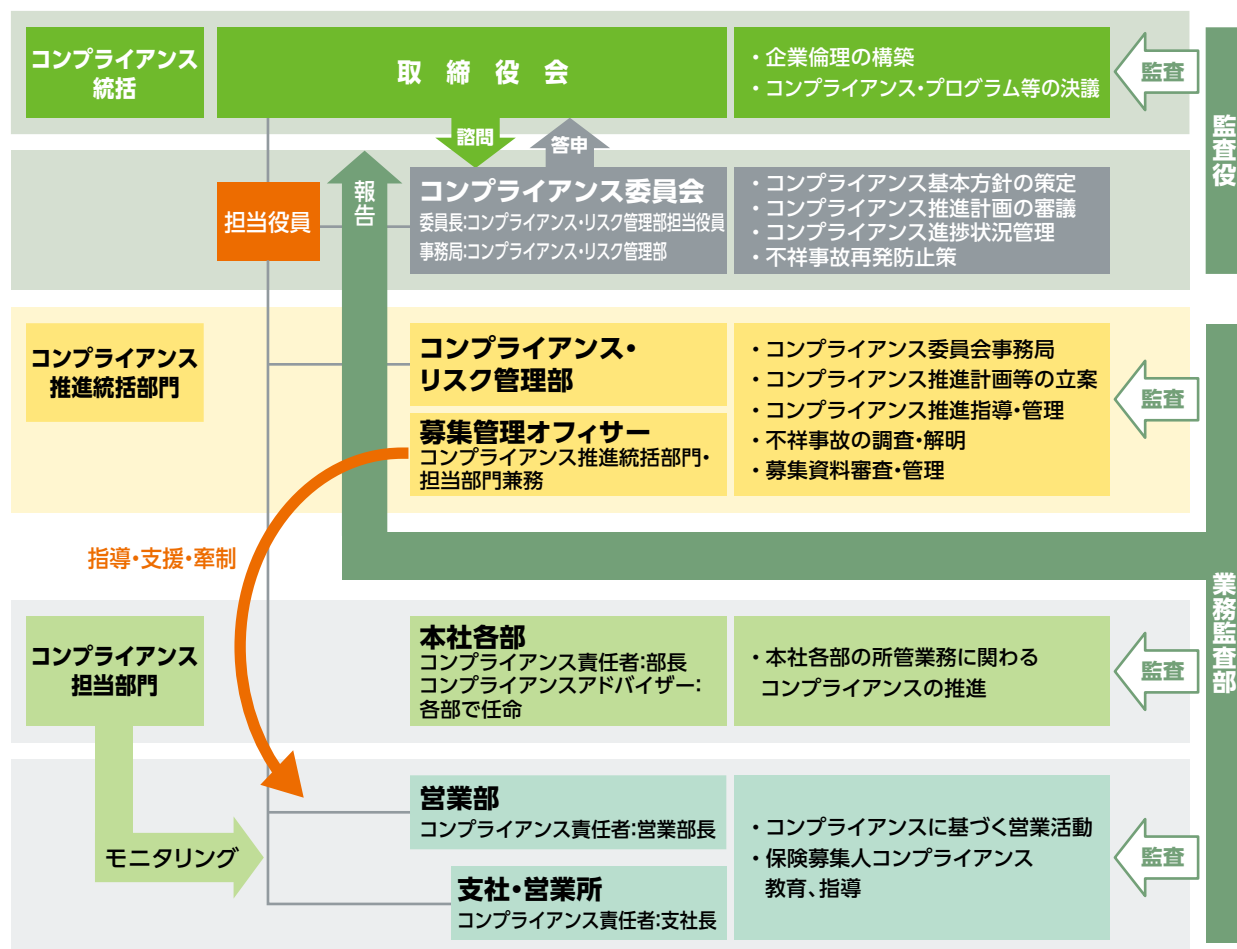
この方針のもと、役員および本社関連部門で構成されるコンプライアンス委員会を中心に、年度毎の重点課題として「コンプライアンス基本方針」およびこれに基づいた「コンプライアンス・プログラム」(推進計画)を策定し、各部の進

捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、各部門長(本社長・営業部長・支社長)をコンプライアンス責任者に任命して、各部門のコンプライアンス推進の責任者とし、また本社各部においてはコンプライアンス責任者(部長)を補佐する役割としてコンプライアンスアドバイザーを任命し、コンプライアンス推進統括部門であるコンプライアンス・リスク管理部と保険募集に関するコンプライアンス担当部門の業務管理部およびコンプライアンス担当部門である本社各部が連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また2008年度から営業店への指導や法令等遵守状況をモニタリングする募集管理オフィサーを配置し、営業店における適正な募集管理をさらに強化しています。

これらのコンプライアンス推進の取り組みは、定期的に取り締役に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。



コンプライアンス推進の具体的取り組み

コンプライアンスの定着・徹底のため、役員、コンプライアンス責任者である各部門長、本社各部等から時宜に応じたコンプライアンスメッセージの継続発信や、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を配布して倫理行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンス研修を定期的に行うものとし、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図るとともに、さらに定期的に「コンプライアンステスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に関与する代理店および保険募集人の意識向上を図るため「代理店 コンプライアンス・マニュアル」「代理店 業務ハンドブック」等のツールを作成、適宜改定して、研修・指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」(P.29参照)を制定し、その周知・徹底を図っています。

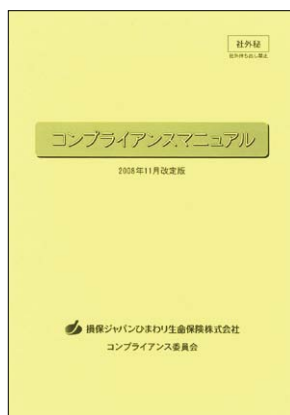
さらに、保険販売等に関して法令、各種ルール、勧誘方針

等を確実に遵守した適正な営業活動を行うための指針として「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」を制定し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成とコンプライアンス徹底に向けた着実な取り組みを進めています。「勧誘方針」「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」は、直近では2009年4月、保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険金額を定め、適切な保険販売を行う旨をより明確に規定する改定を実施するなど、適宜改定を行っています。

そして、コンプライアンスに関する情報がコンプライアンス責任者より迅速にコンプライアンス・リスク管理部に集約されるように規程・仕組みを構築しています。

また、何らかの理由でコンプライアンス責任者から報告できない事案や、コンプライアンス上の疑義・疑問を全社員から直接受け付ける窓口として「企業倫理相談窓口(通称:ヘルプライン)」を設置し、運営しています。

このヘルプラインは、2006年度に施行された公益通報者保護法に基づく通報・相談窓口として利用されるよう、通報者の秘密の保持等を図る仕組みとしています。



損保ジャパンひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」(2000年法律第101号)に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法その他各種法令・諸規則を遵守することはもちろん、保険制度が健全に運営されるよう努めて参ります。
- 販売等に当たっては、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な勧誘活動を行って参ります。特に、70歳以上のご高齢者に対する保険販売に際しては、十分な理解をいただくために必要な場合にはご家族へのご相談、商品説明・申込時のご家族の同席を依頼する等して、お客さまに十分に理解いただいたうえで加入いただくことに努めます。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険金額を定めるなど、適切な保険販売を行うよう努めます。

お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた保険商品の勧誘に努めます。

- ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った適切な商品設計・勧誘活動を行って参ります。
- 特に、市場リスクを伴う変額保険等の投資性商品については、お客さまの投資経験、投資目的、財産の状況等を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。
- お客さまに関する情報については、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮して参ります。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 販売・勧誘活動に当たっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- お客さまと直接対面しない勧誘・販売等(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努力して参ります。

お客さまにご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

- 社内研修等により、商品説明や勧誘方針の適正の確保に努めて参ります。
- お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の保険商品の販売・勧誘に反映して参ります。当社の販売・勧誘について、お気づきの点がございましたら、最寄の店舗までご連絡ください。

本人確認に関するお客さまへのお願い

2003年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)」が施行され、2004年12月30日からは「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に名称変更されましたが、2008年3月1日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」(注)に変わりました。

この法律は、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ロンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

つきましては、写真付証明書等の提示をお願いすることがございますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注) 本法律はマネー・ロンダリング防止のため、「本人確認法」と金融機関等による「疑わしい取引の届出制度」の準拠法である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」が一本化された法律で、本人確認義務を負う事業者が拡大されました(当社のような保険会社は従前からこの義務を負っています)。

反社会的勢力対応体制

近年、暴力団や総会屋さらにはえせ同和団体等、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化・多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。

当社は従来からこの問題には敢然と立ち向かってきており、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応し、毅然とした態度でこれら

を拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し公開しています。

そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 目的

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当請求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定めます。

2. 取組基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、次に掲げる取組基本方針に基づき対応します。

〈1〉取引を含めた関係遮断

反社会的勢力からの不当要求等に対しては毅然と対応するとともに、別に定める統括管理部署が反社会的勢力にかかる情報を一元管理することにより、反社会的勢力との関係遮断を確保するための社内体制の整備を行います。

〈2〉裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事故等を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

〈3〉外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と密接に連携します。

〈4〉組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

〈5〉有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当請求等がなされた場合は、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

3. 対応態勢の整備

当社は、反社会的勢力に対する対応態勢の整備として、次の観点から責任部署を定め、対応態勢の整備を行います。

- (1) 関係遮断のための各種業務上取引に関する基準の整備
- (2) 反社会的勢力に対応するためのデータベースの整備
- (3) 対応態勢を整備し、維持・向上させるための取り組みの継続
- (4) 社内規程・対応マニュアルの整備と継続的な研修活動の実施
- (5) 有事対応態勢の構築

リスク管理体制

当社は、NKSJグループの一員としてリスク管理を適切に実行するため、リスク管理体制を整備しています。

リスク管理基本方針

当社では、「NKSJグループ リスク管理基本方針」および損保ジャパンの「リスク管理基本方針」を踏まえてリスク管理の基本方針として「リスク管理基本規程」を取締役会において制定しています。

「リスク管理基本規程」では、リスク管理を経営の重要課題として位置づけたうえで、経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクおよび災害リスクについて適切に識別および評価し、それぞれのリスクの性質および特徴を踏まえて、個別かつ統合的に管理するものとしています。

さらに、会社の健全性維持の観点から不測の損失を回避し、リスクを経営体力に見合った適正な水準に収めるため、「統合リスク管理」を行うこととしています。

また、当社では、グループの業務継続体制構築基本方針に沿って、経営基盤の安定と健全性を確保し、保険会社として危機発生時においても保険金支払等の重要業務の継続を実現し、社会・経済活動の維持に資することを目的として、「業務継続体制構築基本方針」を定めています。この方針に従い、災害等の危機発生から終息に至る有事に適切に対応

し、継続すべき重要業務および危機対応を計画等に定め、これを継続的に見直すことにより、業務継続および早期復旧を実現する業務継続体制を構築しています。

統合リスク管理

当社は、財務の健全性を確保するため、資産や負債の経済価値の変動を想定した保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナルリスクに関する各リスク量を、NKSJグループ共通の信頼水準、保有期間およびリスク尺度(VaR)で計測し、これらを統合して得られるリスク総量が経営体力(NKSJホールディングス株式会社からの資本配賦額)を超えないように管理しています。

また、リスク総量が資本配賦額を超過するおそれが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

リスク限度枠の設定

当社では、リスクに関する限度枠として、格付に応じて特定与信先への与信集中を管理するための限度枠および特定再保険者への出再集中を管理するための限度枠を設定し、適切に管理しています。



ストレス・テスト

当社は、経営に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えた適切なストレス・シナリオを設定し、リスクを統合的に評価・計測するストレス・テストを実施しています。

ストレス・テストの実施結果は、「統合リスク管理」への影響度分析や、「統合リスク管理」の計測手法では把握できないリスクに関する分析などに活用しています。

1. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、新保険商品の発売、保険商品・引受基準・成績評価基準などの改廃等の際は、リスク検証による事前検証、モニタリングによる事後評価を実施しており、的確な保険引受リスク管理が行えるような体制をとっています。

○再保険について

再保険とは、引受保険金額の一部について他の再保険会社に保険を付することをいいます。当社では、保険引受リスクの特性に応じて適切な再保険方式を選択するとともに、経営体力や再保険コスト等を総合的に勘案して再保険金額を決定するなど、効率的・効果的な危険分散を行う方針のもとに再保険を活用しています。

なお、再保険カバーの入手にあたっては、格付をもとに信用力を重視した再保険会社の選定を行っています。

2. 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、主として、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価格が変動することにより損失を被るリスクをいいます。資産運用リスクには、負債特性に応じた資産管理ができずに損失を被るリスクも含まれます。

当社では、資産運用リスクについてはALM（資産・負債の総合管理）の観点から負債である保険契約の特性を勘案し円貨建債券を中心とした運用を行うこととしています。

なお、当社では、不動産投資・一般貸付は行っていません。

資産の自己査定については、自己査定基準と自己査定体制を整備し、厳正に実施しており、自己査定の結果に基づいて厳格な償却・引当を行っています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、次のリスクをいいます。

①以下の状況により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

- ・保険会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少
- ・大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加
- ・巨大災害での資金流出

②市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

当社では、流動性リスクに対応するため、定期的に資金繰り予測を行い、流動性を有する資産を確保しています。また、資金繰りの逼迫度に応じて取るべき対応策を定めた関連規程を制定して適切な管理に努めています。

4. オペレーショナル リスク管理

- ・事務リスク管理
- ・システムリスク管理
- ・労務リスク管理
- ・風評リスク管理

オペレーショナルリスクは次の4つに分類して管理しています。

①事務リスク管理

事務リスクとは、社員および保険募集人等当社の業務に従事している者が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、事務処理上のミスや不正を防止する観点から事務マニュアルの整備をすすめ、事務処理の適正化によって事務リスクの極小化に努めています。

さらに、事務処理上のミスや不正を原因として発生した事象の報告体制を整備し迅速な対応を行うとともに、原因分析および再発防止を行うことで事務の改善に取り組む態勢としています。

②システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、セキュリティポリシー等コンピュータシステムの安全対策のための規程等の整備をすすめ、災害時等の万一の場合に備えた業務継続計画を整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証する等システムリスクへの対策に努めています。

③労務リスク管理

労務リスクとは、雇用、健康もしくは安全に関する法令もしくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払い、労働災害または差別行為により損失を被るリスクをいいます。

当社では、適正な労務管理を通じて、労務リスクの発生防止に努めています。

④風評リスク管理

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失を被るリスクをいいます。当社では、風評リスクが懸念される情報の迅速な把握・収集を図りその発生の防止に努めるとともに、発生した場合に速やかに対応するための体制を整備しています。

5. 災害リスク管理

災害リスクとは、大地震等の広域大規模災害や当社が入居しているビルでの火災、あるいは犯罪行為等により、役職員（その家族を含む）が被害に遭うリスク、および社会インフラやシステムに障害が発生し、業務が正常に遂行できなくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、大規模災害に対する業務継続計画を整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証する等災害リスクへの対策に努めています。

お客さま情報の取り扱い方針

当社は、保険募集活動の際や契約締結時および維持管理に伴う関連サービスをご提供させていただくため、必要な範囲内でお客さまご本人あるいはご家族等に関する情報を収集し、おあずかりしています。個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」やその他の法令・金融庁ガイドライン等や社団法人生命保険協会の指針

を遵守して、お客さまの情報を適正にお取り扱いするとともに正確性・機密性の保持に努めています。

当社は、これら個人情報に関する取組方針を「個人情報保護宣言（プライバシー・ポリシー）」として定め、当社ホームページ（<http://www.himawari-life.com/>）上に公表しています。

個人情報保護宣言

基本的な考え方

当社は、NKSJグループの一員として、NKSJグループプライバシー・ポリシーのもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人データを第三者に提供することはありません。
3. 当社は、NKSJグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内で個人データを共同利用することがあります。
4. 当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、個人データの取り扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、個人データの取り扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。
また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。
また、個人情報保護に関する法律にもとづく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

個人情報の取り扱い

当社における個人情報の扱いは、以下のとおりです。

1. 個人情報の適正な取得について

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

（取得方法の例）

- ・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
- ・生保協会等の共同利用者から個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下〈1〉から〈4〉および4.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に依じて利用目的を限定するよう努めます。利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

〈1〉生命保険業

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 再保険契約の締結、再保険金の請求
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理
- (4) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (5) 代理店委託・管理、社員採用等に関する業務
- (6) その他保険に関連・付随する業務

〈2〉CSR活動

CSRレポート、講座・セミナー等の案内の発送、各種情報の提供

〈3〉電話対応一通話録音

- (1) お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
 - (2) ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
 - (3) 電話対応を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用
- なお、以上の録音データは、原則、録音から6か月を超えて保有しません。

〈4〉その他

その他、上記〈1〉から〈3〉に付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供

当社は、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

- 〈1〉法令に基づく場合
 - 〈2〉人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合
 - 〈3〉公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
 - 〈4〉国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - 〈5〉個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合
- ※団体保険に関する個人情報の取り扱いについては当社ホームページをご参照ください。

4. 個人情報の共同利用

〈1〉生保協会および生命保険会社等

当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

〈保険契約等に関する情報の共同利用制度〉

- ・契約内容登録制度
- ・契約内容照会制度
- ・医療保障保険契約内容登録制度
- ・支払査定時照会制度

※上記各制度において共同利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用目的、個人データの管理責任者等の詳細については当社ホームページをご参照ください。

〈生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度〉

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・退社者情報照会制度
- ・変額保険販売資格者制度

※上記各制度において共同利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用目的、個人データの管理責任者等の詳細については当社ホームページをご参照ください。

〈2〉グループ会社との間の共同利用

(1) NKSJホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)によるグループ会社の経営管理のために、持株会社とNKSJグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

- 〈A〉 NKSJグループ各社の株主の皆さまの個人データ：
 - 氏名、住所、株式数等に関する情報
- 〈B〉 NKSJグループ各社が保有する個人データ：
 - 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C. 個人データ管理責任者

NKSJホールディングス株式会社

- (2) NKSJグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはNKSJグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とNKSJグループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

NKSJグループ各社が保有する個人データ：

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C. 個人データ管理責任者

NKSJホールディングス株式会社

5. センシティブ情報の取り扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- 〈1〉保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈2〉相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈3〉保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈4〉法令にもとづく場合
- 〈5〉人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 〈6〉公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 〈7〉国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 保有個人データの開示・訂正・利用の停止等

ご本人から、当社の保有個人データにおけるご自身に関する個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等または利用の停止等のご請求があった場合、請求者をご本人又はその代理人であることおよび所定の手数料の入金を確認させていただいた上で書面にて回答させていただきます。

(1) 請求受付場所

郵送でご請求ください。

手続方法をご案内いたしますので、当社お客さま相談室(下記10.のお問い合わせ窓口)までご連絡ください。

(2) 提出いただくもの

- (1) 所定のお申出書(ご請求者の押印)
- (2) 本人確認資料

(3) 本人確認資料の提示について

- (1) ご本人による請求の場合
 - ・ご本人の写真付証明書(運転免許証、パスポート)、印鑑証明書
- (2) 代理人(指定代理請求人、未成年後見人、成年後見人、本人が委任した代理人)による請求の場合
 - ・代理人本人の写真付証明書(運転免許証、パスポート)、印鑑証明書
 - ・委任状(ご本人が、印鑑証明書の印(印鑑証明書を添付)を押印ください。)、後見開始審判書または戸籍謄本等、代理権の有無およびその範囲が確認できる資料

(4) 手数料

1回のご請求につき600円いただきます。

7. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データを漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取り扱いを確保します。

8. 個人情報の取り扱いの委託について

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いを委託する場合があります。委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取り扱いを委託しています。

(委託する業務の例)

- ・ 保険証券等の発送に関する事務
- ・ 各種送付物の発送に関する事務
- ・ 情報システムの運用・保守に関する業務

9. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。
同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

(社)生命保険協会 生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間:9:00～17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

10. お問い合わせ窓口

ご加入いただいた保険契約の内容や事故に関するご質問、ご照会等は、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。その他の当社の個人情報の取り扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等でのご案内を希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等は、中止することはできません。

損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
 0120-100-127 (お客さま相談室)
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00(土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
ホームページアドレス <http://www.himawari-life.com/>

お客さまから「選ばれる」生命保険会社を目指して

お客さまの声への対応

「お客さまの声への対応」

当社は、「お客さまから選ばれる生命保険会社」の実現に向け、苦情を含むお客さまの声を積極的に受け止め、「お客さま視点に基づく業務品質の向上」に向けた継続的な取り組みを推進しています。

- ・2007年10月1日付で苦情の定義を「不満足 of 表明があり、当社に何らかの対応・回答を求めているもの」から、「不満足 of 表明があるもの」へ拡大し、広くお客さまの声を収集するようにしました。
- ・2008年2月、当社ホームページの「お客さまの声」に「ご意見・ご要望」の投稿ページを新設し、お客さまのご都合にあわせ、いつでもご意見・ご要望をいただける態勢を整えました。
- ・2008年4月1日付で苦情対応マネジメントの国際規格である「ISO10002 (JISQ10002)」への適合を宣言し、お客さまから寄せられた苦情や要望をさらなる業務改善につなげられるよう、社員全員で取り組んでいます。

※ISO10002とは…

苦情対応の基本原則やその基本原則を達成するために必要な苦情対応の枠組み、苦情対応プロセス手順を規程している国際規格です。

ISO10002は2004年7月に「国際標準化機構 (ISO)」により制定され、2005年6月にはそれに合致した日本規格JISQ10002が「日本工業標準調査会」(JISC)により制定されています。

- ・2011年4月11日付、お客さまの立場に立った対応やコミュニケーションにつなげるため、当社が目指す「お客さま視点」を標準化し、全社員の目指すべき姿勢と行動、業務のあり方を定めたお客さま対応基本方針を制定しました。

《お客さま対応基本方針》

当社は、徹底したお客さま視点ですべての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供します。

1. 業務の一つひとつがお客さまの当社への評価を決定するとの意識を持ち、常にお客さま視点に立って業務を遂行します。
2. お客さまからのお問い合わせ、相談、要望、苦情などのお申し出ならびに紛争への対応は、すべての部門において最優先の課題と認識し、迅速・適切かつ誠実に対応します。
3. お客さまの真のニーズや社会の期待を積極的に汲み取り、期待以上のサービスを提供することを目標とします。
4. お客さまからのお問い合わせ、相談、要望、苦情を商品・サービスの品質向上に積極的に活かします。
5. お客さまに必要な情報をわかりやすく積極的に提供します。

《お客さまの声対応態勢》

1. お客さまへの適切な対応と情報管理
各営業店、カスタマーセンター、インターネット、各種アンケート等に寄せられたお客さまの声のうち苦情については、データベース等へ集約し、一元管理を行い、カスタマーセンターにおいて受け付けたお問い合わせについては、別途集約し、一元管理を行っています。お客さまサービス部では苦情について各部署で適切な対応が行われているか検証し、必要に応じて対応の指示・支援を行っています。
2. 「お客さまの声」を活かした経営
お客さまサービス部では、苦情を含めたお客さまの声全般について内容や傾向、原因などを分析し、商品開発、販売、保険金支払いなどさまざまな場面における課題として認識したあと、関連部署と情報を共有し業務の改善につなげています。
3. お客さまへの情報開示
苦情の受付状況や概要を定期的に当社ホームページの「お客さまの声」にて開示し、お客さまの信頼に応えるとともに、経営の透明性を高めています。

《外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)》

身の回りで起こるトラブルを裁判でなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

社団法人生命保険協会は、金融ADR法に基づく指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けています。当社は、社団法人生命保険協会と金融ADR制度を利用する為の契約を締結し、金融ADR制度への的確な対応態勢を整備しております。

社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXでは受付けておりません。)、来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

本 部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル3F

生命保険相談室 電話 03(3286)2648

○相談受付日／月～金曜日(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

○相談受付時間／午前9時～午後5時

生命保険協会ホームページアドレス
<http://www.seiho.or.jp/>

※連絡所については、協会ホームページをご覧ください。

「お客さまの声」お申出分類別の件数

申出分類	主な内容	件数	全体に占める割合(%)
ご加入に関するもの	・保険証券に記載されている氏名・住所が相違している ・保険証券が届かない(遅い)	3,005	31.6%
保険料のお支払いに関するもの	・突然、失効の案内が来たが納得できない ・口座の変更を依頼したのに変更されていない	983	10.3%
ご契約後の各種手続き(内容変更など)に関するもの	・解約手続きがされていない(遅い) ・変更した住所が間違っている	1,923	20.2%
保険金・給付金のお支払いに関するもの	・給付金の支払いが遅い ・給付金が支払われないのは納得できない	1,114	11.7%
その他	・契約者以外からの問合せに答えられないのは納得できない ・控除証明書が届くのが遅い	2,488	26.2%
2010年度合計		9,513	100.0%

フリーダイヤル

当社に対する苦情・ご意見・ご要望のあるお客さま ☎0120-273-211

受付時間：月～金 9:00～18:00(土、日、祝日および12/31～1/3を除く)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

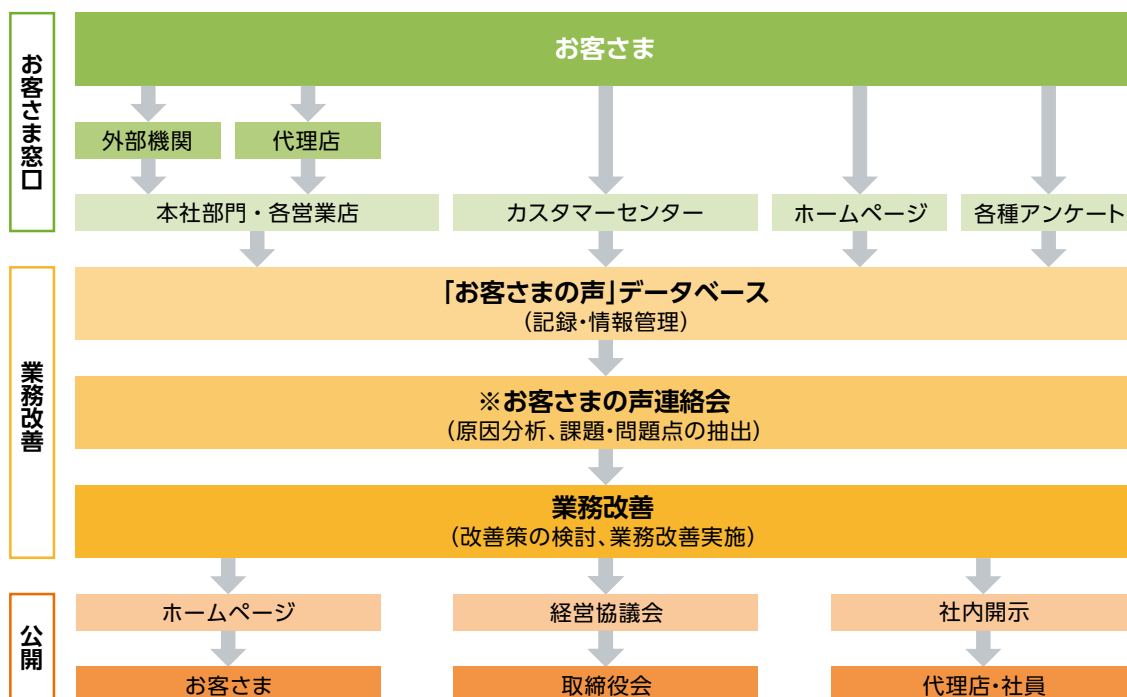
オフィシャルホームページ

<http://www.himawari-life.com/> 受付時間：24時間 365日

トップページ「お客さまの声」のご意見・ご要望フォームからお客さまの声をお聞かせください。

業務改善への取り組み

「業務改善に向けた取り組みのながれ」



※「お客さまの声連絡会」とは、お客さまの声を分析・検証し業務改善施策に反映する本社全体の連絡会です。

〈2010年度の主な業務改善事例〉

申出内容(ご要望・ご意見)	改善内容
保険金受取人を変更するための書類をもらったが、記入方法がよくわからない。手続きは頻繁に行わないのももっとわかりやすくしてほしい。	お客さまにご記入いただく内容を少しでも減らし、わかりやすいご案内ができるよう、あらかじめお客さまのご契約内容等を印字した各種お手続き帳票に改訂し、見やすくわかりやすいよう改善しました。 ※2010年5月実施

申出内容(ご要望・ご意見)	改善内容
「契約確認制度のご案内とご協力をお願い」のはがきが到着したが、今は忙しく、会う時間がない。どうしても訪問でないとだめなのか？	お客さまへの訪問による確認は、事前にお電話し、日程調整いただいた上で、訪問することから、お客さまへ大変お手間をとらせましたが、原則全件電話による確認へ変更しました。 ※2010年5月実施

申出内容(ご要望・ご意見)	改善内容
保険料の支払いをクレジットカードで行いたい、クレジットカード支払い申込書の名義人欄は、クレジットカードと同様にアルファベットで記入するのか、それとも漢字で記入するのかわからない。	記入方法についての詳細なご案内がなく、わかりづらかったため、保険料クレジットカード支払い申込書の名義人欄2箇所に「漢字にてご記入願います。」と明記しました。 ※2010年9月実施

申出内容(ご要望・ご意見)	改善内容
保険金・給付金お手続きガイドに、手術給付金をお支払いできる手術・できない手術の一例はあるが、給付倍率の記載がない。	お手続きガイドに給付倍率も掲載すると、スペースがないため、かえって字が小さくなり、読みにくくなってしまったことから、別途、当社ホームページに給付倍率の一例を掲載しました。どうぞご利用ください。 ※2010年11月実施

申出内容(ご要望・ご意見)	改善内容
貸付金超過(オーバーローン)になってしまい、「お貸付金返済のご案内」をもらったが、字も小さく、色々なことが記載されている。何をどうすればよいのかわからない。 *貸付金超過とは、契約者貸付金額の合計が解約返戻金を上回ってしまい、このままでは失効してしまうことをいいます。	従来の「お貸付金返済のご案内」だけでは、わかりにくかったため、これからのお手続きに関するご案内として、「解約返戻金」「お貸付金のご利用残高」「お払込期限日」を大きく明記した別紙「貸付金ご返済のお願い」を同封することといたしました。 ※2011年1月実施

カスタマーセンターのご案内

当社では、各種お手続き、お問い合わせ、資料のご請求・各種ご相談の総合窓口としてカスタマーセンターを開設しています。土曜日もオペレーターによる対応を行っています。是非、ご活用いただきますようお願いいたします。また、ご契約いただいているお客さまは、インターネットサービスをご利用いただくことにより、お手続きに必要な書類のご請求が可能です。

専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、長期の研修および試験を通して専門知識を身に付けたオペレーターがお客さまからのお問い合わせに親切・丁寧でわかりやすく迅速に、誠意をもって対応させていただきます。また定期的に「お客さまアンケート」を実施し、お客さまからいただいた貴重なご意見を、お客さまサービスの向上や業務改善に活用させていただいています。

ご契約者さま向けホームページ

生命保険に関してお客さまからいただくお問い合わせや各種お手続きについて、ホームページ上でわかりやすくご案内していますので、是非、ご活用ください。

・「よくあるご質問」ページ

各種お手続きに関するQ&Aを約300問掲載しています。

・「入院・手術や死亡の手続き」ページ

お手続きの流れや必要書類のご案内のほか、保険金・給付金のお支払いについてお客さまご自身で確認することができます。

・「こんなときはどうする?」ページ

ライフイベントごとに必要となるお手続きや保障見直しのポイントについてご案内しています。

24時間自動音声による対応

さらなるサービス向上のため住所変更・口座変更・保険証券再発行・控除証明書再発行・解約のお手続きに関しては、24時間365日いつでも受付可能な「お手続き受付ダイヤル」を設置しています。

ISO9001の認証継続

2005年3月に、生命保険会社のコールセンター部門として国内で初めて認証を取得した「ISO9001:2008年版」を2011年においても認証継続しました。今後もさらなるサービス品質の向上と改善に努めてまいります。

カスタマーセンターでは

以下のお手続き・お問い合わせを承ります。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ●保険金・給付金のご請求 | ●ご住所の変更 |
| ●名義変更、受取人変更、改姓 | ●保険証券の再発行 |
| ●保険料払込口座の変更 | ●保険料のお支払い |
| ●クレジットカード払いへの変更 | ●保険料控除証明書再発行 |
| ●ご契約内容の変更、解約 | ●契約者貸付のお手続き |
| ●ご契約内容のお問い合わせ | ●その他お手続き |

お問い合わせ窓口

各種お手続き・お問い合わせのお客さま ☎0120-563-506

受付時間:月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日、祝日および12/31～1/3を除く)

※携帯電話からもご利用いただけます。

自動音声による手続き書類送付受付

住所変更、口座変更、保険証券再発行、控除証明書再発行、解約のお客さま

☎0120-088-312

受付時間:24時間 365日

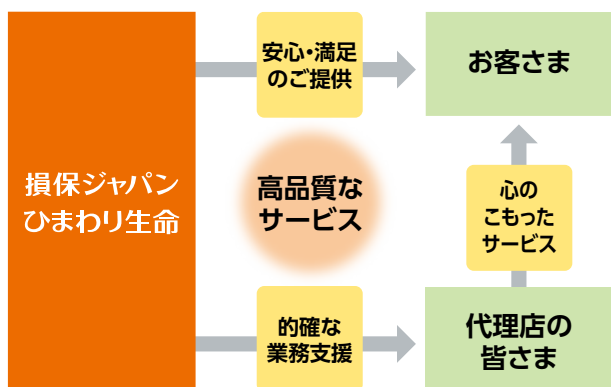
※携帯電話からもご利用いただけます。

HP:<http://www.himawari-life.com/>

業務品質向上に向けた取り組み

お客さまサービスプロセス改革

2008年から「お客さまサービスプロセス改革プロジェクト」を立ち上げ、お客さまとの接点である募集(入り口)から、契約管理・保険金支払い(出口)にいたるプロセスを徹底的に見直し、「お客さま視点」に立ったサービスプロセスの改革を行ってきました。



■お客さまサービスプロセス改革で実現した取り組み

1. クレジットカード払の導入

2009年11月よりお客さまからご要望をいただいた「クレジットカード払」を導入しました。

ご契約手続き時におけるキャッシュレスを実現し、お客さまのニーズにお応えしています。



2. 代理店システムのバージョンアップと利用の定着

2009年7月に代理店システムのバージョンアップを行いました。

保険設計や申込書作成機能の充実をはかることにより、お客さまに、わかりやすく、記載ミスの少ない帳票の出力をご提供しています。

代理店システムの普及率の高まりにより、迅速かつ正確な事務処理が可能となりました。

また、2010年7月から代理店が作成した申込書データを保険会社に送信するシステムを本格的に展開しています。これにより、より正確に契約手続きをすることで、お客さまに迅速に証券をお届けする取組みを実現しています。

3. 保険契約管理・支払管理強化に対応するシステムの再構築

従来の保全システムを大幅に見直し、お客さまニーズに合致した継続的な商品開発、適切なお客さまサービスの提供を目的に、基盤システムを再構築しました。

<新保険金・給付金支払業務システム>

お客さまからご提出いただいた診断書等の内容をデータ登録することにより、支払い可能性のある保険金・給付金などを自動的に判定します。支払い漏れの防止を実現し、確実にお客さまに保険金・給付金をお受け取りいただく体制を構築しました。

<新保全システム>

お客さまにとって記入箇所や必要書類をわかりやすくするとともに、保険料の試算から契約内容変更の手続き完了までの事務プロセスをコンピュータ管理することで、迅速な顧客対応・業務フローを可視化しました。それより、事務ミスの減少を図りお客さまにとって迅速かつ正確な保全事務処理を実現しています。

「保険契約管理」「保険金支払管理」体制の強化

2011年度は「保険契約管理」や「保険金支払管理」の業務品質をさらに向上させることを目的に、本社部門と営業部門が一体となって業務プロセスの改善を検討する場を設け、事務ルールの見直しや帳票の改定など改善活動を継続的に行っていきます。

さらに、お客さまからお寄せいただきました「お客さまの声」や「ご意見・ご要望」を積極的に取り入れた業務改善を加速していきます。本社各部署で分析をし、営業部門を交えた意見交換を徹底することにより、迅速なサービスやお客さまへの対応品質の向上に継続して取り組んでまいります。

CSR

企業の社会的責任

企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility:CSR)に対する関心が高まるなか、当社では2008年度に「CSRの原点」と「CSR指針」を策定し、全社をあげて環境問題や社会貢献活動など、CSRに関するさまざまな課題に取り組んでいます。

【CSRの原点】

当社は、損保ジャパングループの生命保険会社として、個人のくらしと企業活動に関わるリスクに卓越した「解」を提供するとともに、お客さまの期待を絶えず上回るサービスを提供することで、お客さまから信頼され、選ばれる生命保険会社、さらに存在感のある生命保険会社を目指しています。

当社は、この生命保険事業の健全な運営、そして企業市民としての責任ある事業運営を通じて社会の発展に寄与することが、CSRの原点であると考えています。

【CSR指針】

当社の「CSRの原点」および損保ジャパングループのCSRへの取り組みをふまえ、当社は「良き企業市民」として、「社会」「お客さま」「従業員」といった当社のステークホルダーの満足度を高めつつ、期待される責任を地道かつ着実に果たします。

「社会」に対して

環境保全および循環型経済社会の構築を企業の社会的責任ととらえ、環境・経済効率に配慮し、全社をあげて、環境問題への取り組みを地道かつ継続的に展開してまいります。

また、社員が自らの意思で社会に貢献できる、「草の根」活動の場を提供します。

「お客さま」に対して

健康・安心といった生命保険に期待される役割を常に意識し、「お客さま視点」に立った商品やサービスを提供する努力を絶えず続け、お客さま満足度の向上を追求します。

「従業員」に対して

従業員の多様性、ワークライフ・バランスに配慮し、従業員一人ひとりが誇りをもって健康でいきいきと仕事ができる、働きやすい会社風土を醸成します。

QOL実現を目指して、 がん保険「勇気のお守り」を発売

当社は2010年11月、「QOL(Quality of Life、「生活の質」)を重視したがん治療に適した保険」をコンセプトに、がん保険「勇気のお守り」を発売しました。

政府は2007年に施行された「がん対策基本法」のもと「がん対策基本計画」を策定し、その中で、すべてのがん患者およびその家族の苦痛の軽減ならびに療養生活の質の維持向上を実現することを目標に掲げ、「QOL」を重視したがん治療を目指す方針を打ち出しています。

QOLを重視した治療では、医師の判断のもと、本人の希望する療養生活ができるように工夫して治療を行うことで、がんに伴うさまざまな苦痛を治療の初期から緩和することが重要と考えられています。

がんの治療は入院期間が短くなるとともに、外来で治療を受ける患者数の割合が増加しています。これは、医療技術の進歩により、抗がん剤治療や放射線治療を通院で行うケースが増えて来たためです。

また、がんは早期発見ができれば治る可能性も高い病気ですが、転移や再発により外来による長期間の抗がん剤治療、疼痛緩和治療を余儀なくされるケースも少なくありません。

以上の背景を踏まえ、がん保険「勇気のお守り」は『外来治療給付金』を導入し、がんによる通院費用を1年間120日分まで、通算ではお支払日数の制限なく保障することとしています。

当社は、仕事を続けながら、がん治療と向き合うお客さまの「日常」を、保険商品を通じてサポートすることが保険会社としてのCSRと考えています。



骨髄提供者(ドナー)の思いを後押しする ドナーへの手術給付金

当社は2010年11月、終身医療保険「健康のお守り」(正式名称:医療保険(08)終身タイプ)をはじめとした医療保障商品を改定し、社会貢献活動の一環として、骨髄ドナーに対して手術給付金をお支払いすることにしました。この改定に伴う保険料の引き上げはありません。

白血病などに対する有効な治療方法として、骨髄移植があります。しかしながら、骨髄移植を受けるには、骨髄提供者(ドナー)と白血球の型が一致しなければならず、一致する確率は非血縁者では数百から数万分の1、兄弟姉妹でも4分の1程度と低いものとなっています。そのため、今後も積極的なドナー登録が望まれています。

一方、骨髄を提供するには、「精神的な負担」(家族の説得・手術への不安等)・「経済的な負担」(入院にともなう休業損失)・「身体的な負担」(骨髄幹細胞採取手術のリスク)等があり、こうした負担もあってドナー登録が進まないとも言われております。例えば「経済的な負担」に関しては、骨髄採取に伴うドナーの方の入院費用は受容者側(移植を受ける人)の保険で対応しますので、ドナー側に負担は生じません。しかしながら、骨髄採取には4日程度の入院が必要で、この入院のため仕事を休んだ場合の休業損失、ホームヘルパー代等の間接費用はドナーの方の負担となります。

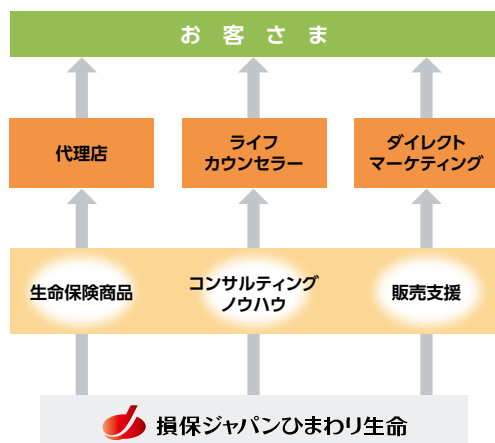
そこで、被保険者が骨髄幹細胞採取手術を受けた場合に、医療保険等において所定の手術給付金をお支払いすることで、ドナーの方の「経済的な負担」を軽減し、当社商品を通じてドナー登録者の支援ができるようにしました。被保険者がドナーとして骨髄幹細胞の採取手術を受けられた場合に、入院給付金日額の20倍の手術給付金をお支払いします。この手術給付金は、新規のお客さまだけでなく、すでにご契約いただいているお客さまにも保険料の変更なく適用されます。

当社は、ドナーの経済的な負担を軽減することで、さらなるドナー登録者数の増加に貢献するとともに、「社会に貢献したい」というお客さまの思いをサポートしていきたいと考えています。

販売チャネルのご案内

販売チャネル

当社は保険商品の販売に際し、お客さまの保険商品に対する知識・経験、加入目的、資力状況などを総合的に勘案し、お客さまひとりひとりに最適な提案をする「コンサルティングセールス」を行っています。そして、保険商品・サービスを3つのチャネルでお客さまにお届けしています。



代理店

さまざまなリスクに対し、最適な保険提案を行うプロフェッショナル集団です。損害保険で確実な地盤を築いている損保プロ代理店、生命保険を主体とし、きめ細やかなサービスを提供する生保プロ代理店、様々な金融サービスを提供する金融機関代理店、さらには公認会計士や税理士といった会計・税務の専門家などが当社代理店としてお客さまに大きな安心をお届けしています。

このようにさまざまな分野で活躍している全国各地のプロフェッショナル集団を代理店として登録することにより、専門分野に加えて、個人生活の安定から法人の企業防衛など様々なリスクマネジメントが可能となっています。

また、代理店に対しては業界共通資格取得指導のほか、OJTによる実践指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス研修などを実施するとともに、マーケットやチャネル、代理店ごとに研修を企画・実施し、さらなる高品質の安心をお届けできるよう日々研鑽に励んでいます。

ライフカウンセラー

生命保険の専門家であるライフカウンセラーが、お客さまに相応しいプランを設計しご提供します。

ライフカウンセラーとは、生命保険を軸として、金融、経済、税務、法律などの幅広い知識をもつ精鋭の営業社員です。

ライフカウンセラーの仕事は、お客さまと直接お会いし、お客さまをとりまく環境、お客さまの年齢、家族構成、将来設計等を把握することから始まります。さまざまな観点からコンサルティングを行い、経験豊富な保険のスペシャリストとしてお客さま一人ひとりに最適なオーダーメイドの保険を設計していきます。

ライフカウンセラー業務は、「自らを律し、高度な専門性をもってお客さまの幸せを永続的にサポートする社会貢献である」と言えます。この理念のもと、保険のスペシャリストとして、入社時研修やスキルアップ研修、コンプライアンス研修等で幅広い知識を習得し、お客さまの生涯にわたるコンサルタントとして、お客さまの環境や状況の変化に応じて的確にアドバイスすることを心がけています。



ダイレクトマーケティング

医療保険を中心とした保険商品を、通信販売方式でお客さまにお届けしています。これはクレジットカード会社や通信販売会社による募集代理店方式や、インターネットなどへの広告出稿による募集代理店を介さない直販方式があり、いずれも資料のお届けから契約の成立までを、便利な郵送によるお手続きで行っています。

通信販売でのご加入をご検討中のお客さま向けに専用のフリーダイヤルをご用意し、各種ご照会にお答えする体制を整えています。募集代理店やコールセンターのオペレーターはコンプライアンスを徹底し、お客さまにご満足いただけるよう努めています。



情報開示

当社では、お客さまをはじめとして数多くの皆様に当社をご理解いただくため、積極的な情報の提供に努めています。

損保ジャパンひまわり生命の現状 2011 (ディスクローチャー誌)

当社の事業内容や決算内容等を取りまとめた冊子です。本社・支社・営業所および主要な代理店の店頭に備え付けているほか、ホームページにも掲載しています。



お手続きガイド

ご契約者様向けの保険金等のご請求や各種お手続きについてまとめた冊子です。年1回、すべてのご契約者様にお届けしています。



2010年度発行の「お手続きガイド」は、「UCDAアワード 2011 生命保険総合通知部門」に入賞しました。

「第三者」による客観的な評価



「UCDAアワード」は、企業が提供する情報を、産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して、「第三者」が客観的に評価するものです。評価結果が、改善のための指標となり、デザイン技術の発展とコミュニケーション品質の向上を通じて、企業と生活者双方の利益に貢献することを目指します。

今回の「UCDAアワード2011」は、利用品質の確保とコスト削減をテーマに開催。国内の生命保険会社損害保険会社33社がエントリーしています。

パソコン版オフィシャルホームページ

当社の商品・サービス、保険金等のご請求など各種お手続き方法のご説明、会社案内、採用情報などをホームページ上で提供しています。

<http://www.himawari-life.com/>

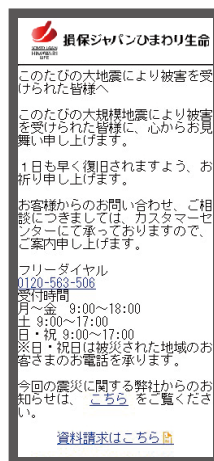


携帯電話版オフィシャルホームページ

携帯電話版オフィシャルホームページでもさまざまな情報提供を行っています。

携帯電話でのご契約内容の照会や保険料控除証明書の再発行の手続きをすることも可能です。

<http://mobile.himawari-life.com/>



カラダNAVI(健康応援サービス)のご案内

サービス提供の趣旨

厚生労働省が医療制度改革の基本方針として国を挙げた予防医療へ取り組みを進めている中、当社は、生命保険という「万が一」が起きた時の保障だけではなく、お客さま一人ひとりの「健康」をサポートするためのサービスをご提供することも生命保険会社の責務と考え、お客さまの「健康で豊かな生活」をサポートすべく、2007年10月から、当

社の個人保険にご加入いただいているすべてのお客さまに、『カラダNAVI(健康応援サービス)』を提供しています。

※本サービスは当社の保険契約にご加入中のご契約者様・被保険者様およびそのご家族がご利用いただけます。

※本サービスは当社が提携する各企業のサービスを提供するものです。

サービス概要

当社の保険商品にご加入いただいているお客さまに、電話を活用した以下の『カラダNAVI(健康応援サービス)』を提供しています。

〈カラダNAVI(健康応援サービス)〉

24時間・365日フリーダイヤルで経験豊富な医療スタッフが対応します。

健康・医療相談

健康や医療に関するお悩みやご相談に、経験豊富な医療スタッフが親切にお答えします。急な病気やケガなどの緊急相談はもちろん、日常の医療相談にもご利用いただけます。

育児相談

育児に関するお悩みにアドバイスします。夜泣き、アレルギーなど、子育てのご相談に医療スタッフがお答えします。また、夜間の急病時の対処法などもご案内します。

介護相談

介護のお悩みだけでなく、介護を行ううえでの環境上のお悩みも含めて、医療スタッフがアドバイスします。

人間ドック紹介

人間ドック受診をご希望されるお客さまに、全国約1,600の提携機関から、お近くにある人間ドック機関を紹介します。

※予約代行サービスも行います。

※一部機関では、優待割引もあります。

PET検診紹介

全国の提携医療施設の中から、がん検診のひとつであるPET検診のご案内・予約代行・受診券の郵送を行います。

※予約代行サービスも行います。

※一部機関では、優待割引もあります。

郵送検査紹介

生活習慣病やピロリ菌のチェック検査がご自宅で簡単にできるDEMECAL検査キットを割引価格でご購入いただけます。検査結果はメールでお知らせ(ご希望される方のみ)するほか、検査結果シートもお届けします。

※一部機関では、優待割引もあります。

商品ラインナップ

《時代とともに新しくなる医療保険・がん保険》

当社は、お客さまに最適なプランをお選びいただけるよう、医療保険、がん保険の改良を重ねてきました。終身医療保険のパイオニアとして、当社がおすすめする医療保障分野商品には次のものがあります。

健康のお守り(医療保険(08)終身タイプ)

当社は、1993年に終身保障の医療保険を発売し、その後もお客さまの立場に立った商品改定を重ねてまいりました。

2008年8月には最新の医療保障ニーズに対応した手厚い保障をリーズナブルな保険料で実現した「健康のお守り」(医療保険(08)終身タイプ)を発売しました。「健康のお守り」は、「入院保障」「手術保障」に加え、特約を付加することで「公的医療保険が適用されない先進医療」を一生保障します。さらにお客さまのニーズにあわせてお選びいただけるオプションとして「七大生活習慣病」や「三大疾病」に対する手厚い保障や「無事故割引」などをご用意しました。おかげさまで「2009年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞」を受賞するとともに、医療保険の保有契約が100万件(*)を突破しました。

2010年11月には、「がんへの手厚い保障」を提供する新特約を発売するとともに、骨髄幹細胞採取手術を受けた場合に手術給付金を支払うよう商品改定を行いました。骨髄提供者(ドナー)に対する給付を追加することにより、骨髄提供をされる方の負担を軽減し、人々の善意で成り立つ白血病治療を支援してまいります。

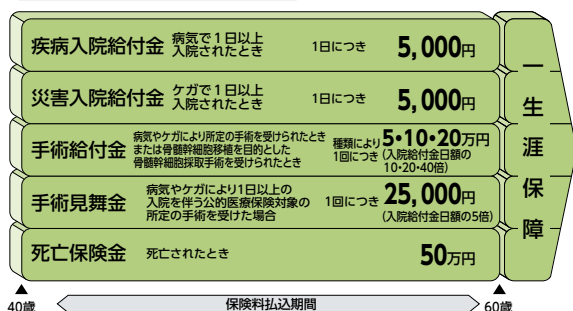
※2011年3月現在



仕組図

ご契約例

40歳男性
B型・120日型
保険期間:終身
保険料払込期間:60歳払済
入院給付金日額:5,000円



勇気のお守り(がん保険(2010)終身タイプ)

当社は、2010年11月にがん保険の新商品「勇気のお守り」を発売しました。

近年、医療技術の進歩もあり、がん治療の中心は入院から通院治療にシフトし、抗がん剤や放射線などによる治療を通院しながら受けるケースが増加しています。そうしたQOL(クオリティ・オブ・ライフ/生活の質)を重視した治療は、痛みや入院によって仕事を続けることができないなどの不安やストレスを軽減します。

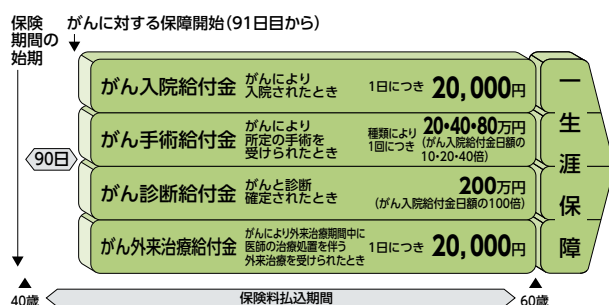
「勇気のお守り」は、そうした通院治療を続けるお客さまの生活サポートを目的に開発した保険です。業界でも初となる「外来治療給付金」を導入し、入院を伴わない通院も保障の対象としました。外来治療給付金は、抗がん剤や放射線などによる治療が続くかぎり、保障の対象となります。また、「がん」と診断確定されたら、治療開始前でも診断給付金を受け取ることができ、前回の診断給付金のお支払いから2年を経過していれば再発・転移による2回目以降の診断確定時にも同額の診断給付金を受け取ることができるなど、経済面での「安心」を提供するためのきめ細かな保障を実現しています。通院を続けながら、がん治療と向き合うお客さまの「勇気」を、保険商品を通じてサポートしていきます。



仕組図

ご契約例(BII型)

40歳男性
保険期間:終身
保険料払込期間:60歳払済
がん入院給付金日額:20,000円



《目的にあわせて選ぶ死亡保障保険》

当社は、死亡保障のための商品も豊富に取り揃えています。終身保険や定期保険はもちろん、独自性あふれる各種商品をご提供しています。

家族のお守り(無解約返戻金型収入保障保険)

万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。「特定疾病診断保険料免除特約」と「特定疾病収入保障特約」を同時に付加すれば、特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に、以後の保険料の払い込みは不要になります。さらに、特定疾病年金を年金支払期間(2年間)が終了するまで毎月お受け取りいただけます。また、健康体料率特約を付加すれば、被保険者の喫煙状況および健康状態等が当社の定める基準に適合した場合、保険料が割安になります。



一生のお守り(低解約返戻金型終身保険)

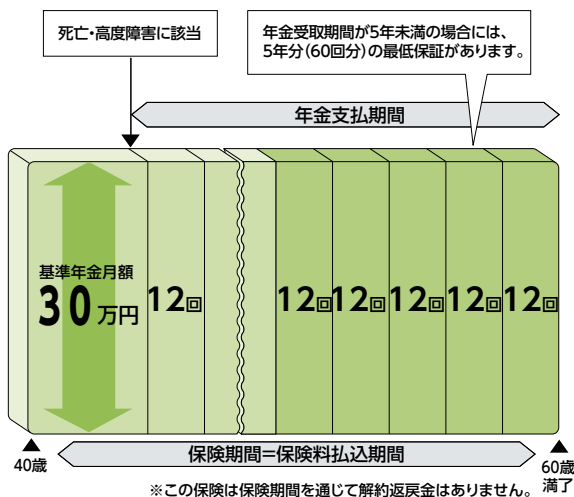
低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、通常の終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にしました。また、保険料払込期間満了後の解約返戻金は通常の終身保険の解約返戻金と同水準になり、豊かなセカンドライフを充実させるためにご活用いただくことも可能です。



仕組図

ご契約例

40歳男性
保証期間:5年
保険期間:60歳満了
保険料払込期間:60歳払済
基準年金月額:30万円



仕組図

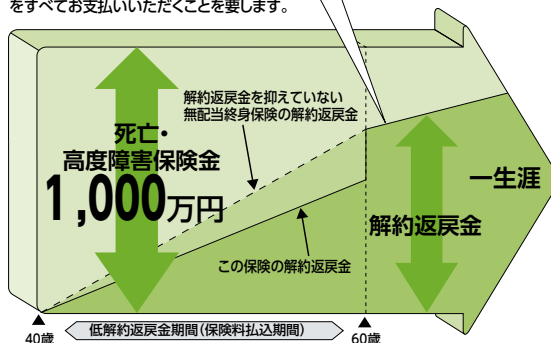
ご契約例

40歳男性
保険期間:終身
保険料払込期間:60歳払済
保険金額:1,000万円

保険料払込期間の最終の保険年度末までの期間を、低解約返戻金期間としています。その期間は、解約返戻金を無配当終身保険の70%(低解約返戻金割合)に抑えています。

「低解約返戻金期間」満了後の解約返戻金は、無配当終身保険と同水準になります。

ただし、保険料払込期間満了日までの保険料をすべてお支払いいただくことを要します。



お申し込みの際するお客さまへの情報提供

保険商品の内容を正しく ご理解いただくための取り組み

お客さまの保険商品に対するさまざまなご要望にお応えするため、当社は幅広い商品をご用意しています。

ご契約のお申し込みをいただく際は、保険商品の内容をご確認いただくとともに、その保険商品のもつ特性やメリット・デメリットを十分にご理解いただくことが大切です。

当社では、次の方法でお客さまにとって重要な情報や詳細な情報をご提供するとともにご説明し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただいたうえで、お申し込みいただけるよう取り組んでいます。

(1) 契約概要

ご契約のお申し込みを行おうとする保険商品の内容、お客さまにご理解いただくために必要な情報(保険商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約とその概要など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(契約概要)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(2) 注意喚起情報

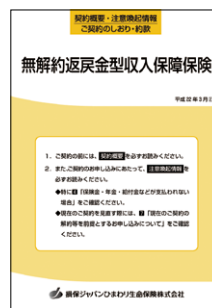
ご契約のお申し込みの際して、お客さまに特にご注意ください情報(クーリング・オフ制度、告知義務、保険金・給付金などが支払われない場合など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(3) ご契約のしおり・約款

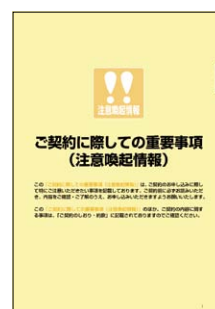
ご契約のお申し込みの際して、ご契約に関する重要な事項をまとめた「ご契約のしおり・約款」を必ずお渡ししています。

このうち「約款」はお客さまと当社のご契約内容を詳細に記載したもので、その中で特にご留意いただきたい事項などについてわかりやすく記載したものが「ご契約のしおり」の部分です。

当社では「契約概要」と「注意喚起情報」をこの「ご契約のしおり・約款」に合本し、ご契約に際しての重要事項をご説明しています。



ご契約に際しての重要事項
(契約概要)



ご契約に際しての重要事項
(注意喚起情報)

(4) パンフレット

お客さまがご契約のお申し込みをご検討いただく際に、保険商品の仕組みや特徴を把握しやすいように、わかりやすくまとめた「保険商品パンフレット」をご用意しています。

※不利益情報のご提供

当社では生命保険のお申し込みをされるお客さまが、保険商品の内容や保険制度について知らなかったために、不利益をこうむることのないように、保険募集を行う際に、お客さまにとって不利益な情報の提供や説明を徹底しています。

お客さまにとって不利益な情報については、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「パンフレット」に具体的に記載しています。

(5) 保険種類のご案内

お客さまのご要望に最も適した保険商品をお選びいただくため、当社の保険商品すべてをまとめ、商品の仕組みや特徴などを一括してご確認いただける「保険種類のご案内」、「特約のご案内」をご用意しています。



お客さまのご意向とご提案内容の一致をご確認いただくための取り組み

お客さまのご要望・ご意向とご提案内容（保険種類、保険期間、保険金額、保険料など）が一致していることをご確認いただくため、以下の取り組みを行っています。

当社では、この取り組みとして、①まず、取扱者がお客さまのご意向を確認させていただき、②その把握した内容に基づき「意向確認書面」を作成し、③最終的にご提案内容がお客さまのご意向に一致していることを、お客さまと取扱者がお互いに確認したうえで、お客さまのご署名等いただき、④その書面の写しを「お客さまの控」として、お客さまに必ずお渡しすることにより、お申し込み後にもご確認いただけるようにしています。

告知の大切さをご理解いただくための取り組み

ご契約のお申し込みの際し、お客さまからいただく「告知」はご契約のお引き受けや、その後の保険金・給付金などをお支払いさせていただく際の大切な資料となります。

当社では、この大切な「告知」をいただく際の取り組みとして、①お客さまに不都合が生じないよう告知書をご記入いただく前に必ずご確認いただきたい重要な事項をまとめた「告知サポート資料」や「告知忘れの多い事例」などを告知書表紙に記載し、お客さまから正確な「告知」をいただけるようご案内しています。②また、お客さまが告知いただいた内容をお申し込み後にもご確認いただけるよう、ご提出いただく告知書の写しを「お客さまの控」として、必ずお渡ししています。

お申し込み内容と実際のご契約内容の一致をご確認いただくための取り組み

ご契約のお申し込みをされた内容が、実際のご契約内容と一致していることをご確認いただくため、以下の取り組みを行っています。

(1) 意向確認書、申込書、告知書などの「お客さまの控」

ご契約のお申し込みをいただきましたお客さまには、ご意向やお申し込み内容などをお申し込み後にもご確認いただけるよう、意向確認書、申込書、告知書などの申込関係書類についてその写しを「お客さまの控」として、必ずお渡ししています。

(2) 「保険証券」とその同封書類

（ご契約内容についてのご確認のおねがい）

ご加入いただきましたお客さまには、「保険証券」とともに「ご契約内容についてのご確認のおねがい」を同封させていただき、①保険証券に記載された内容に誤りがないか、②お申し込み内容と保険証券の記載内容が一致しているかについて、お客さまご自身にもご確認いただいています。

営業社員・代理店教育・研修の概略

代理店教育

代理店教育においては当社独自の研修プログラムを用意し、マーケットやチャネル、あるいは代理店ごとにそれぞれの生命保険取扱い実態に即した集合研修を専任の講師が提供しています。

さらに、適正な保険募集を徹底するためにコンプライアンス研修にも力を入れています。

また、集合研修以外にもeラーニング・システムやオリジナルDVDを活用し、生命保険はもちろんのこと、周辺知識についても研修資料の提供を行い、きめ細かい教育を実現しています。



・営業社員研修

営業社員に対しては、ビジネスパートナーである代理店やご契約者に対し、有用な情報提供ができる営業社員育成を目指す研修を実施し、知識の向上やスキルアップに努めています。また、社内ネットワークや、eラーニング・システムを活用した教育ツールの提供や、スピーディーな情報共有に取り組んでいます。

また、「生命保険販売基礎テキスト」等を提供し、社員の自己研鑽の促進に努めています。



社員教育

当社は社員教育の重点施策を「革新性の強いリーダーシップを兼ね備えたマネジメント層の育成」と「自立した若手社員の育成」としています。本社・支社が連携し、「集合研修」「自己啓発」「職場でのOJT」を連動させて社員一人ひとりの成長を支援する体制を築きたいと考えています。

・階層別研修

当社では、キャリアアップに応じてその役職に必要なとされる知識や能力を身につけるために、階層別研修を実施しています。

入社後間もない社員に対しては、フォローアップの研修を実施しています。この研修では、業務遂行に必要な実務スキルや周辺知識を身につけるだけでなく、受講後の自己成長を意識した目標設定力や問題解決力の向上を目指しています。

また、リーダー職(管理職)に対しては「新任リーダー職研修」や「リーダーシップ開発研修」などを実施し、マネジメント力の養成を重点的にを行います。

さらに、時代の変化に対応できる人材の育成を目指して、常時カリキュラムの検証・見直しを行っています。

eラーニング

社員・代理店・ライフカウンセラーの教育にeラーニングを導入しています。eラーニングとは、インターネット環境を利用した学習(教育)システムです。eラーニングの導入により、インターネット環境さえあれば、いつでも、どこでも、何度でも、必要な研修を受けることが可能となり、よりきめ細かな教育を実現しています。

また、ビデオ配信機能で本社からのメッセージを発信し、社内の円滑なコミュニケーションの手段として活用されています。



生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴

い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間の各年の予定利率} - \text{基準利率}) \times 2\}$

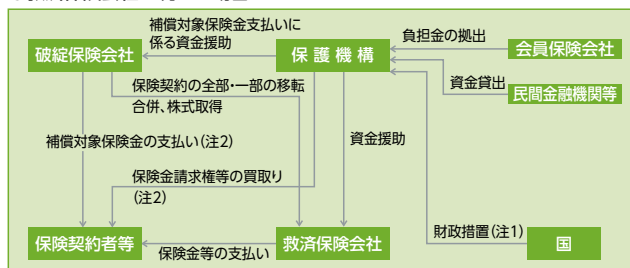
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、3%です。(2011年4月現在)

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

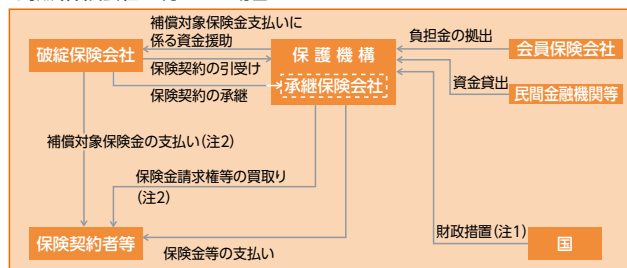
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2012年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取り取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>
(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時)

データファイル

データファイル

生命保険協会統一開示項目索引

本ディスクロージャー誌は、生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。
その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革 59
2. 経営の組織 60
3. 店舗網一覧 61～62
4. 資本金の推移 63
5. 株式の総数 63
6. 株式の状況 63
7. 主要株主の状況 63
8. 取締役及び監査役(役職名・氏名) 64
9. 従業員の在籍・採用状況 65
10. 平均給与(内勤社員) 65
11. 平均給与(営業職員) 65

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容 66
2. 経営方針 66

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況 67
2. 契約者懇談会開催の概況 67
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、
及び苦情からの改善事例 67
4. 契約者に対する情報提供の実態 68
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 68
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略 68
7. 新規開発商品の状況 68
8. 保険商品一覧 68～70
9. 情報システムに関する状況 71
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 71

IV. 直近5事業年度における

主要な業務の状況を示す指標 72

V. 財産の状況

1. 貸借対照表 73～81
2. 損益計算書 82～84
3. キャッシュ・フロー計算書 85～86
4. 株主資本等変動計算書 87～88
5. 債務者区分による債権の状況 89
6. リスク管理債権の状況 89
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 89
8. 保険金等の支払能力の充実の状況
(ソルベンシー・マージン比率) 90～91
(参考)新基準によるソルベンシー・マージン比率

9. 有価証券等の時価情報(会社計)

- (1) 有価証券の時価情報 91
- (2) 金銭の信託の時価情報 93
- (3) デリバティブ取引の時価情報 93～95
10. 経常利益等の明細(基礎利益) 95
11. 計算書類等について会社法(保険業法)による
会計監査人の監査 96
12. 貸借対照表等について金融商品取引法に基づく監査証明 96
13. 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る
内部監査の有効性について 96
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって
事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる
ような事象または状況その他保険会社の経営に
重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、
その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析
および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、
または改善するための対応策の具体的内容 96

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等
(1) 決算業績の概況 97
(2) 保有契約高及び新契約高 97
(3) 年換算保険料 97
(4) 保障機能別保有契約高 98～99
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 99
(6) 異動状況の推移 100～101
(7) 契約者配当の状況 101～102
2. 保険契約に関する指標等
(1) 保有契約増加率 102
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険) 102
(3) 新契約率(対年度始) 103
(4) 解約失効率(対年度始) 103
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約) 103
(6) 死亡率(個人保険主契約) 103
(7) 特約発生率(個人保険) 103
(8) 事業費率(対収入保険料) 104
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、
再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 104
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、
再保険を引き受けた保険会社等のうち、
支払再保険料の額が大きい上位5社に対する
支払再保険料の割合 104
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を
引き受けた主要な保険会社等の格付機関による
格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 104

(12) 未収受再保険金の額	105
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、 発生保険金額の経過保険料に対する割合	105
3. 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	106
(2) 責任準備金明細表	106
(3) 責任準備金残高の内訳	107
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、 積立率、残高(契約年度別)	107
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る 一般勘定における責任準備金、算出方法、 計算の基礎となる係数	107～108
(6) 契約者配当準備金明細表	108
(7) 引当金明細表	108
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	108
(9) 資本金等明細表	109
(10) 保険料明細表	109
(11) 保険金明細表	109
(12) 年金明細表	109
(13) 給付金明細表	110
(14) 解約返戻金明細表	110
(15) 減価償却費明細表	110
(16) 事業費明細表	110
(17) 税金明細表	111
(18) リース取引	111
(19) 借入金残存期間別残高	112
4. 資産運用に関する指標等	
(1) 資産運用の概況	112
(2) 運用利回り	113
(3) 主要資産の平均残高	114
(4) 資産運用収益明細表	114
(5) 資産運用費用明細表	115
(6) 利息及び配当金等収入明細表	115
(7) 有価証券売却益明細表	115
(8) 有価証券売却損明細表	116
(9) 有価証券評価損明細表	116
(10) 商品有価証券明細表	116
(11) 商品有価証券売買高	116
(12) 有価証券明細表	116
(13) 有価証券の残存期間別残高	117
(14) 保有公社債の期末残高利回り	117
(15) 業種別株式保有明細表	117
(16) 貸付金明細表	118
(17) 貸付金残存期間別残高	118
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	118

(19) 貸付金業種別内訳	118
(20) 貸付金使途別内訳	118
(21) 貸付金地域別内訳	118
(22) 貸付金担保別内訳	118
(23) 固定資産明細表	119
(24) 固定資産等処分益明細表	119
(25) 固定資産等処分損明細表	119
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	120
(27) 海外投融資の状況	120～121
(28) 海外投融資利回り	121
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	121
(30) 各種ローン金利	121
(31) その他の資産明細表	121
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	
(1) 有価証券の時価情報	122
(2) 金銭の信託の時価情報	123
(3) デリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)	123

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制	124
2. 法令遵守の体制	124
3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に 係るものに限る。)の合理性および妥当性	124～125
4. 外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)	125
5. 個人データ保護	125
6. 反社会的勢力の排除のための基本方針	125

VIII. 特別勘定に関する指標等

1. 特別勘定資産残高の状況	126
2. 個人変額保険及び 個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	126
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	
(1) 保有契約高	127
(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳	127
(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況	128
(4) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報	128

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

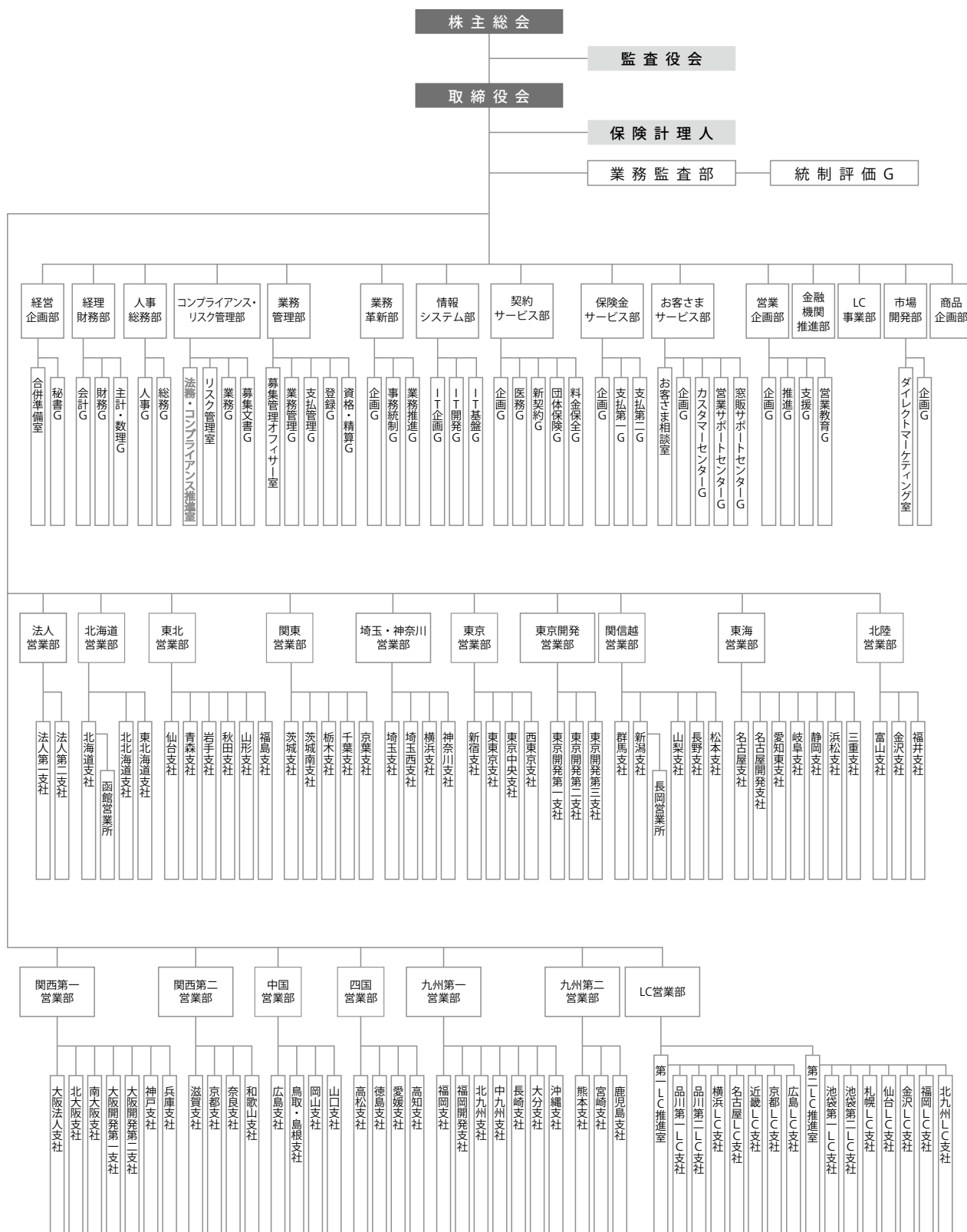
用語集	129～136
-----	---------

I. 会社の概況及び組織

1 沿革

		1981年（昭和56年）	7月	Life Insurance Company of North Americaの100%出資で「アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社」設立（資本金4億円）
			9月	増資により資本金16億円、引き続き増資により資本金35億円となる
終身保険、養老保険、定期保険、収入保障保険発売	4月	1982年（昭和57年）	4月	営業開始 米国INA社がConnecticut General社と合併 CIGNA Corporationが誕生
		1983年（昭和58年）	4月	安田火災海上保険株式会社と業務提携
		1985年（昭和60年）		
がん保険発売	4月			
連生終身保険発売	10月			
		1987年（昭和62年）	3月	増資により資本金46億5千万円となる
		1988年（昭和63年）	3月	増資により資本金52億5千万円となる
介護保険発売	3月			
医療保険発売	5月	1989年（平成元年）		
変額保険発売	7月	1990年（平成2年）	6月	増資により資本金72億5千万円となる
逡増定期保険特約発売	1月	1991年（平成3年）		
終身医療保険、終身女性疾病保険発売	6月	1993年（平成5年）	7月	安田火災が当社株式の10%を取得
リビング・ニーズ特約新設	4月	1994年（平成6年）		
		1996年（平成8年）	10月	安田火災への業務の代理・事務の代行委託開始
5年ごと利差配当タイプ商品、個人年金保険発売	4月	1997年（平成9年）	1月	社名を「アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社」に変更
無事故割引特約付新終身医療保険「フハハ21」発売	10月	1999年（平成11年）	4月	安田火災が当社株式の29%を追加取得（出資割合39%）
逡増逡減設計定期保険「ダブルアップ」発売	6月	2000年（平成12年）	1月	ムーディーズより保険財務格付け「A1」を取得
特定疾病前払式終身保険「ピース!」発売	9月	2001年（平成13年）	1月	筆頭株主の交代（安田火災の株式保有割合60%に） 社名を「安田火災ひまわり生命保険株式会社」に変更
			7月	スタンダード＆プアーズより保険財務格付け「A+」を取得
			12月	安田火災が当社株式の40%を追加取得（出資割合100%）
		2002年（平成14年）	7月	株式会社損害保険ジャパン（安田火災が日産火災と合併）の発足に伴い社名を「損保ジャパンひまわり生命保険株式会社」に変更 ムーディーズによる保険財務格付け「Aa3」に格上げ
			11月	エンベディッド・バリュー（EV）開示
無解約返戻金型定期保険発売	2月	2003年（平成15年）		
低解約返戻金型終身保険「ベリーグー」発売	9月			
健康体料率特約新設	5月	2004年（平成16年）	7月	スタンダード＆プアーズによる保険財務格付け「AA-」に格上げ
長期傷害保険発売	8月		3月	カスタマーセンターが「ISO9001:2000年版」の認証取得
無解約返戻金型収入保障保険発売	6月	2005年（平成17年）		
無選択型終身保険発売	12月			
		2006年（平成18年）	3月	標準責任準備金積立完了
限定告知型医療保険発売	7月	2007年（平成19年）	2月	増資により資本金272億5千万円（資本準備金100億円含む）となる
			4月	「ISO10002（苦情対応マネジメントシステム）」への適合宣言
新医療保険「健康のお守り」発売	8月	2008年（平成20年）		
無解約返戻金型収入保障保険「家族のお守り」リニューアル	5月	2009年（平成21年）		
健康体料率特約「非喫煙者標準体保険料率」新設				
特定疾病収入保障特約新設				
がん保険「勇気のお守り」発売	11月	2010年（平成22年）	1月	「2009年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞」受賞（受賞対象「健康のお守り」）
医療保険等への骨髄ドナー保障の追加			3月	日本興亜生命との合併合意発表（合併予定日 2011年10月1日） 経営ビジョンと目指す企業像および合併の基本理念等の公表
			4月	NKSJホールディングス株式会社発足（損保ジャパンが日本興亜損保と経営統合し、共同持株会社設立）
			5月	市場整合的エンベディッド・バリュー（MCEV）開示
		2011年（平成23年）	4月	日本興亜生命との合併契約締結

② 経営の組織



2011年7月1日現在

I. 会社の概況及び組織

③ 店舗網一覧

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-3348-7011
法人営業部	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル7階	03-3349-5721
法人第一支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル7階	03-3349-9311
法人第二支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル7階	03-3349-9314
北海道営業部	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-261-4611
北海道支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-241-6378
函館営業所	040-0015	北海道函館市梁川町16-24 損保ジャパン函館ビル1階	0138-53-2710
北北海道支社	070-0032	北海道旭川市二条通9右10 損保ジャパン旭川ビル6階	0166-24-3341
東北北海道支社	085-0018	北海道釧路市黒金町10-3 損保ジャパン釧路第一ビル4階	0154-25-6531
東北営業部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル11階	022-298-1921
仙台支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル8階	022-298-2761
青森支社	030-0801	青森県青森市新町1-1-14 損保ジャパン青森ビル4階	017-723-6431
岩手支社	020-0021	岩手県盛岡市中央通2-11-17 損保ジャパン盛岡ビル1階	019-624-7512
秋田支社	010-0921	秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル5階	018-863-3941
山形支社	990-0023	山形県山形市松波1-1-1 損保ジャパン山形ビル5階	023-625-3766
福島支社	963-8877	福島県郡山市堂前町6-4 郡山堂前合同ビル5階	024-925-6701
関東営業部	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル4階	03-3344-3270
茨城支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-13 損保ジャパン水戸ビル3階	029-221-1251
茨城南支社	305-0033	茨城県つくば市東新井15-4 関友つくばビル4階	029-859-3060
栃木支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン宇都宮ビル7階	028-643-3621
千葉支社	260-0003	千葉県千葉市中央区鶴沢町20-16 ユニバース千葉ビル3階	043-221-1461
京葉支社	273-0005	千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル10階	047-435-0710
埼玉・神奈川営業部	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル4階	03-3344-3681
埼玉支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 K Sビル4階	048-645-3591
埼玉西支社	350-0043	埼玉県川越市新富町2-24-4 早川TKBビル3階	049-226-9050
横浜支社	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル2階	045-212-3851
神奈川支社	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル4階	045-681-2217
東京営業部	163-0533	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル33階	03-3348-6231
新宿支社	163-0533	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル33階	03-3344-1545
東京東支社	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB 損保ジャパン上野共同ビル4階	03-3835-6051
東京中央支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷2-12-24 東建・長井ビルディング2階	03-3499-8611
西東京支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル8階	042-526-5211
東京開発営業部	150-0002	東京都渋谷区渋谷2-12-24 東建・長井ビルディング2階	03-3499-7210
東京開発第一支社	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB 損保ジャパン上野共同ビル4階	03-3835-6051
東京開発第二支社	163-0533	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル33階	03-3344-1545
東京開発第三支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷2-12-24 東建・長井ビルディング2階	03-3499-6381
関信越営業部	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル4階	03-3344-2541
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン前橋ビル7階	027-223-5126
新潟支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン・新潟セントラルビル5階	025-241-4730
長岡営業所	940-0064	新潟県長岡市殿町2-4-1 損保ジャパン長岡ビル5階	0258-39-8371
山梨支社	400-0031	山梨県甲府市丸の内1-12-4 損保ジャパン甲府第一ビル4階	055-232-8072
長野支社	380-0816	長野県長野市三輪武井1313-11 損保ジャパン長野ビル5階	026-235-8015
松本支社	390-0815	長野県松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル2階	0263-36-0822
東海営業部	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6401
名古屋支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-1951
名古屋開発支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル5階	052-972-6430
愛知東支社	440-0888	愛知県豊橋市駅前大通1-55 ココラフフロント サーラタワー6階	0532-52-3136
岐阜支社	500-8842	岐阜県岐阜市金町5-20 損保ジャパン岐阜ビル8階	058-264-7060
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエアビル11階	054-252-2373
浜松支社	430-0946	静岡県浜松市中区元城町216-1 損保ジャパン浜松ビル2階	053-451-1160
三重支社	514-0004	三重県津市栄町3-115 損保ジャパン津ビル2階	059-223-1401

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
北陸営業部	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6177
富山支社	930-0029	富山県富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル6階	076-444-7740
金沢支社	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6071
福井支社	910-0006	福井県福井市中央3-6-2 損保ジャパン福井ビル1階	0776-21-1482
関西第一営業部	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル7階	06-6229-8681
大阪法人支社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン大阪ビル8階	06-6227-4550
北大阪支社	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル7階	06-6229-8021
南大阪支社	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70 パークスタワー17階	06-6634-2630
大阪開発第一支社	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル7階	06-6229-8021
大阪開発第二支社	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70 パークスタワー17階	06-6634-2630
神戸支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン神戸ビル1階	078-321-0481
兵庫支社	670-0961	兵庫県姫路市南畝町2-1 損保ジャパン姫路ビル4階	079-284-5757
関西第二営業部	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル7階	06-6229-8681
滋賀支社	520-0806	滋賀県大津市打出浜3-20 損保ジャパン大津ビル3階	077-527-1233
京都支社	604-8152	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗町671 損保ジャパン・ユニバース京都ビル7階	075-211-6713
奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町4-281-1 新大宮センタービル2階	0742-36-8751
和歌山支社	640-8331	和歌山県和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル7階	073-422-6801
中国営業部	730-0032	広島県広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階	082-542-2662
広島支社	730-0031	広島県広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパン東京建物広島ビル8階	082-243-6265
鳥取・島根支社	690-0007	島根県松江市御手船場町549-1 損保ジャパン松江ビル4階	0852-27-8211
岡山支社	700-0913	岡山県岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル6階	086-222-0911
山口支社	750-0018	山口県下関市豊前田町2-8-10 損保ジャパン下関ビル4階	083-235-1100
四国営業部	730-0032	広島県広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階	082-542-2662
高松支社	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン高松ビル7階	087-851-4678
徳島支社	770-0942	徳島県徳島市昭和町1-11 徳島ビル3階	088-654-2510
愛媛支社	790-0003	愛媛県松山市三番町4-7-14 損保ジャパン松山ビル6階	089-931-6282
高知支社	780-0870	高知県高知市本町2-1-6 損保ジャパン高知ビル2階	088-825-0321
九州第一営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-474-3788
福岡支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-414-0691
福岡開発支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-414-0691
北九州支社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町1-3-25 損保ジャパン北九州ビル7階	093-521-2622
中九州支社	830-0017	福岡県久留米市日吉町23-3 MEDIA 7ビル2階	0942-39-5801
長崎支社	850-0033	長崎県長崎市万才町3-16 損保ジャパン長崎ビル2階	095-823-3481
大分支社	870-0027	大分県大分市末広町2-10-22 損保ジャパン大分ビル4階	097-536-6411
沖縄支社	900-0015	沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビル中2階	098-863-3386
九州第二営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-474-3788
熊本支社	860-0806	熊本県熊本市花畑町10-26 損保ジャパン熊本ビル7階	096-356-1003
宮崎支社	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東5-3-10 損保ジャパン宮崎ビル4階	0985-27-4688
鹿児島支社	892-0844	鹿児島県鹿児島市山之口町2-1 ユニバース鹿児島ビル5階	099-222-6701
LC営業部	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-3770
品川第一LC支社	141-0022	東京都品川区東五反田2-17-1 オーバルコート大崎マークウエスト14階	03-5421-6215
品川第二LC支社	141-0022	東京都品川区東五反田2-17-1 オーバルコート大崎マークウエスト14階	03-5421-6230
池袋第一LC支社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル19階	03-3590-1501
池袋第二LC支社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル19階	03-3590-1506
横浜LC支社	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワー A 11階	045-682-5321
札幌LC支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザビル4階	011-222-3813
仙台LC支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階	022-298-2171
名古屋LC支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6361
金沢LC支社	920-0919	石川県金沢市南町4-1 金沢ニューグランドビル2階	076-235-2301
近畿LC支社	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル12階	06-6203-6341
京都LC支社	604-8166	京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 烏丸ビル3階	075-213-2958
広島LC支社	730-0016	広島県広島市中区幟町13-4 広島マツダビル11階	082-225-0313
福岡LC支社	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
北九州LC支社	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2-14-2 小倉興産16号館12階	093-522-5488

2011年7月1日現在

I. 会社の概況及び組織

④ 資本金の推移

(単位:百万円)

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
昭和56年 7月 7日	—	400	会社設立
昭和56年 9月18日	1,200	1,600	
昭和56年 9月30日	1,900	3,500	
昭和62年 3月31日	1,150	4,650	
昭和63年 3月26日	600	5,250	
平成 2年 6月28日	2,000	7,250	
平成19年 2月28日	20,000	17,250	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組入

⑤ 株式の総数

発行可能株式総数	40,000千株
発行済株式の総数	27,250千株
当期末株主数	1 名

⑥ 株式の状況

(1)発行済株式の種類等

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	27,250千株	—

(2)大株主

(単位:千株、%)

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
株式会社損害保険ジャパン	27,250	100.0	—	—

当社の株主は上記1名のみです。

⑦ 主要株主の状況

名 称	主たる営業所 または 事務所の所在地	資本金または 出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に 占める所有株式等 の割合
株式会社 損害保険 ジャパン	東京都新宿区 西新宿一丁目 26番1号	70,000百万円	損害保険業	1887年(明治20年) 7月23日	100.0%

8 取締役及び監査役（役職名・氏名）

（平成23年7月1日現在）

役 職 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
取締役社長 (代表取締役)	マツザキ トシオ 松崎 敏夫 (昭和26年4月29日)	昭和51年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 平成17年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員 個人商品業務部長 兼 事務企画部長 平成18年 4月 同社執行役員営業企画部長 平成18年 9月 同社執行役員業務監査部長 平成19年 4月 同社常務執行役員 平成19年 6月 同社取締役常務執行役員 平成20年 3月 同社取締役常務執行役員 退任 平成20年 4月 当社取締役社長(現職)
取締役専務執行役員	イド キヨシ 井戸 潔 (昭和30年11月23日)	昭和53年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 平成19年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員 および株式会社損害保険ジャパン・システムソリューション 代表取締役社長 株式会社損害保険ジャパン執行役員 および株式会社損害保険ジャパン・システムソリューション代表取締役社長 退任 平成21年 4月 当社取締役常務執行役員 平成22年 4月 当社取締役専務執行役員(現職)
取締役専務執行役員	フルカワ ヨシオ 古川 芳夫 (昭和31年1月7日)	昭和53年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 平成21年 4月 同社常務執行役員北陸本部長 兼 関西第二本部長 平成23年 3月 同社常務執行役員北陸本部長 兼 関西第二本部長 退任 平成23年 4月 当社取締役専務執行役員(現職)
取締役常務執行役員	ノグチ タダシ 野口 正 (昭和29年4月29日)	昭和53年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 平成20年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員岐阜支店長 平成21年 3月 同社執行役員岐阜支店長 退任 平成21年 4月 当社取締役常務執行役員(嘱) LC営業本部長 平成22年 4月 当社取締役常務執行役員(現職)
取締役常務執行役員	テラダイラ カツミ 寺平 勝巳 (昭和28年9月4日)	平成 2年 1月 アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社 (現 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社) 入社 平成14年 7月 当社執行役員マーケティング部長 平成15年 4月 当社執行役員リスク管理部長 平成18年 4月 当社取締役執行役員(嘱) リスク管理部長 平成18年 6月 当社取締役執行役員 平成20年 4月 当社取締役常務執行役員(現職)
取締役執行役員	ゴトウ アキオ 後藤 昭夫 (昭和33年12月22日)	昭和56年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 平成21年 4月 当社取締役執行役員(嘱) 経営企画部長 平成23年 4月 当社取締役執行役員(嘱) 経営企画部長(兼嘱) 合併準備室長(現職)
取締役(非常勤)	タカハシ カオル 高橋 薫 (昭和31年5月13日)	昭和54年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 平成20年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員 人事部長 平成22年 4月 同社常務執行役員 平成22年 6月 同社取締役常務執行役員(現職) 平成22年 6月 当社取締役(現職)
監査役	カキウチ ヤスタカ 垣内 康孝 (昭和22年12月31日)	平成18年 6月 当社監査役(現職)
監査役	サコンジウ コウイチ 左近充 幸一 (昭和24年7月7日)	昭和48年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 平成18年 6月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員 神奈川・静岡本部長 兼 神奈川・静岡自由化対応室長 平成19年 3月 同社常務執行役員 神奈川・静岡本部長 兼 神奈川・静岡自由化対応 室長 退任 平成19年 4月 当社監査役(現職)
監査役(非常勤)	ハンダ ジロウ 飯田 二郎 (昭和24年12月15日)	昭和49年 4月 安田火災海上保険株式会社(現 株式会社損害保険ジャパン) 入社 平成18年 6月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員 中国本部長 平成20年 4月 同社常務執行役員 平成20年 6月 同社監査役 平成22年 4月 NKSJホールディングス株式会社監査役(現職) 平成22年 6月 株式会社損害保険ジャパン監査役 退任 平成23年 6月 当社監査役(現職)

I. 会社の概況及び組織

⑨ 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		平均年齢		平均勤続年数	
	平成 21年度末	平成 22年度末	平成 21年度末	平成 22年度末	平成 21年度末	平成 22年度末	平成 21年度末	平成 22年度末
内勤社員	1,159	1,226	160	125	34.5	34.8	6.8	7.2
(男子)	630	659	64	47	37.8	38.1	8.3	8.9
(女子)	529	567	96	78	30.6	30.8	4.9	5.2
(総合職)	653	681	70	48	37.3	37.4	8.1	8.6
(一般職)	475	510	84	65	30.4	30.9	5.1	5.5
営業職員	358	360	131	117	38.9	39.3	3.2	3.7
(男子)	358	360	131	117	38.9	39.3	3.2	3.7
(女子)	0	0	0	0	—	—	—	—

(注) 営業職員は、ライフカウンセラー社員、セールスマネージャーおよびLC支社長の合計人数です。

⑩ 平均給与(内勤社員)

(単位:千円)

区 分	平成22年3月	平成23年3月
内勤社員	385	388

(注) 平均給与月額とは平成23年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

⑪ 平均給与(営業職員)

(単位:千円)

区 分	平成22年3月	平成23年3月
営業職員	498	470

(注) 平均給与月額とは平成23年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

① 主要な業務の内容

(1) 保険の引受け

生命保険の募集および引受業務を行っています。

(2) 資産の運用

当社は、円貨建債券の満期保有を中心とし、長期的に安定した利息収入を重視する方針に基づいて、資産の運用を行っています。詳細はP.21～22をご覧ください。

(3) 国債等の窓口販売業務

該当ありません。

(4) 業務の代理・事務の代行業務

当該業務は行っていません。

なお、株式会社損害保険ジャパンに生命保険業務の代理・事務の代行を委託しています。

② 経営方針

P.1～2をご覧ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

① 直近事業年度における事業の概況

P.14をご覧ください。

② 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

③ 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

カスタマーセンターやその他窓口から受け付けた電話等を集計したものです。

(単位:件、%)

内 容	件 数	構 成 比
保全(解約、名義変更など)	46,590	27.1%
収納(保険料の払込など)	35,578	20.7%
保険金(保険金・給付金の支払いなど)	33,469	19.4%
その他(資料請求、新契約関連、ご相談等)	47,006	27.3%
苦情	9,513	5.5%
合計	172,156	100.0%

《平成22年度 苦情申出分類》

※生命保険協会報告ベース

大分類	中分類	件数	占率
新契約関係	不適切な募集行為	72	0.8%
	不適切な告知取得	22	0.2%
	不適切な話法	7	0.1%
	加入意思確認不十分	15	0.2%
	説明不十分	319	3.4%
	契約内容相違	105	1.1%
	事務取扱不注意	1,688	17.7%
	契約確認	44	0.5%
	契約引受関係	253	2.7%
	告知内容相違	9	0.1%
	証券未着	256	2.7%
	その他新契約関係	215	2.3%
新契約関係 合計		3,005	31.6%
収納関係	集金	8	0.1%
	口座振替・送金	450	4.7%
	職域団体扱	34	0.4%
	保険料払込関係	142	1.5%
	保険料振替貸付	38	0.4%
	失効・復活	242	2.5%
	その他収納関係	69	0.7%
収納関係 合計		983	10.3%

大分類	中分類	件数	占率
保全関係	配当内容	0	0.0%
	契約者貸付	103	1.1%
	更新	284	3.0%
	契約内容変更	91	1.0%
	名義変更	572	6.0%
	特約中途付加	25	0.3%
	解約手続	573	6.0%
	解約返戻金	106	1.1%
	生保カード・ATM関係	0	0.0%
	その他保全関係	169	1.8%
保全関係 合計		1,923	20.2%
保険金・給付金関係	満期保険金・年金等	92	1.0%
	死亡等保険金支払手続	40	0.4%
	死亡等保険金不支払決定	5	0.1%
	入院等給付金支払手続	564	5.9%
	入院等給付金不支払決定	128	1.3%
	その他保険金・給付金関係	285	3.0%
保険金・給付金関係 合計		1,114	11.7%
その他	職員の態度・マナー	690	7.3%
	保険料控除	183	1.9%
	個人情報取扱関係	625	6.6%
	アフターサービス関係	563	5.9%
	その他	427	4.5%
その他 合計		2,488	26.2%
平成22年度合計		9,513	100.0%

苦情の定義

お客さまから当社に申出のあった、その事業活動全般に起因する不満足の原因をいいます。

・苦情とは当社との保険契約の有無を問わず、広く「消費者」「生活者」をいい、個人・法人の別を問いません。

・当社に直接、お客さまからの申出のあったものだけでなく、外部機関、代理店、代行会社を経由して手段を問わずに当社に連絡が入ったものを含みます。

苦情からの改善事例については、P.40をご覧ください。

④ 契約者に対する情報提供の実態

P.46、50～51をご覧ください。

⑤ 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.48～51をご覧ください。

⑥ 営業職員・代理店教育・研修の概略

P.52をご覧ください。

⑦ 新規開発商品の状況

P.48～49、59をご覧ください。

⑧ 保険商品一覧

(1) 個人保険

① 主契約

商 品 名	保障内容の概要
無配当終身保険 5年ごと利差配当付終身保険	万一に備えて確実な保障を一生涯得ることができます。配当金がない分保険料が割安の無配当タイプと、責任準備金等の運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする5年ごと利差配当付タイプがあります。 また、ライフスタイルにあわせて、さまざまな保険料の払込期間を選択することができます。
低解約返戻金型終身保険	低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金を、通常の終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にした終身保険です。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金は通常の終身保険の解約返戻金と同水準になります。
無選択型終身保険	医師による診査や告知がいらず、簡単な手続きだけでお申し込みが可能な終身保険です。
無配当定期保険	一定期間中での万一に備えて低廉な保険料で大型保障を実現できる保障重視の保険です。健康状態にかかわらずご契約を90歳まで自動更新することができます。また、保険金額を途中で見直し、増額することができます。
無解約返戻金型定期保険	解約返戻金をなくすことによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で一定期間の保障を提供します。
無解約返戻金型収入保障保険	万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。
遡増定期保険	企業経営者の万一のための大型保障の確保を目的とした保険です。前期期間の保険金額が一定で、後期期間になると所定の割合で保険金額が増加します。
無配当養老保険 5年ごと利差配当付養老保険	一定期間中の死亡保障と満期時の満期保険金により、万一の際の保障と将来への備えを同時に保障します。お子様の教育資金・結婚資金や老後の生活資金等を計画的に準備することができます。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

商 品 名	保障内容の概要
無選択加入特則付 5年ごと利差配当付 個人年金保険	年金支払前の死亡保障を抑えて年金の受取額を大きくした生存保障重視型の個人年金保険です。将来設計にあわせて年金の受取期間等を選択できます。確定年金は生死に関わらず一定期間確実に年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金は、保証期間中は生死に関わらず、保証期間経過後は一生涯年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金には年金の受取額が一定の定額型と、毎年増加していく逓増型があります。告知をせずに加入いただくことができます。
特定疾病前払式終身保険	万一に備えて確実な保障を一生涯得ることができます。また特定疾病により所定の状態になったとき保険金の一部を前払いするとともに、その後の保険料の払い込みが免除されます。特定疾病になったときの生きるための保障を組み込んだ新しいタイプの終身保険です。
連生終身保険(自由設計型)	ひとつの保険でお二人を一生涯保障します。お二人のうちいずれかが死亡された場合、もうおひとりの保障は継続し、その場合の保険料の払い込みは免除されます。お二人のうち死亡の順序により、保険金額の支払割合を設定できるので、相続税の納税資金等にもご活用いただけます。払込終了時以降5年ごとに生存給付金のつくタイプとつかないタイプがあります。
変額保険(終身型)	保険料は一定で保険金額が特別勘定の資産運用実績に基づき増減する保険で、一生涯保障が継続します。保険期間中に死亡された場合、基本保険金額と変動保険金額の合計額をお支払いします。運用実績にかかわらず基本保険金額は保証されます。特別勘定は3勘定(国際型・株式型・総合型)あり、自由に選択して組みあわせることができます。
5年ごと利差配当付こども保険	お子様の教育資金を計画的に準備できる保険です。お子様の入学時や成人式及び保険期間満了時に成長祝金を受け取れます。また、ご契約者様が万一のときには養育年金を保険期間満了時まで毎年受け取ることができます(A型の場合)。お子様の出産予定日の140日前からご加入できます。
無配当特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	がん・急性心筋梗塞・脳卒中の特定疾病により所定の状態になられたときに、保険金を一括してお支払いするので、治療費やその間のご家族の生活費としてご活用いただけます。また、死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。一定期間を保障し無配当で保険料が割安な特定疾病保障定期保険と、一生涯を保障し5年ごと利差配当付の特定疾病保障終身保険があります。
がん保険(2010)	がんの診断確定、がんによる入院・手術・通院(外来治療)を保障します。診断給付金は2年に1回を限度として、がんと診断確定された場合にお支払いします。通院治療の増加に対応して、外来治療給付金は、入院を伴わない通院も保障の対象としています。また、入院や通院(外来治療)は通算無制限であり、長期にわたるがん治療をサポートすることができます。
医療保険(08)	病気やケガによる入院・手術・死亡を保障します。90歳まで自動更新できる更新タイプや一生涯保障が継続する終身タイプがあります。また、死亡保障をなくすことにより保険料を低廉化したタイプ等もご用意していますので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。
限定告知型医療保険	告知いただく項目の範囲を従来商品より限定し、引受基準を緩やかにすることで、これまで健康上の理由などで医療保険のご加入を諦めていた方にもお申し込みいただける保険です。
長期傷害保険	役員・従業員の方を対象として、不慮の事故・感染症に対するより充実した福利厚生制度を準備するための保険です。不慮の事故・感染症により死亡されたときに災害死亡保険金を支払い、不慮の事故により身体障害状態に該当されたとき障害給付金をお支払いします。業務上・業務外にかかわらず保障します。

②保障をさらに充実させるための各種特約

特 約 名	保障内容の概要
定期保険特約	死亡保障をさらに大きくします。
養老保険特約	保障と貯蓄機能を兼ねます。
災害死亡特約	不慮の事故での死亡に備えます。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときに保険金をお支払いします。
年金支払特約	保険金等を年金の形で受け取れます。
医療(08)用がん入院特約	がんによる入院を保障します。医療保険(08)専用特約です。
医療(08)用女性疾病入院特約	女性特有の病気やその他の女性特定疾病による入院を保障します。医療保険(08)専用特約です。
医療(08)用退院給付特約	1回の入院日数が20日以上入院後の退院を保障します。医療保険(08)専用特約です。
医療(08)用三大疾病入院一時金特約	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により入院された場合に一時金をお支払いします。医療保険(08)専用特約です。
医療(08)用特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払い込みが不要になります。医療保険(08)専用特約です。
医療(08)用先進医療特約	公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合に、その技術料をお支払額を通算して1,000万円まで保障します。医療保険(08)専用特約です。
医療(08)用がん診断給付特約	がん診断確定された場合にがん診断給付金をお支払いします。医療保険(08)専用特約です。
医療(08)用がん外来治療給付特約	がんによる通院(外来治療)を保障します。医療保険(08)専用特約です。
医療(08)用無事故割引特約	5年ごとに入院給付金の支払いがないか、あっても5日未満の場合、以後の保険料を割り引きます。医療保険(08)専用特約です。
医療(08)用配偶者医療特約	配偶者の病気やケガによる入院・手術を保障します。医療保険(08)専用特約です。
指定代理請求特約	被保険者の方が受取人となる保険金や給付金について、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求できます。
がん先進医療特約	がんにより、公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合にその技術料をお支払額を通算して1,000万円まで保障します。がん保険(2010)専用特約です。
がん死亡特約	がんによる死亡を保障します。がん保険(2010)専用特約です。
新女性特定がん入院特約	女性特定がんによる入院を保障します。がん保険(2010)専用特約です。
健康体料率特約	喫煙状況及び健康状態等が当社所定の基準に適合する場合、所定の主契約・特約に健康体料率を適用し、通常の保険料に比べて保険料が割安になります。
長期傷害用災害入院特約	不慮の事故・感染症による入院を保障します。長期傷害保険専用特約です。
特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払い込みが不要になります。
特定疾病収入保障特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に年金支払期間(2年)中、毎月特定疾病年金をお支払いします。無解約返戻金型収入保障保険専用特約です。

(2) 団体保険

商 品 名	保障内容の概要
総合福祉団体定期保険	企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。
団体定期保険	企業・団体の所属員の方の死亡等に対して低廉な保険料で保障します。
団体信用生命保険	住宅ローン等の賦払債務者を対象として、支払われる保険金により、債権保全とそのご遺族の生計安定を目的とした団体保険です。
医療保障保険(団体型)	企業・団体の所属員の方の死亡や入院等に対して低廉な保険料で保障します。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

⑨ 情報システムに関する状況

◆情報システムに関する状況

当社では、お客さまのニーズに合致した「優れた商品」「高品質のサービス」を提供するため、効果的なIT投資、システム開発を行っています。

◆2010年度の主な取り組み

(1)お客さまサービスの充実

保全請求書の機械作成範囲拡大ならびに試算書の機械作成の導入により、お客さまの利便性向上を図りました。

(2)社内事務改善・システム開発の生産性向上

「保全システム」を刷新し、ワークフロー化することにより、業務品質の向上を図りました。

また「商品管理システム」を導入し、新商品システム開発のスピードアップを図りました。

(3)情報セキュリティレベルの強化

情報セキュリティの技術革新、セキュリティ水準の向上の取り組み強化を図りました。

今後も引き続きカスタマーセンター、ホームページ等のシステムにより一層の利便性向上を目指してまいります。

◆今までの歩み

1989年	個人保険オンラインを全国の支社に展開
1997年	全社LANによる情報伝達の電子化を実現
1998年	大規模オンライン業務を可能とする基幹系システム「SCRUM」を開発し、事務処理の迅速化、効率化を実現
2001年	インターネットに代表されるe-business環境への対応を可能とするサーバー型システム「ミレニウム」を開発し、SCRUMと連携して稼働開始
2002年	外部専門家によるシステム監査の開始
2003年	Web型代理店支援システムの稼働開始(代理店の利便性向上を実現) Web型カスタマーセンターシステムの稼働開始(お客さまへの更なるサービス向上と事務効率の向上を実現)
2004年	・ ホームページ上でのご契約照会を開始(お客さまの利便性向上を実現) ・ 全パソコンの最新機種入替えを行い事務処理効率を向上 ・ 個人情報保護対策として情報セキュリティレベルの一層の向上
2006年	基幹システム「SCRUM」「ミレニウム」のリニューアルを行い事務効率の向上及びセキュリティの向上を実現
2007年	システム機能改善により支払い業務等の品質向上を実現
2008年	イメージワークフローシステム導入により新契約事務の品質向上を実現
2009年	保険金システムの刷新、クレジットカード払いシステムの導入、ひまわりExpressの導入により、業務の品質向上、お客さまサービスの向上を実現
2010年	保全システムの刷新ならびに商品管理システムの導入により、お客さまサービス品質の向上、業務品質の向上、システム開発の生産性向上を実現

このように当社では、常にシステムを取り巻く環境の変化に即応し、新技術によるサービスの向上と経営の効率化に取り組んでおり、今後も引き続きお客さまサービスを高めるべく一層の努力をしております。

⑩ 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。当社では、社団法人生命保険協会及び全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血活動等さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

● 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項 目	平成18年度(末)	平成19年度(末)	平成20年度(末)	平成21年度(末)	平成22年度(末)
経 常 収 益	281,304	270,735	260,182	258,426	269,332
経 常 利 益	14,674	19,232	11,115	4,088	759
基 礎 利 益	18,361	19,386	12,578	5,417	142
当期純利益又は当期純損失(△)	7,722	10,578	5,867	1,315	△1,506
資 本 金	17,250	17,250	17,250	17,250	17,250
発 行 済 株 式 の 総 数	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株
総 資 産	949,933	1,035,988	1,073,052	1,122,133	1,187,254
うち 特 別 勘 定 資 産	16,482	14,948	12,448	15,200	14,950
責 任 準 備 金 残 高	879,690	954,945	987,198	1,032,371	1,097,361
貸 付 金 残 高	11,449	13,564	15,869	17,162	18,067
有 価 証 券 残 高	884,443	960,980	993,085	1,030,306	1,083,552
ソルベンシー・マージン比率	2,138.6%	2,408.3%	2,459.3%	2,437.9%	2,300.9% (1,646.7%)
従 業 員 数	1,063名	1,228名	1,393名	1,517名	1,586名
保 有 契 約 高	10,463,555	11,048,008	11,527,420	12,323,067	13,542,212
個 人 保 険	8,396,374	9,015,789	9,447,946	10,404,936	11,573,277
個 人 年 金 保 険	84,574	83,224	81,435	80,187	79,806
団 体 保 険	1,982,606	1,948,995	1,998,038	1,837,943	1,889,128
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払い開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。当該変更は平成23年度から適用されます。

()は、仮に、当該変更を平成22年度末において適用したと仮定した場合の数値です。

3. 従業員数は在籍者数を記載しています。

V.財産の状況

① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	平成21年度末 (平成22年3月31日現在)		平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	
		金 額	占 率	金 額	占 率
(資 産 の 部)			%		%
現 金 及 び 預 貯 金		32,988	2.9	39,395	3.3
現 金		21		22	
預 貯 金		32,967		39,372	
有 価 証 券		1,030,306	91.8	1,083,552	91.3
国 債		560,887		644,873	
地 方 債		70,489		69,354	
社 債		310,212		314,678	
株 式		5,140		4,744	
外 国 証 券		83,576		49,902	
貸 付 金		17,162	1.5	18,067	1.5
保 険 約 款 貸 付		17,162		18,067	
有 形 固 定 資 産		1,197	0.1	1,354	0.1
建 物		458		603	
リ ー ス 資 産		647		644	
その他の有形固定資産		92		106	
無 形 固 定 資 産		4,625	0.4	4,114	0.3
ソ フ ト ウ ェ ア		4,573		4,114	
その他の無形固定資産		52		—	
代 理 店 貸		174	0.0	143	0.0
再 保 険 貸		1,206	0.1	1,480	0.1
そ の 他 資 産		21,401	1.9	25,303	2.1
未 収 金		15,244		16,771	
前 払 費 用		444		662	
未 収 収 益		3,102		3,129	
預 託 金		2,451		3,411	
金 融 派 生 商 品		23		31	
仮 払 金		85		1,265	
そ の 他 の 資 産		49		31	
繰 延 税 金 資 産		13,164	1.2	13,871	1.2
貸 倒 引 当 金		△94	△0.0	△29	△0.0
資 産 の 部 合 計		1,122,133	100.0	1,187,254	100.0

(単位:百万円)

科目	年度	平成21年度末 (平成22年3月31日現在)		平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	
		金 額	占 率	金 額	占 率
(負 債 の 部)			%		%
保 険 契 約 準 備 金		1,054,852	94.0	1,121,707	94.5
支 払 備 金		20,155		22,017	
責 任 準 備 金		1,032,371		1,097,361	
契 約 者 配 当 準 備 金		2,325		2,329	
代 理 店 借		1,591	0.1	2,584	0.2
再 保 険 借		1,205	0.1	1,231	0.1
そ の 他 負 債		7,564	0.7	5,803	0.5
未 払 法 人 税 等		67		37	
未 払 金		1,839		638	
未 払 費 用		4,101		3,529	
預 り 金		83		94	
金 融 派 生 商 品		174		58	
リ ー ス 債 務		662		688	
仮 受 金		634		756	
退 職 給 付 引 当 金		663	0.1	941	0.1
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		45	0.0	84	0.0
特 別 法 上 の 準 備 金		794	0.1	923	0.1
価 格 変 動 準 備 金		794		923	
負 債 の 部 合 計		1,066,716	95.1	1,133,276	95.5
(純 資 産 の 部)					
資 本 金		17,250	1.5	17,250	1.5
資 本 剰 余 金		10,000	0.9	10,000	0.8
資 本 準 備 金		10,000		10,000	
利 益 剰 余 金		27,283	2.4	25,777	2.2
そ の 他 利 益 剰 余 金		27,283		25,777	
保険業法施行規則附則 第10条積立金		325		325	
繰 越 利 益 剰 余 金		26,958		25,452	
株 主 資 本 合 計		54,533	4.9	53,027	4.5
その他有価証券評価差額金		882	0.1	949	0.1
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		882	0.1	949	0.1
純 資 産 の 部 合 計		55,416	4.9	53,977	4.5
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		1,122,133	100.0	1,187,254	100.0

V. 財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

平成21年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)
1. 会計方針に関する事項 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 (3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっております。 ・リース資産以外の有形固定資産 定率法によっております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 (4) 無形固定資産の減価償却の方法 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。 (6) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定取扱規程」及び「同細則」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権毎に回収可能性又は価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権又は重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当てております。 なお、全ての債権は、「資産査定取扱規程」及び「同細則」に基づき、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が2次資産査定を行い、監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 ② 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に係る会計基準」(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 当年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当期の経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。 ③ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当年度末要支給額を計上しております。 (7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 (8) リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (9) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)に従い、外貨建債券に対する為替変動	1. 会計方針に関する事項 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (3) 有形固定資産の減価償却の方法 同左 (4) 無形固定資産の減価償却の方法 同左 (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同左 (6) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定取扱規程」及び「同細則」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権毎に回収可能性又は価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権又は重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当てております。 なお、全ての債権は、「資産査定取扱規程」及び「同細則」に基づき、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が2次資産査定を行い、業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 ② 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に係る会計基準」(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 ③ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当年度末要支給額を計上しております。 (7) 価格変動準備金の計上方法 同左 (8) リース取引の処理方法 同左 (9) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日企業会計基準委員会)に従い、外貨建債

注記事項（貸借対照表関係）

平成21年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)
リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。 (10) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。 (11) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。 ・ 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ・ 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式 2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は生命保険事業を営んでいるため、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。 上記の方針に基づき、当社では長期の円建債券を中心とした運用を行っております。また、分散投資の効果を享受するため、外貨建債券を一部組み入れているほか、保険約款に基づく契約者貸付を行っております。デリバティブについては、後述するリスクを低減するため活用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としております。 また、特別勘定資産の運用については、長期的に財産の価値を高めることを基本方針としております。この方針に基づき、運用を行っております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当社の保有する金融資産の内容及びそのリスクは以下のとおりであります。 ① 預貯金 当座預金、普通預金（決済性預金）等を保有しておりますが、預金保険制度の対象外となっている外貨預金を一部保有していることから、預け先金融機関の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。 ② 円建債券 当社の保有する主な金融資産は円建ての債券であり、市場金利の変動により市場価格が変動する金利リスクを有しております。また、発行体が元利金を支払う義務を負っており、信用リスクを有しております。 ③ 外貨建債券 当社では外貨建債券を一部保有しており、円建債券が有している金利リスク・信用リスクに加え、為替市場の変動による為替リスクを有しております。 ④ 株式 当社では特別勘定運用資産として株式を保有しているほか、一般勘定資産として取引先等の非上場株式を保有しており、株式を発行する企業の信用リスクを有しております。	券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。 (10) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。 (11) 責任準備金の積立方法 同左 2. 会計方針の変更 (1) 資産除去債務に関する会計基準 当年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日企業会計基準委員会）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日企業会計基準委員会）を適用しております。 これに伴い、預託金に計上している建物等の賃借契約に係る預託金が176百万円減少しております。また、経常利益が40百万円減少し、税引前当期純損失が176百万円増加しております。 (2) 消費税等の会計処理 従来、消費税等の会計処理については税込方式によっておりましたが、親子会社間の会計処理の統一をはかるため、当年度より税抜方式に変更しております。なお、これによる損益への影響額は軽微であります。 3. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当社の保有する金融資産の内容及びそのリスクは以下のとおりであります。 ① 預貯金 同左 ② 円建債券 同左 ③ 外貨建債券 同左 ④ 株式 同左

V. 財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

平成21年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)																																																																																																																																								
⑤クレジット・デフォルト・スワップ(以下、CDS) 当社が保有する一部の債券について、その発行体の倒産等の理由によるデフォルト(債務不履行)リスクを回避するためにCDSを保有しております。 CDS取引は、対象債券の発行体の信用リスクの変動の影響を受けるほか、契約の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。 ⑥為替予約取引 当社は外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引を行っており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しております。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替変動損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替変動損益と相殺されます。 為替予約取引は、為替リスクを有しており、取引の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。 ⑦保険約款貸付 当社は保険契約者からの預かり分である解約返戻金の一定の範囲内で、保険契約者に対して貸付を行っております。 保険約款貸付は保険契約者の信用リスクを有しております。 ⑧未収金 未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金金の保険料及び団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金金の保険料等であります。この未収金は収納代行機関等の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 当社は、取締役会決議によるリスク管理の基本方針として、「リスク管理基本規程」を制定しており、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを個別かつ統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準に収めることとしております。また、当社では取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築するとともに、収益部門や収益管理部門とは独立した統合リスク管理部門としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項 平成22年3月31日における貸借対照表計上額及び時価、並びにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと。) (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1) 現金及び預貯金</td><td>32,988</td><td>32,988</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 貸付金</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 保険約款貸付</td><td>17,162</td><td>17,162</td><td>—</td></tr><tr><td> 貸倒引当金(※1)</td><td>△8</td><td>△8</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>17,153</td><td>17,153</td><td>—</td></tr><tr><td>(3) 有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> ①売買目的有価証券</td><td>13,553</td><td>13,553</td><td>—</td></tr><tr><td> ②満期保有目的の債券</td><td>843,200</td><td>862,317</td><td>19,117</td></tr><tr><td> ③その他有価証券</td><td>173,552</td><td>173,552</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>1,030,305</td><td>1,049,422</td><td>19,117</td></tr><tr><td>(4) 未収金</td><td>15,244</td><td>15,244</td><td>—</td></tr><tr><td> 資産計</td><td>1,095,692</td><td>1,114,809</td><td>19,117</td></tr><tr><td>デリバティブ取引(※2)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> ヘッジ会計が適用されていないもの</td><td>23</td><td>23</td><td>—</td></tr><tr><td> ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>(174)</td><td>(174)</td><td>—</td></tr><tr><td> デリバティブ取引計</td><td>(150)</td><td>(150)</td><td>—</td></tr></table> (※1) 保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金であります。 (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。		貸借対照表 計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	32,988	32,988	—	(2) 貸付金				保険約款貸付	17,162	17,162	—	貸倒引当金(※1)	△8	△8	—		17,153	17,153	—	(3) 有価証券				①売買目的有価証券	13,553	13,553	—	②満期保有目的の債券	843,200	862,317	19,117	③その他有価証券	173,552	173,552	—		1,030,305	1,049,422	19,117	(4) 未収金	15,244	15,244	—	資産計	1,095,692	1,114,809	19,117	デリバティブ取引(※2)				ヘッジ会計が適用されていないもの	23	23	—	ヘッジ会計が適用されているもの	(174)	(174)	—	デリバティブ取引計	(150)	(150)	—	⑤クレジット・デフォルト・スワップ(以下、CDS) 同左 ⑥為替予約取引 同左 ⑦保険約款貸付 当社は保険契約者からの預かり分である解約返戻金相当額の一定の範囲内で、保険契約者に対して貸付を行っております。 保険約款貸付は保険契約者の信用リスクを有しております。 ⑧未収金 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左 (4) 金融商品の時価等に関する事項 平成23年3月31日における貸借対照表計上額及び時価、並びにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと。) (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1) 現金及び預貯金</td><td>39,395</td><td>39,395</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 貸付金</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 保険約款貸付</td><td>18,067</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金(※1)</td><td>△3</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>18,063</td><td>18,063</td><td>—</td></tr><tr><td>(3) 有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> ①売買目的有価証券</td><td>13,405</td><td>13,405</td><td>—</td></tr><tr><td> ②満期保有目的の債券</td><td>866,218</td><td>891,992</td><td>25,774</td></tr><tr><td> ③その他有価証券</td><td>203,928</td><td>203,928</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>1,083,552</td><td>1,109,327</td><td>25,774</td></tr><tr><td>(4) 未収金</td><td>16,771</td><td>16,771</td><td>—</td></tr><tr><td> 資産計</td><td>1,157,782</td><td>1,183,557</td><td>25,774</td></tr><tr><td>デリバティブ取引(※2)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> ヘッジ会計が適用されていないもの</td><td>(1)</td><td>(1)</td><td>—</td></tr><tr><td> ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>(25)</td><td>(25)</td><td>—</td></tr><tr><td> デリバティブ取引計</td><td>(27)</td><td>(27)</td><td>—</td></tr></table> (※1) 保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金であります。 (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。		貸借対照表 計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	39,395	39,395	—	(2) 貸付金				保険約款貸付	18,067			貸倒引当金(※1)	△3				18,063	18,063	—	(3) 有価証券				①売買目的有価証券	13,405	13,405	—	②満期保有目的の債券	866,218	891,992	25,774	③その他有価証券	203,928	203,928	—		1,083,552	1,109,327	25,774	(4) 未収金	16,771	16,771	—	資産計	1,157,782	1,183,557	25,774	デリバティブ取引(※2)				ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	—	ヘッジ会計が適用されているもの	(25)	(25)	—	デリバティブ取引計	(27)	(27)	—
	貸借対照表 計上額	時価	差額																																																																																																																																						
(1) 現金及び預貯金	32,988	32,988	—																																																																																																																																						
(2) 貸付金																																																																																																																																									
保険約款貸付	17,162	17,162	—																																																																																																																																						
貸倒引当金(※1)	△8	△8	—																																																																																																																																						
	17,153	17,153	—																																																																																																																																						
(3) 有価証券																																																																																																																																									
①売買目的有価証券	13,553	13,553	—																																																																																																																																						
②満期保有目的の債券	843,200	862,317	19,117																																																																																																																																						
③その他有価証券	173,552	173,552	—																																																																																																																																						
	1,030,305	1,049,422	19,117																																																																																																																																						
(4) 未収金	15,244	15,244	—																																																																																																																																						
資産計	1,095,692	1,114,809	19,117																																																																																																																																						
デリバティブ取引(※2)																																																																																																																																									
ヘッジ会計が適用されていないもの	23	23	—																																																																																																																																						
ヘッジ会計が適用されているもの	(174)	(174)	—																																																																																																																																						
デリバティブ取引計	(150)	(150)	—																																																																																																																																						
	貸借対照表 計上額	時価	差額																																																																																																																																						
(1) 現金及び預貯金	39,395	39,395	—																																																																																																																																						
(2) 貸付金																																																																																																																																									
保険約款貸付	18,067																																																																																																																																								
貸倒引当金(※1)	△3																																																																																																																																								
	18,063	18,063	—																																																																																																																																						
(3) 有価証券																																																																																																																																									
①売買目的有価証券	13,405	13,405	—																																																																																																																																						
②満期保有目的の債券	866,218	891,992	25,774																																																																																																																																						
③その他有価証券	203,928	203,928	—																																																																																																																																						
	1,083,552	1,109,327	25,774																																																																																																																																						
(4) 未収金	16,771	16,771	—																																																																																																																																						
資産計	1,157,782	1,183,557	25,774																																																																																																																																						
デリバティブ取引(※2)																																																																																																																																									
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	—																																																																																																																																						
ヘッジ会計が適用されているもの	(25)	(25)	—																																																																																																																																						
デリバティブ取引計	(27)	(27)	—																																																																																																																																						

注記事項(貸借対照表関係)

平成21年度末 (平成22年3月31日現在)				
(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項				
資産				
(1) 現金及び預貯金				
預貯金については全額満期のない預貯金であり、一部外貨預金を保有しております。外貨預金については3月末日の為替相場により円換算しております。時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。				
(2) 貸付金				
保険約款貸付				
保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間及び金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。				
(3) 有価証券				
有価証券については3月末日の市場価格等によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。				
① 売買目的有価証券				
特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価益は985百万円であります。				
② 満期保有目的の債券				
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額及び時価、並びにこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。				
(単位:百万円)				
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	(1) 国債・地方債等	459,432	470,109	10,676
	(2) 社債	261,409	270,166	8,757
	(3) その他	36,744	37,563	819
	小計	757,586	777,839	20,253
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	43,076	42,463	△613
	(2) 社債	6,287	6,148	△139
	(3) その他	36,249	35,866	△383
	小計	85,614	84,477	△1,136
合計		843,200	862,317	19,117
③ その他の有価証券				
その他の有価証券の当年度中の売却額は31,171百万円であり、売却益の合計額は1,596百万円、売却損の合計額は389百万円であります。また、その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価及び貸借対照表計上額、並びにこれらの差額については次のとおりであります。				
(単位:百万円)				
	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	118,832	121,171	2,339
	① 国債・地方債等	89,868	91,513	1,644
	② 社債	28,963	29,658	694
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
小計	118,832	121,171	2,339	
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	53,336	52,380	△955
	① 国債・地方債等	34,947	34,116	△830
	② 社債	11,261	11,217	△44
	③ その他	7,127	7,046	△80
	(3) その他	—	—	—
小計	53,336	52,380	△955	
合計		172,168	173,552	1,383

平成22年度末 (平成23年3月31日現在)				
(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項				
資産				
(1) 現金及び預貯金				
同左				
(2) 貸付金				
保険約款貸付				
保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。				
(3) 有価証券				
有価証券については3月末日の市場価格等によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。				
① 売買目的有価証券				
特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価損は501百万円であります。				
② 満期保有目的の債券				
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額及び時価、並びにこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。				
(単位:百万円)				
	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	(1) 国債・地方債等	501,992	521,018	19,025
	(2) 社債	245,665	253,706	8,040
	(3) その他	25,554	26,176	621
	小計	773,213	800,900	27,687
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	72,716	71,119	△1,597
	(2) 社債	13,288	12,973	△314
	(3) その他	7,000	6,998	△1
	小計	93,005	91,092	△1,913
合計		866,218	891,992	25,774
③ その他の有価証券				
その他の有価証券の当年度中の売却額は38,861百万円であり、売却益の合計額は582百万円、売却損の合計額は334百万円であります。また、その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価及び貸借対照表計上額、並びにこれらの差額については次のとおりであります。				
(単位:百万円)				
	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	132,269	135,251	2,981
	① 国債・地方債等	94,439	96,373	1,934
	② 社債	30,786	31,638	851
	③ その他	7,043	7,239	195
	(3) その他	—	—	—
小計	132,269	135,251	2,981	
貸借対照表 計上額が取得 原価又は 償却原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	70,169	68,677	△1,492
	① 国債・地方債等	40,404	39,787	△616
	② 社債	22,809	22,340	△468
	③ その他	6,956	6,548	△407
	(3) その他	—	—	—
小計	70,169	68,677	△1,492	
合計		202,439	203,928	1,489

V. 財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

平成21年度末
(平成22年3月31日現在)

④上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある債券について716百万円の減損処理を行っております。

⑤当年度において、信用状態が悪化した企業の発行する社債について、満期保有目的の債券からその他有価証券への保有目的区分の変更を行っております。

(4) 未収金
未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金の保険料及び団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金の保険料等であり、短期の金銭債権であるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
①ヘッジ会計が適用されていないもの
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS) (単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価(※)	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・スワップ	4,000	1,000	23	△36
合計		4,000	1,000	23	△36

(※)時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

②ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

為替予約取引 (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	時価の算定方法
				うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル(対円)	その他有価証券	5,111	—	△174	先物為替相場によっております。
合計			5,111	—	△174	

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)③その他有価証券」には含まれておりません

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	0

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当年度において、非上場株式について2百万円の減損処理を行なっております。

平成22年度末
(平成23年3月31日現在)

④当年度において、信用状態が悪化した企業の発行する社債4,000百万円について、満期保有目的の債券からその他有価証券への保有目的区分の変更を行っております。

(4) 未収金
同左

デリバティブ取引
①ヘッジ会計が適用されていないもの
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS) (単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価(※2)	評価損益(※2)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・スワップ	1,000	—	△1(※1)	△1(※1)
合計		1,000	—	△1	△1

(※1)CDSの時価及び評価損益は、決算基準日においてCDSを解約した場合に生じると予想される清算金額(みなし決済金額)を記載しております。

(※2)時価及び評価損益の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

②ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

為替予約取引 (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	時価の算定方法
				うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル(対円)	その他有価証券	7,570	—	△25	先物為替相場によっております。
合計			7,570	—	△25	

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)③その他有価証券」には含まれておりません

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	0

(※)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

注記事項(貸借対照表関係)

平成21年度末 (平成22年3月31日現在)						
(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	32,988	—	—	—	—	—
有価証券	72,063	94,799	79,629	107,251	38,440	620,414
満期保有目的の債券	53,413	51,699	77,239	107,251	36,940	514,152
その他有価証券の うち満期があるもの	18,650	43,100	2,390	—	1,500	106,262
未収金	15,244	—	—	—	—	—
合計	120,296	94,799	79,629	107,251	38,440	620,414
(*1) 保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。						
(*2) 外貨建債券については、期末日を替レートで換算した金額を償還額として記載しております。						
(追加情報) 当年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。						
3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は36百万円であり、その内訳は次のとおりであります。						
(1) 貸付金のうち、延滞債権額は30百万円であります。なお、破綻先債権額はありません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。						
(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は5百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。						
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。						
4. 有形固定資産の減価償却累計額は793百万円であります。						
5. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、15,200百万円であります。なお、負債の額も同額であります。						
6. 関係会社に対する金銭債権の総額は275百万円、金銭債務の総額は261百万円であります。						
7. 繰延税金資産の総額は13,712百万円、繰延税金負債の総額は501百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は46百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金8,926百万円、無形固定資産3,402百万円、未払費用432百万円、価格変動準備金287百万円、退職給付引当金 240百万円、未払事業税・地方法人特別税123百万円であります。						

平成22年度末 (平成23年3月31日現在)						
(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	39,395	—	—	—	—	—
有価証券	82,799	79,629	107,251	38,440	32,065	721,606
満期保有目的の債券	51,699	77,239	107,251	36,940	28,665	559,277
その他有価証券の うち満期があるもの	31,100	2,390	—	1,500	3,400	162,329
未収金	16,771	—	—	—	—	—
合計	138,965	79,629	107,251	38,440	32,065	721,606
(*1) 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。						
(*2) 外貨建債券については、期末日を替レートで換算した金額を償還額として記載しております。						
4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は33百万円であり、その内訳は次のとおりであります。						
(1) 貸付金のうち、延滞債権額は31百万円であります。なお、破綻先債権額はありません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。						
(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は1百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。						
(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。						
5. 有形固定資産の減価償却累計額は1,123百万円であります。						
6. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、14,950百万円であります。なお、負債の額も同額であります。						
7. 関係会社に対する金銭債権の総額は287百万円、金銭債務の総額は273百万円であります。						
8. 繰延税金資産の総額は14,470百万円、繰延税金負債の総額は539百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は59百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金9,756百万円、無形固定資産3,054百万円、退職給付引当金340百万円、価格変動準備金334百万円であります。						

V. 財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

平成21年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)																																																																
繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額501百万円です。 当年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、交際費等永久に損金に算入されない項目6.5%、住民税均等割2.9%であります。 8. 貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。 9. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>前年度末現在高</td><td>2,267百万円</td></tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td><td>1,528百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td><td>1,586百万円</td></tr> <tr> <td>当年度末現在高</td><td>2,325百万円</td></tr> </table> 10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は176百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は2,275百万円です。 11. 1株当たりの純資産額は2,033円63銭であります。 12. 外貨建資産の額は10,641百万円であります。(主な外貨額94百万米ドル、7百万ユーロ) 外貨建負債の額は1百万円であります。(外貨額0百万米ドル) 13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は2,787百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 14. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)退職給付債務及びその内訳 <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△797百万円</td></tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td><td>△797百万円</td></tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td><td>132百万円</td></tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td><td>1百万円</td></tr> <tr> <td>ヘ 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td><td>△663百万円</td></tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金</td><td>△663百万円</td></tr> </table> (2)退職給付債務等の計算基礎 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理方法</td><td></td></tr> <tr> <td>発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(13年)による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理</td><td></td></tr> <tr> <td>ニ 過去勤務債務の額の処理方法</td><td></td></tr> <tr> <td>発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理</td><td></td></tr> </table> 15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	前年度末現在高	2,267百万円	当年度契約者配当金支払額	1,528百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	1,586百万円	当年度末現在高	2,325百万円	イ 退職給付債務	△797百万円	ロ 年金資産	一百万円	ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△797百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	132百万円	ホ 未認識過去勤務債務	1百万円	ヘ 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△663百万円	ト 前払年金費用	一百万円	チ 退職給付引当金	△663百万円	イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	1.5%	ハ 数理計算上の差異の処理方法		発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(13年)による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理		ニ 過去勤務債務の額の処理方法		発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理		繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額539百万円です。 当年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、交際費等永久に損金に算入されない項目11.8%、住民税均等割4.0%であります。 9. 貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。 10. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>前年度末現在高</td><td>2,325百万円</td></tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td><td>1,702百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td><td>1,706百万円</td></tr> <tr> <td>当年度末現在高</td><td>2,329百万円</td></tr> </table> 11. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は414百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は2,178百万円です。 12. 1株当たりの純資産額は1,980円83銭であります。 13. 外貨建資産の額は17,482百万円 であります。(主な外貨額189百万米ドル、8百万ユーロ) 外貨建負債の額は1百万円 であります。(外貨額0百万米ドル) 14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は2,843百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 15. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)退職給付債務及びその内訳 <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△1,083百万円</td></tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td><td>△1,083百万円</td></tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td><td>141百万円</td></tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>ヘ 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td><td>△941百万円</td></tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金</td><td>△941百万円</td></tr> </table> (2)退職給付債務等の計算基礎 同左 16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	前年度末現在高	2,325百万円	当年度契約者配当金支払額	1,702百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	1,706百万円	当年度末現在高	2,329百万円	イ 退職給付債務	△1,083百万円	ロ 年金資産	一百万円	ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,083百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	141百万円	ホ 未認識過去勤務債務	0百万円	ヘ 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△941百万円	ト 前払年金費用	一百万円	チ 退職給付引当金	△941百万円
前年度末現在高	2,267百万円																																																																
当年度契約者配当金支払額	1,528百万円																																																																
利息による増加等	0百万円																																																																
契約者配当準備金繰入額	1,586百万円																																																																
当年度末現在高	2,325百万円																																																																
イ 退職給付債務	△797百万円																																																																
ロ 年金資産	一百万円																																																																
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△797百万円																																																																
ニ 未認識数理計算上の差異	132百万円																																																																
ホ 未認識過去勤務債務	1百万円																																																																
ヘ 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△663百万円																																																																
ト 前払年金費用	一百万円																																																																
チ 退職給付引当金	△663百万円																																																																
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																
ロ 割引率	1.5%																																																																
ハ 数理計算上の差異の処理方法																																																																	
発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(13年)による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理																																																																	
ニ 過去勤務債務の額の処理方法																																																																	
発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理																																																																	
前年度末現在高	2,325百万円																																																																
当年度契約者配当金支払額	1,702百万円																																																																
利息による増加等	0百万円																																																																
契約者配当準備金繰入額	1,706百万円																																																																
当年度末現在高	2,329百万円																																																																
イ 退職給付債務	△1,083百万円																																																																
ロ 年金資産	一百万円																																																																
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,083百万円																																																																
ニ 未認識数理計算上の差異	141百万円																																																																
ホ 未認識過去勤務債務	0百万円																																																																
ヘ 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△941百万円																																																																
ト 前払年金費用	一百万円																																																																
チ 退職給付引当金	△941百万円																																																																

② 損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成21年度 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)		平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)	
		金 額	占 率	金 額	占 率
経 常 収 益		258,426	100.0%	269,332	100.0%
保 険 料 等 収 入		236,238	91.4	249,462	92.6
保 険 料		232,187		244,911	
再 保 険 収 入		4,050		4,550	
資 産 運 用 収 益		22,095	8.5	19,710	7.3
利息及び配当金等収入		18,121		19,127	
有価証券利息・配当金		17,534		18,486	
貸 付 金 利 息		580		632	
その他利息配当金		6		8	
有 価 証 券 売 却 益		1,596		582	
有 価 証 券 償 還 益		179		—	
為 替 差 益		6		—	
特別勘定資産運用益		2,191		—	
そ の 他 経 常 収 益		93	0.0	159	0.1
年金特約取扱受入金		2		50	
保険金据置受入金		83		83	
その他の経常収益		7		24	
経 常 費 用		254,338	98.4	268,572	99.7
保 険 金 等 支 払 金		147,861	57.2	138,884	51.6
保 険 金		20,970		22,970	
年 金		897		1,050	
給 付 金		22,121		24,057	
解 約 返 戻 金		97,900		85,253	
そ の 他 返 戻 金		1,119		977	
再 保 険 料		4,851		4,575	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		47,251	18.3	66,851	24.8
支 払 備 金 繰 入 額		2,079		1,861	
責 任 準 備 金 繰 入 額		45,172		64,990	
契約者配当金積立利息繰入額		0		0	
資 産 運 用 費 用		1,519	0.6	853	0.3
支 払 利 息		37		60	
有 価 証 券 売 却 損		389		334	
有 価 証 券 評 価 損		719		—	
金融派生商品費用		299		34	
為 替 差 損		—		13	
そ の 他 運 用 費 用		73		31	
特別勘定資産運用損		—		379	
事 業 費		56,105	21.7	59,332	22.0
そ の 他 経 常 費 用		1,600	0.6	2,651	1.0
保 険 金 据 置 支 払 金		26		38	
税 金		862		972	
減 価 償 却 費		331		1,269	
退職給付引当金繰入額		270		301	
その他の経常費用		107		69	
経 常 利 益		4,088	1.6	759	0.3

V.財産の状況

(単位:百万円)

科目	年度	平成21年度 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)		平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)	
		金 額	占 率	金 額	占 率
特 別 利 益		3	0.0%	10	0.0%
そ の 他 特 別 利 益		3		10	
特 別 損 失		108	0.0	940	0.3
固 定 資 産 等 処 分 損		8		17	
特別法上の準備金繰入額		100		129	
価 格 変 動 準 備 金		100		129	
そ の 他 特 別 損 失		—		794	
契約者配当準備金繰入額		1,586	0.6	1,706	0.6
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		2,396	0.9	△ 1,876	△ 0.7
法 人 税 及 び 住 民 税		2,549	1.0	374	0.1
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,469	△ 0.6	△ 744	△ 0.3
法 人 税 等 合 計		1,080	0.4	△ 370	△ 0.1
当期純利益又は当期純損失(△)		1,315	0.5	△ 1,506	△ 0.6

注記事項(損益計算書関係)

平成21年度 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)																																																
1. 関係会社との取引による収益の総額は10百万円、費用の総額は1,621百万円であります。 2. 有価証券売却益の内訳は外国証券895百万円、国債等債券701百万円であります。 有価証券売却損は国債389百万円であります。 3. 有価証券評価損の内訳は社債716百万円、株式2百万円であります。 4. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は109百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は61百万円であります。 5. 金融派生商品費用には、評価損が208百万円含まれております。 6. 1株当たりの当期純利益の金額は、48円29銭であります。 7. 退職給付費用の総額は、400百万円であります。 なお、その内訳は次のとおりであります。<table><tr><td>イ</td><td>勤務費用</td><td>251百万円</td></tr><tr><td>ロ</td><td>利息費用</td><td>6百万円</td></tr><tr><td>ハ</td><td>期待運用収益</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>ニ</td><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>12百万円</td></tr><tr><td>ホ</td><td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>小計</td><td>270百万円</td></tr><tr><td>ト</td><td>確定拠出年金への掛金支払額等</td><td>130百万円</td></tr><tr><td>チ</td><td>退職給付費用</td><td>400百万円</td></tr></table> なお、確定拠出年金への掛金支払額については事業費として計上しております。 8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	イ	勤務費用	251百万円	ロ	利息費用	6百万円	ハ	期待運用収益	－百万円	ニ	数理計算上の差異の費用処理額	12百万円	ホ	過去勤務債務の費用処理額	0百万円	ヘ	小計	270百万円	ト	確定拠出年金への掛金支払額等	130百万円	チ	退職給付費用	400百万円	1. 関係会社との取引による収益の総額は12百万円、費用の総額は1,727百万円であります。 2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券582百万円であります。 有価証券売却損は外国証券1百万円、国債333百万円であります。 3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は238百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は96百万円であります。 4. 金融派生商品費用には、評価益が25百万円含まれております。 5. その他特別利益は、貸倒引当金戻入額10百万円であります。 6. その他特別損失は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額136百万円、日本興亜生命保険株式会社との合併に向けた準備費用652百万円および東日本大震災の関連費用5百万円であります。 7. 1株当たりの当期純損失の金額は、55円27銭であります。 8. 退職給付費用の総額は、439百万円であります。 なお、その内訳は次のとおりであります。<table><tr><td>イ</td><td>勤務費用</td><td>277百万円</td></tr><tr><td>ロ</td><td>利息費用</td><td>10百万円</td></tr><tr><td>ハ</td><td>期待運用収益</td><td>－百万円</td></tr><tr><td>ニ</td><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td>12百万円</td></tr><tr><td>ホ</td><td>過去勤務債務の費用処理額</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>小計</td><td>301百万円</td></tr><tr><td>ト</td><td>確定拠出年金への掛金支払額等</td><td>137百万円</td></tr><tr><td>チ</td><td>退職給付費用</td><td>439百万円</td></tr></table> なお、確定拠出年金への掛金支払額については事業費として計上しております。 9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	イ	勤務費用	277百万円	ロ	利息費用	10百万円	ハ	期待運用収益	－百万円	ニ	数理計算上の差異の費用処理額	12百万円	ホ	過去勤務債務の費用処理額	0百万円	ヘ	小計	301百万円	ト	確定拠出年金への掛金支払額等	137百万円	チ	退職給付費用	439百万円
イ	勤務費用	251百万円																																															
ロ	利息費用	6百万円																																															
ハ	期待運用収益	－百万円																																															
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	12百万円																																															
ホ	過去勤務債務の費用処理額	0百万円																																															
ヘ	小計	270百万円																																															
ト	確定拠出年金への掛金支払額等	130百万円																																															
チ	退職給付費用	400百万円																																															
イ	勤務費用	277百万円																																															
ロ	利息費用	10百万円																																															
ハ	期待運用収益	－百万円																																															
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	12百万円																																															
ホ	過去勤務債務の費用処理額	0百万円																																															
ヘ	小計	301百万円																																															
ト	確定拠出年金への掛金支払額等	137百万円																																															
チ	退職給付費用	439百万円																																															

V.財産の状況

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	平成21年度 [平成21年4月 1日から 平成22年3月31日まで]	平成22年度 [平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで]
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失 (△)	2,396	△ 1,876
減価償却費	331	1,269
支払備金の増減額 (△は減少)	2,079	1,861
責任準備金の増減額 (△は減少)	45,172	64,990
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	1,586	1,706
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 30	△ 65
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	233	278
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	18	38
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	100	129
利息及び配当金等収入	△ 18,121	△ 19,127
有価証券関係損益 (△は益)	△ 2,563	164
支払利息	37	60
為替差損益 (△は益)	△ 1	△ 1
有形固定資産関係損益 (△は益)	8	17
代理店貸の増減額 (△は増加)	91	30
再保険貸の増減額 (△は増加)	1,492	△ 273
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 217	△ 1,852
代理店借の増減額 (△は減少)	181	993
再保険借の増減額 (△は減少)	△ 272	26
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△ 1,670	△ 1,745
その他	2,700	3,439
小 計	33,553	50,062
利息及び配当金等の受取額	18,311	19,361
利息の支払額	△ 37	△ 60
契約者配当金の支払額	△ 1,528	△ 1,702
法人税等の支払額	△ 3,691	△ 1,365
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,607	66,294
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 107,918	△ 170,137
有価証券の売却・償還による収入	74,436	115,557
貸付けによる支出	△ 6,388	△ 6,574
貸付金の回収による収入	2,877	3,066
その他	239	350
資産運用活動計	△ 36,752	△ 57,737
(営業活動及び資産運用活動計)	(9,854)	(8,557)
有形固定資産の取得による支出	△ 191	△ 188
その他	△ 991	△ 1,748
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 37,935	△ 59,674
財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他	△ 140	△ 215
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 140	△ 215
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8,533	6,406
現金及び現金同等物期首残高	24,455	32,988
現金及び現金同等物期末残高	32,988	39,395

注記事項(キャッシュ・フロー計算書関係)

平成21年度 (平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)																
1. 現金及び現金同等物の範囲 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から3カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。 2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) <table> <tr> <th>科目</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>32,988</td></tr> <tr> <td>うち、預入期間が3カ月を越える定期預金</td><td>—</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>32,988</td></tr> </table> 3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	科目	金額	現金及び預貯金	32,988	うち、預入期間が3カ月を越える定期預金	—	現金及び現金同等物	32,988	1. 現金及び現金同等物の範囲 同左 2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) <table> <tr> <th>科目</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>39,395</td></tr> <tr> <td>うち、預入期間が3カ月を越える定期預金</td><td>—</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>39,395</td></tr> </table> 3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	科目	金額	現金及び預貯金	39,395	うち、預入期間が3カ月を越える定期預金	—	現金及び現金同等物	39,395
科目	金額																
現金及び預貯金	32,988																
うち、預入期間が3カ月を越える定期預金	—																
現金及び現金同等物	32,988																
科目	金額																
現金及び預貯金	39,395																
うち、預入期間が3カ月を越える定期預金	—																
現金及び現金同等物	39,395																

V. 財産の状況

④ 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成21年度	平成22年度
		平成21年4月 1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで
株主資本			
資本金			
前期末残高		17,250	17,250
当期末残高		17,250	17,250
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		10,000	10,000
当期末残高		10,000	10,000
資本剰余金合計			
前期末残高		10,000	10,000
当期末残高		10,000	10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
保険業法施行規則附則第10条積立金			
前期末残高		325	325
当期末残高		325	325
繰越利益剰余金			
前期末残高		25,642	26,958
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)		1,315	△1,506
当期変動額合計		1,315	△1,506
当期末残高		26,958	25,452
利益剰余金合計			
前期末残高		25,967	27,283
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)		1,315	△1,506
当期変動額合計		1,315	△1,506
当期末残高		27,283	25,777
株主資本合計			
前期末残高		53,217	54,533
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)		1,315	△1,506
当期変動額合計		1,315	△1,506
当期末残高		54,533	53,027
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高		△24	882
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		907	67
当期変動額合計		907	67
当期末残高		882	949
評価・換算差額等合計			
前期末残高		△24	882
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		907	67
当期変動額合計		907	67
当期末残高		882	949
純資産合計			
前期末残高		53,193	55,416
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)		1,315	△1,506
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		907	67
当期変動額合計		2,223	△1,438
当期末残高		55,416	53,977

注記事項(株主資本等変動計算書関係)

平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)				
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)				
	前年度末 株式数	当年度増加 株式数	当年度減少 株式数	当年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	—	—	27,250
合 計	27,250	—	—	27,250
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—
2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項				
該当する事項はありません。				
3. 配当金支払額				
該当する事項はありません。				
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。				

平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)				
1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)				
	前年度末 株式数	当年度増加 株式数	当年度減少 株式数	当年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	—	—	27,250
合 計	27,250	—	—	27,250
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—
2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項				
該当する事項はありません。				
3. 配当金支払額				
該当する事項はありません。				
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。				

V. 財産の状況

⑤ 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	30	31
危険債権	—	—
要管理債権	5	1
小計 (対合計比)	36 (0.2%)	33 (0.2%)
正常債権	17,368	18,300
合計	17,405	18,334

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

⑥ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
破綻先債権額 ①	—	—
延滞債権額 ②	30	31
3か月以上延滞債権額 ③	5	1
貸付条件緩和債権額 ④	—	—
合計 ①+②+③+④ (貸付残高に対する比率)	36 (0.2%)	33 (0.2%)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申し立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申し立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

⑦ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

⑧ 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項 目	平成21年度末	平成22年度末	増減	増減要因等
ソルベンシー・マージン総額 (A)	157,431	159,904	2,473	※利益の内部留保、準備金の積増等によりソルベンシー・マージン総額は2,473百万円増加しました。
資本金等	54,533	53,027	△1,506	
価格変動準備金	794	923	129	
危険準備金	15,355	14,939	△416	※東日本大震災による保険金支払いに備えて、危険準備金の一部を取崩しました。
一般貸倒引当金	18	7	△10	
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	1,245	1,340	94	
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—	—	—	
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	69,171	74,145	4,973	
持込資本金等	—	—	—	
負債性資本調達手段等	—	—	—	
控除項目	—	—	—	
その他	16,312	15,520	△791	
リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R8)^2 + (R2+R3+R7)^2} + R4$ (B)	12,915	13,898	983	※リスクの合計額は平成21年度末を983百万円上回りました。
保険リスク相当額 R1	6,382	7,114	732	
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	3,516	3,966	449	
予定利率リスク相当額 R2	3,188	3,217	29	
資産運用リスク相当額 R3	4,223	4,202	△20	
経営管理リスク相当額 R4	352	376	23	
最低保証リスク相当額 R7	322	329	6	
ソルベンシー・マージン比率 (A) / (1/2) × (B) × 100	2,437.9%	2,300.9%	—	

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。〔「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。〕

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いています。

(参考) 実質資産負債差額

(単位:百万円)

項 目	平成21年度末	平成22年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額(1)	1,140,904	1,212,488
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額(2)	980,516	1,042,153
実質資産負債差額 (1) - (2)	160,388	170,334

(注) 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に基づいて算出しています。なお、実質資産負債差額から満期保有目的の債券に係る時価評価額と帳簿価額の差額を控除した金額は、平成22年度末144,560百万円(平成21年度末141,270百万円)です。

V.財産の状況

(参考)新基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	153,831
資本金等	53,027
価格変動準備金	923
危険準備金	14,939
一般貸倒引当金	7
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	1,340
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	74,145
負債性資本調達手段等	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 5,219
持込資本金等	—
控除項目	—
その他	14,667
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	18,683
保険リスク相当額 R_1	7,114
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	3,966
予定利率リスク相当額 R_2	7,388
資産運用リスク相当額 R_3	6,692
経営管理リスク相当額 R_4	509
最低保証リスク相当額 R_7	323
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,646.7%

(注) 1. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。当該変更は平成23年度から適用されます。上記は、仮に当該変更を平成22年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いております。

3. 「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は平成23年金融庁告示第25号第1第1項第1号の規定、「全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額」は同告示第1第1項第3号の規定に基づいて算出しています。

9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1)有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末	
	貸借対照表計上額	当 期 の 損 益 に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当 期 の 損 益 に 含まれた評価損益
売 買 目 的 有 価 証 券	13,553	985	13,405	△501

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末					平成22年度末				
	帳簿額	時 価	差 損 益			帳簿額	時 価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	843,200	862,317	19,117	20,253	1,136	866,218	891,992	25,774	27,687	1,913
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	172,168	173,552	1,383	2,339	955	202,439	203,928	1,489	2,981	1,492
公 社 債	165,041	166,505	1,464	2,339	874	188,439	190,140	1,701	2,785	1,084
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	7,127	7,046	△80	—	80	14,000	13,788	△211	195	407
公 社 債	7,127	7,046	△80	—	80	14,000	13,788	△211	195	407
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,015,368	1,035,869	20,500	22,593	2,092	1,068,657	1,095,921	27,263	30,669	3,405
公 社 債	935,247	955,393	20,145	21,773	1,627	1,022,102	1,048,958	26,856	29,852	2,996
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	80,121	80,476	354	819	464	46,555	46,962	407	816	408
公 社 債	80,121	80,476	354	819	464	46,555	46,962	407	816	408
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末			平成22年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	757,586	777,839	20,253	773,213	800,900	27,687
公社債	720,842	740,275	19,433	747,658	774,724	27,066
外国証券	36,744	37,563	819	25,554	26,176	621
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	85,614	84,477	△1,136	93,005	91,092	△1,913
公社債	49,364	48,611	△752	86,005	84,093	△1,911
外国証券	36,249	35,866	△383	7,000	6,998	△1
その他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

該当ありません。

V. 財産の状況

○その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末			平成22年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	118,832	121,171	2,339	132,269	135,251	2,981
公社債	118,832	121,171	2,339	125,225	128,011	2,785
外国証券	—	—	—	7,043	7,239	195
その他の証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	53,336	52,380	△955	70,169	68,677	△1,492
公社債	46,208	45,333	△874	63,213	62,128	△1,084
外国証券	7,127	7,046	△80	6,956	6,548	△407
その他の証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
合 計	0	0

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

① 定性的情報

1. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引とクレジット・デフォルト・スワップ取引です。

2. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

3. 利用目的

為替予約取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために活用しています。

クレジット・デフォルト・スワップ取引は、当社が保有する債券の発行体が倒産等により契約不履行になるデフォルトリスクをヘッジするために活用しています。

4. リスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスク及び取引相手の信用リスクがあります。当社では、為替予約取引を外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として利用しており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替差損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替差損益と相殺されます。クレジット・デフォルト・スワップ取引には、対象資産の信用リスク及び取引相手の信用リスクがあります。上記の通り、当社ではクレジット・デフォルト・スワップ取引を、保有する債券のデフォルトリスクのヘッジのためにのみ行っており、対象資産の信用リスクはありません。

また、デリバティブ取引相手の信用リスクについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

5. リスク管理体制

当社では、資産運用全般に関する規程、デリバティブ取引に関する規程、ヘッジ会計適用に関する規程、リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

6. 定量的情報に関する補足説明

以下「②定量的情報」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

②定量的情報

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	—	△25	—	—	—	△25
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	△1	△1
合 計	—	△25	—	—	△1	△27

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連△25百万円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

該当ありません。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成21年度末				平成22年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・スワップ								
	プロテクション 売	－	－	－	－	－	－	－	－
	プロテクション 買	4,000	1,000	23	△36	1,000	－	△1	△1
	合 計				△36				△1

3. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

(平成21年度末)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	契 約 額 等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル(対円)	その他有価証券	5,111	—	△174
合 計					△174

(平成22年度末)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	契 約 額 等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル(対円)	その他有価証券	7,570	—	△25
合 計					△25

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

V. 財産の状況

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

⑩ 経常利益等の明細 (基礎利益)

(単位:百万円)

	平成21年度	平成22年度
基 礎 利 益 A	5,417	142
キ ャ ピ タ ル 収 益	1,602	582
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	1,596	582
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	6	—
そ の 他 キ ャ ピ タ ル 収 益	—	—
キ ャ ピ タ ル 費 用	1,408	382
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	389	334
有 価 証 券 評 価 損	719	—
金 融 派 生 商 品 費 用	299	34
為 替 差 損	—	13
そ の 他 キ ャ ピ タ ル 損 益	—	—
キ ャ ピ タ ル 損 益 B	194	200
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	5,611	343
臨 時 収 益	—	416
再 保 険 収 入	—	—
危 険 準 備 金 戻 入 額	—	416
そ の 他 臨 時 収 益	—	—
臨 時 費 用	1,522	—
再 保 険 料	—	—
危 険 準 備 金 繰 入 額	1,522	—
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸 付 金 償 却	—	—
そ の 他 臨 時 費 用	—	—
臨 時 損 益 C	△1,522	416
経 常 利 益 A + B + C	4,088	759

⑪ 計算書類等について会社法（保険業法）による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、平成23年5月11日付で適正である旨の監査報告書を受領しています。

⑫ 貸借対照表等について金融商品取引法に基づく監査証明

該当ありません。

⑬ 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の取締役社長である松崎敏夫は、当社のディスクロージャー誌「損保ジャパンひまわり生命の現状2011」の縦覧開始時点において、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度にかかる財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書および附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。）の内容が適正であり、不実の記載がないものと認識しております。

私が適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためであります。

1. 業務分掌および職務権限に関する規程が整備され、所管部署が適切かつ有効に業務を執行する体制が構築されております。
2. すべての重要な経営情報や業務執行状況が取締役会等へ適切に付議・報告される体制が、構築されております。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。また、主要所管部署の責任者から、すべての重要な点において不実の記載および記載すべき事項の記載もれがない旨の確認書の提出を受けております。
4. すべての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取り締役会等に報告されております。
また、財務諸表の作成に関し内部監査部門による内部監査を実施し、内部監査部門から作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告を受けております。

※この確認は、平成17年10月7日金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」に基づくものであります。

⑭ 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当の事象はありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

① 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.14～20をご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

① 保有契約高

(単位:千件、百万円、%)

区 分	平成21年度末				平成22年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	1,732	109.9	10,404,936	110.1	1,923	111.1	11,573,277	111.2
個 人 年 金 保 険	15	98.2	80,187	98.5	15	99.4	79,806	99.5
団 体 保 険	—	—	1,837,943	92.0	—	—	1,889,128	102.8
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

② 新契約高

(単位:千件、百万円、%)

区 分	平成21年度						平成22年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	309	124.1	2,119,537	135.2	2,119,537	—	339	109.9	2,241,094	105.7	2,241,094	—
個 人 年 金 保 険	0	109.7	2,269	104.8	2,269	—	0	107.5	2,199	96.9	2,199	—
団 体 保 険	—	—	49,854	314.8	49,854	—	—	—	19,565	39.2	19,565	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

① 保有契約

(単位:百万円、%)

区 分		平成21年度末		平成22年度末	
			前年度末比		前年度末比
個 人 保 険		192,742	98.1	197,314	102.4
個 人 年 金 保 険		3,439	98.9	3,547	103.1
合 計		196,181	98.2	200,861	102.4
うち医療保障・生前給付保障等		72,864	106.1	79,058	108.5

② 新契約

(単位:百万円、%)

区 分		平成21年度		平成22年度	
			前年度比		前年度比
個 人 保 険		24,063	111.1	26,527	110.2
個 人 年 金 保 険		89	97.8	88	99.4
合 計		24,153	111.0	26,616	110.2
うち医療保障・生前給付保障等		11,628	115.8	12,688	109.1

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4)保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区 分			保 有 金 額	
			平成21年度末	平成22年度末
死 亡 保 障	普 通 死 亡	個 人 保 険	10,404,936	11,573,277
		個 人 年 金 保 険	(21,856)	(23,282)
		団 体 保 険	1,837,853	1,889,054
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	12,242,790	13,462,332
	災 害 死 亡	個 人 保 険	(1,703,172)	(1,641,110)
		個 人 年 金 保 険	(110)	(110)
		団 体 保 険	(55,256)	(49,193)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(1,758,539)	(1,690,414)
	その他の条件付死亡	個 人 保 険	(394,438)	(343,788)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(394,438)	(343,788)
生 存 保 障	満 期 ・ 生 存 給 付	個 人 保 険	(201,663)	(199,930)
		個 人 年 金 保 険	73,584	72,202
		団 体 保 険	0	0
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	73,585	72,202
	年 金	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(9,501)	(9,471)
		団 体 保 険	(16)	(16)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(9,518)	(9,488)
	そ の 他	個 人 保 険	—	—
		個 人 年 金 保 険	6,602	7,603
		団 体 保 険	88	73
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	6,691	7,677
入 院 保 障	災 害 入 院	個 人 保 険	(6,277)	(7,351)
		個 人 年 金 保 険	(0)	(0)
		団 体 保 険	(86)	(80)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(6,369)	(7,436)
	疾 病 入 院	個 人 保 険	(6,258)	(7,340)
		個 人 年 金 保 険	(0)	(0)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(6,263)	(7,345)
	その他の条件付入院	個 人 保 険	(5,468)	(5,845)
		個 人 年 金 保 険	(0)	(0)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(5,468)	(5,846)

(注)1. ()内数値は、主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。

2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。

3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。

4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。

5. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。

6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(単位:件)

区 分		保 有 件 数	
		平成21年度末	平成22年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	18,596	15,945
	個人年金保険	—	—
	団 体 保 険	58,681	61,839
	団体年金保険	—	—
	そ の 他 共 計	77,277	77,784
手 術 保 障	個 人 保 険	1,829,286	2,125,745
	個人年金保険	85	76
	団 体 保 険	—	—
	団体年金保険	—	—
	そ の 他 共 計	1,829,371	2,125,821

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分		保 有 金 額	
		平成21年度末	平成22年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	1,382,733	1,452,434
	定期付終身保険	—	—
	定 期 保 険	6,951,434	8,187,328
	そ の 他 共 計	10,211,594	11,395,360
生死混合保険	養 老 保 険	66,822	64,681
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	そ の 他 共 計	193,341	177,917
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	80,187	79,806
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	1,264,705	1,274,765
	傷 害 特 約	—	—
	災 害 入 院 特 約	2,133	1,950
	疾 病 特 約	481	448
	成 人 病 特 約	1,262	1,573
	その他の条件付入院特約	—	—

(注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は、入院給付日額を表します。

(6)異動状況の推移

①個人保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	1,576,087	9,447,946	1,732,183	10,404,936
新 契 約	309,118	2,119,537	339,682	2,241,094
更 新	46,456	41,418	50,007	39,015
復 活	6,879	36,208	6,924	36,721
保 険 金 額 の 増 加	2,625	71,082	2,864	71,728
その他の異動による増加	—	1,297	1	1,779
死 亡	2,980	15,301	3,332	18,989
満 期	63,467	55,155	70,312	54,504
保 険 金 額 の 減 少	77,718	176,942	110,517	214,823
解 約	113,734	872,542	104,408	748,122
失 効	25,872	172,020	26,580	168,042
その他の異動による減少	304	20,592	322	17,517
年 末 現 在	1,732,183	10,404,936	1,923,843	11,573,277
(増 加 率)	(9.9)	(10.1)	(11.1)	(11.2)
純 増 加	156,096	956,990	191,660	1,168,340
(増 加 率)	(74.9)	(121.4)	(22.8)	(22.1)

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	16,180	81,435	15,883	80,187
新 契 約	440	2,269	473	2,199
復 活	5	18	4	23
保 険 金 額 の 増 加	2	0	97	28
その他の異動による増加	164	1,489	191	1,891
死 亡	13	48	14	117
支 払 満 了	22	12	33	20
保 険 金 額 の 減 少	559	579	3,147	704
解 約	711	3,455	553	2,709
失 効	27	119	21	93
その他の異動による減少	133	809	143	878
年 末 現 在	15,883	80,187	15,787	79,806
(増 加 率)	(△1.8)	(△1.5)	(△0.6)	(△0.5)
純 増 加	△297	△1,247	△96	△381
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注)金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

③団体保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	8,343,437	1,998,038	8,135,886	1,837,943
新 契 約	38,487	49,854	50,799	19,565
更 新	650,688	675,416	664,792	674,652
復 活	—	—	—	—
中 途 加 入	599,250	215,159	601,433	196,610
保 険 金 額 の 増 加	194,240	30,998	266,866	38,124
その他の異動による増加	4,768	33,541	17,710	54,132
死 亡	26,530	4,425	26,053	4,598
満 期	668,047	683,427	684,991	696,730
脱 退	796,227	146,731	776,285	143,980
保 険 金 額 の 減 少	334,317	72,824	310,611	68,225
解 約	4,978	11,494	4,495	15,417
失 効	189	663	30	188
その他の異動による減少	4,773	245,498	17,607	2,758
年 末 現 在	8,135,886	1,837,943	7,961,159	1,889,128
(増 加 率)	(△2.5)	(△8.0)	(△2.1)	(2.8)
純 増 加	△207,551	△160,095	△174,727	51,185
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。

2. 件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

該当ありません。

(7)契約者配当の状況

①平成22年度の状況

団体定期保険を中心に1,702百万円の契約者配当金を支払いしました。

また、平成23年度における契約者配当金の支払いのため、平成22年度末(平成23年3月末)に1,706百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成22年度末(平成23年3月末)における契約者配当準備金の残高は2,329百万円となっています。

・5年ごと利差配当契約における平成22年度決算に基づく契約者配当の例示

当社では、平成9年4月より5年ごと利差配当付保険商品の取り扱いを行っています。

平成22年度決算に基づく契約者配当金を「5年ごと利差配当付終身保険」及び「5年ごと利差配当付個人年金保険」について例示しますと次のとおりです。

5年ごと利差配当付商品の配当基準利回り

保険種類	配当基準利回り
5年ごと利差配当付個人保険	1.80%
5年ごと利差配当付個人年金保険	1.65%

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了

男性、年払、保険金1,000万円

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成13年度	10年	11,024円	241,700円	10,011,024円
平成18年度	5年	4,169円	241,700円	10,004,169円

〈例2〉5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始

男性、年払、年金額100万円(定額)

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成13年度	10年	13,472円	281,140円	2,999,072円
平成18年度	5年	0円	272,100円	1,444,800円

(注)「死亡契約」欄は契約応当日以後死亡の場合の受領金額を示し、「契約者配当金」および「保険料」欄は継続中の契約の金額を示しています。また「契約者配当金」は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差(予定利率が配当基準利回りより大きい場合は0%)を乗じた額となっています。

「経過年数」とは、平成23年4月1日から平成24年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

②平成21年度の状況

団体定期保険を中心に1,528百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成22年度における契約者配当金の支払いのため、平成21年度末(平成22年3月末)に1,586百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成21年度末(平成22年3月末)における契約者配当準備金の残高は2,325百万円となっています。

② 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位:%)

区 分	平成21年度	平成22年度
個 人 保 険	10.1	11.2
個 人 年 金 保 険	△1.5	△0.5
団 体 保 険	△8.0	2.8
団 体 年 金 保 険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区 分	平成21年度	平成22年度
新 契 約 平 均 保 険 金	6,856	6,597
保 有 契 約 平 均 保 険 金	6,006	6,015

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(3)新契約率(対年度始)

(単位:%)

区 分	平成21年度	平成22年度
個 人 保 険	22.4	21.5
個 人 年 金 保 険	3.0	3.0
団 体 保 険	2.5	1.1

(4)解約失効率(対年度始)

(単位:%)

区 分	平成21年度	平成22年度
個 人 保 険	11.8	9.8
個 人 年 金 保 険	4.8	3.8
団 体 保 険	2.7	2.5

(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

平成21年度	平成22年度
6,541	6,542

(6)死亡率(個人保険主契約)

(単位:‰)

件 数 率		金 額 率	
平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
1.78	1.74	1.54	1.76

(7)特約発生率(個人保険)

(単位:‰)

区 分		平成21年度	平成22年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.082	0.080
	金 額	0.147	0.117
障 害 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	3.650	3.664
	金 額	95.472	98.842
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	40.709	41.007
	金 額	967.987	989.928
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	19.259	23.272
	金 額	717.334	806.885
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	14.989	15.606
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	22.912	23.799

(8)事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

平成21年度	平成22年度
24.2	24.2

(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成21年度	平成22年度
5社	5社

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

平成21年度	平成22年度
2社	2社

(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

平成21年度	平成22年度
100.0	100.0

(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

格付区分	平成21年度	平成22年度
AA以上	6.3	6.2
A以上	93.7	93.8

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:%)

格付区分	平成21年度	平成22年度
AA以上	—	—
A以上	100.0	100.0

(注)格付はスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は、低い格付を使用しています。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(12) 未収受再保険金の額

(単位:百万円)

平成21年度	平成22年度
381	1,151

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:百万円)

平成21年度	平成22年度
—	2

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位:%)

	平成21年度	平成22年度
第三分野発生率	20.7	21.4
医療（疾病）	20.6	20.9
がん	28.8	31.1
介護	32.5	20.6
その他	4.4	4.4

(注)1. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\{ \text{発生保険金額} + \text{保険金・給付金等支払いに係る事業費など} \} \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}$$

2. (注)1の算式中、分母の保有契約年換算保険料には翌年度以降の保険金・給付金の支払いに備える保険料が含まれています。

3. (注)1の算式中、分子の発生保険金額は、保険金・給付金などの支払い額+対応する支払備金繰入額(保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く)としています。

4. (注)1の算式中、分子の保険金・給付金等支払いに係る事業費などには、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費などを計上しています。

③ 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位:百万円)

区 分		平成21年度末	平成22年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	3,531	5,378
	災 害 保 険 金	399	525
	高 度 障 害 保 険 金	431	541
	満 期 保 険 金	56	25
	そ の 他	—	—
	小 計	4,418	6,470
年 金		3	3
給 付 金		2,494	2,576
解 約 返 戻 金		13,223	12,924
保 険 金 据 置 支 払 金		—	—
そ の 他 共 計		20,155	22,017

(2) 責任準備金明細表

(単位:百万円)

区 分		平成21年度末	平成22年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	987,991	1,051,101
	(一般勘定)	974,894	1,038,437
	(特別勘定)	13,096	12,663
	個 人 年 金 保 険	28,834	31,158
	(一般勘定)	28,834	31,158
	(特別勘定)	—	—
	団 体 保 険	188	160
	(一般勘定)	188	160
	(特別勘定)	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	(一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	そ の 他	1	1
	(一般勘定)	1	1
	(特別勘定)	—	—
	小 計	1,017,015	1,082,421
	(一般勘定)	1,003,918	1,069,757
	(特別勘定)	13,096	12,663
危 険 準 備 金		15,355	14,939
合 計		1,032,371	1,097,361
(一 般 勘 定)		1,019,274	1,084,697
(特 別 勘 定)		13,096	12,663

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	合計
平成21年度末	961,477	55,537	15,355	1,032,371
平成22年度末	1,023,828	58,593	14,939	1,097,361

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

① 責任準備金の積立方式、積立率

			平成21年度末	平成22年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約		純保険料式	純保険料式
	標準責任準備金 対象外契約	がん保険・医療保険等	純保険料式	純保険料式
		変 額 保 険	純保険料式	純保険料式
		そ の 他	純保険料式	純保険料式
積立率(危険準備金を除く)			100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。

なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高(契約年度別)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
	百万円	
～1980年度	—	—
1981年度～1985年度	9,847	6.20%
1986年度～1990年度	28,461	6.20%～6.25%
1991年度～1995年度	94,812	4.25%～6.25%
1996年度～2000年度	299,265	2.00%～3.10%
2001年度～2005年度	395,508	1.50%
2006年度	91,454	1.50%
2007年度	39,973	1.50%
2008年度	43,934	1.50%
2009年度	35,490	1.50%
2010年度	30,847	1.50%

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

① 責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

	平成21年度末	平成22年度末
責任準備金残高 (一般勘定)	50	53

(注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。

2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

「責任準備金残高(一般勘定)」は平成8年大蔵省告示第48号第5項第1号に規定する「標準的方式」を使用して算出しています。また、計算の基礎となる係数は同告示第5項第1号二に規定する率を使用しています。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

	区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
平成 21 年度	前年度末現在	18	5	2,238	—	—	4	2,267
	利息による増加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	0	0	1,523	—	—	4	1,528
	当年度繰入額	16	2	1,562	—	—	5	1,586
	当年度末現在	34	8	2,277	—	—	5	2,325
		(3)	(1)	(0)	(—)	(—)	(—)	(5)
平成 22 年度	前年度末現在	34	8	2,277	—	—	5	2,325
	利息による増加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	1	0	1,695	—	—	5	1,702
	当年度繰入額	19	3	1,677	—	—	6	1,706
	当年度末現在	52	11	2,260	—	—	5	2,329
		(7)	(1)	(0)	(—)	(—)	(—)	(9)

(注)()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位:百万円)

		前期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	18	7	△10	貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、計上しています。
	個別貸倒引当金	76	21	△55	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
	退職給付引当金	663	941	278	従業員の退職給付に備えるため、計上しています。
	役員退職慰労引当金	45	84	38	役員の退職慰労金支払いに備えるため、計上しています。
	価格変動準備金	794	923	129	保険業法第115条の規定により計上しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(9) 資本金等明細表

(単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資 本 金		17,250	—	—	17,250
うち既 発行株式	普 通 株 式	(27,250千株)	(—)	(—)	(27,250千株)
		17,250	—	—	17,250
	計	17,250	—	—	17,250
資 本 剰 余 金		10,000	—	—	10,000

(10) 保険料明細表

(単位:百万円)

区 分		平成21年度	平成22年度
個 人 保 険		221,996	234,688
	一 時 払	2,201	11,754
	年 払	81,486	77,671
	半 年 払	1,336	1,381
	月 払	136,970	143,880
個 人 年 金 保 険		2,990	2,875
	一 時 払	—	—
	年 払	658	629
	半 年 払	20	19
	月 払	2,312	2,226
団 体 保 険		7,183	7,327
団 体 年 金 保 険		—	—
そ の 他 共 計		232,187	244,911

(11) 保険金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度 合計	平成22年度						
		合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財 形 保 険 財形年金保険	その他の保険
死 亡 保 険 金	18,462	19,862	15,746	—	4,116	—	—	0
災 害 保 険 金	174	197	193	—	4	—	—	—
高度障害保険金	807	1,085	832	—	252	—	—	—
満 期 保 険 金	1,525	1,824	1,824	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	20,970	22,970	18,596	—	4,373	—	—	0

(12) 年金明細表

(単位:百万円)

平成21年度 合計	平成22年度						
	合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財 形 保 険 財形年金保険	その他の保険
897	1,050	23	1,008	17	—	—	—

(13)給付金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度 合 計	平成22年度						
		合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財 形 保 険 財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	157	182	143	38	—	—	—	—
入院給付金	5,935	6,671	6,664	—	5	—	—	1
手術給付金	3,822	4,475	4,475	—	—	—	—	—
障害給付金	1	3	—	—	3	—	—	—
生存給付金	10,043	10,373	10,373	—	—	—	—	—
一 時 金	20	50	50	—	—	—	—	—
そ の 他	2,140	2,300	2,300	—	—	—	—	—
合 計	22,121	24,057	24,008	38	9	—	—	1

(14)解約返戻金明細表

(単位:百万円)

平成21年度 合 計	平成22年度						
	合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財 形 保 険 財形年金保険	その他の保険
97,900	85,253	84,535	718	—	—	—	—

(15)減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	2,478	352	1,123	1,354	45.3
建 物	1,075	87	471	603	43.9
リ ー ス 資 産	1,075	227	430	644	40.0
その他の有形固定資産	328	36	221	106	67.4
無 形 固 定 資 産	5,065	917	950	4,114	18.8
ソ フ ト ウ ェ ア	5,065	917	950	4,114	18.8
その他の無形固定資産	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	7,543	1,269	2,074	5,469	27.5

(16)事業費明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
営 業 活 動 費	18,367	21,639
営 業 管 理 費	6,400	5,939
一 般 管 理 費	31,337	31,753
合 計	56,105	59,332

(注)一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社負担金を含んでいます。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(17) 税金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
国 税	414	483
消 費 税	—	54
地 方 法 人 特 別 税	311	329
印 紙 税	102	100
登 録 免 許 税	—	—
そ の 他 の 国 税	—	0
地 方 税	448	488
地 方 消 費 税	—	13
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	403	426
固 定 資 産 税	7	8
不 動 産 取 得 税	—	—
事 業 所 税	37	39
そ の 他 の 地 方 税	0	0
合 計	862	972

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 (単位:百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
取 得 価 額 相 当 額	925	676
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	801	643
期 末 残 高 相 当 額	124	33

(注) 取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末			平成22年度末		
	1年以内	1年超	合 計	1年以内	1年超	合 計
未 経 過 リ ー ス 料 期 末 残 高 相 当 額	91	33	124	26	6	33

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③ 支払リース料および減価償却費相当額

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
支 払 リ ー ス 料	186	137
減 価 償 却 費 相 当 額	186	137

④ 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(19)借入金残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)
平成21年度末	リース債務	185	357	119	0	—	—
平成22年度末	リース債務	237	364	86	—	—	—

④ 資産運用に関する指標等

(1)資産運用の概況

①平成22年度の資産の運用概況

P.21～22をご覧ください。

②ポートフォリオの推移

イ.資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分		平成21年度末		平成22年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン		31,650	2.9	38,060	3.2
買 現 先 勘 定		—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		1,016,752	91.9	1,070,147	91.3
	公 社 債	936,712	84.6	1,023,803	87.3
	株 式	0	0.0	0	0.0
	外 国 証 券	80,040	7.2	46,343	4.0
	公 社 債	80,040	7.2	46,343	4.0
	株 式 等	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金		17,162	1.6	18,067	1.5
	保 険 約 款 貸 付	17,162	1.6	18,067	1.5
	一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産		458	0.0	603	0.1
繰 延 税 金 資 産		13,164	1.2	13,871	1.2
そ の 他		27,839	2.5	31,582	2.7
貸 倒 引 当 金		△94	△0.0	△29	△0.0
合 計		1,106,933	100.0	1,172,303	100.0
う ち 外 貨 建 資 産		7,025	0.6	13,862	1.2

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

□.資産の増減

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
現預金・コールローン	8,633	6,410
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	34,404	53,394
公 社 債	50,557	87,091
株 式	△2	—
外 国 証 券	△16,150	△33,697
公 社 債	△16,150	△33,697
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 付 金	1,292	904
保 険 約 款 貸 付	1,292	904
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	39	144
繰 延 税 金 資 産	954	706
そ の 他	975	3,742
貸 倒 引 当 金	30	65
合 計	46,329	65,369
うち外貨建資産	7,025	6,836

(2)運用利回り

(単位:%)

区 分	平成21年度	平成22年度
現預金・コールローン	0.02	0.01
買 現 先 勘 定	0.12	0.11
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1.82	1.79
う ち 公 社 債	1.66	1.74
う ち 株 式	△87.02	—
う ち 外 国 証 券	3.42	2.62
貸 付 金	3.57	3.59
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	1.71	1.70

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3)主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
現預金・コールローン	21,370	33,150
買 現 先 勘 定	2,642	4,714
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1,001,684	1,043,370
う ち 公 社 債	912,125	979,749
う ち 株 式	3	0
う ち 外 国 証 券	89,555	63,621
貸 付 金	16,268	17,610
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	477	447
一 般 勘 定 計	1,075,349	1,134,689
う ち 海 外 投 融 資	89,555	63,621

(4)資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
利息及び配当金等収入	18,121	19,127
商品有価証券運用益	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	1,596	582
有 価 証 券 償 還 益	179	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	6	—
そ の 他 運 用 収 益	—	—
合 計	19,903	19,710

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(5) 資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
支 払 利 息	37	60
商 品 有 価 証 券 運 用 損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	389	334
有 価 証 券 評 価 損	719	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	299	34
為 替 差 損	—	13
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
貸 付 金 償 却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	73	31
合 計	1,519	473

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
預 貯 金 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	17,534	18,486
公 社 債 利 息	15,373	16,805
株 式 配 当 金	—	—
外国証券利息配当金	2,161	1,681
貸 付 金 利 息	580	632
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	18,121	19,127

(7) 有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
国 債 等 債 券	701	582
株 式 等	—	—
外 国 証 券	895	—
そ の 他 共 計	1,596	582

(8) 有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
国 債 等 債 券	389	333
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	1
そ の 他 共 計	389	334

(9) 有価証券評価損明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
国 債 等 債 券	716	—
株 式 等	2	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	719	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	平成21年度末		平成22年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	557,861	54.9	641,726	60.0
地 方 債	70,278	6.9	69,144	6.5
社 債	308,572	30.3	312,932	29.2
うち公社・公団債	71,504	7.0	71,576	6.7
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	80,040	7.9	46,343	4.3
公 社 債	80,040	7.9	46,343	4.3
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	1,016,752	100.0	1,070,147	100.0

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(13) 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	平成 21 年度末						
	1 年 以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	72,261	175,296	145,088	67,253	138,497	418,356	1,016,752
国 債	20,567	54,330	3,226	25,988	69,901	383,847	557,861
地 方 債	1,199	16,673	46,458	4,948	—	999	70,278
社 債	10,017	81,444	89,749	32,252	61,599	33,508	308,572
株 式						0	0
外 国 証 券	40,478	22,847	5,653	4,064	6,996	—	80,040
公 社 債	40,478	22,847	5,653	4,064	6,996	—	80,040
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

区 分	平成 22 年度末						
	1 年 以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	83,021	186,583	70,649	76,465	150,726	502,700	1,070,147
国 債	38,941	5,797	10,919	33,138	87,155	465,773	641,726
地 方 債	3,172	53,622	10,738	610	—	999	69,144
社 債	20,057	122,163	42,285	42,716	49,782	35,926	312,932
株 式						0	0
外 国 証 券	20,849	4,999	6,705	—	13,788	—	46,343
公 社 債	20,849	4,999	6,705	—	13,788	—	46,343
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位:%)

区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末
公 社 債	1.77	1.80
外 国 公 社 債	2.61	2.85

(15) 業種別株式保有明細表

一般勘定における株式保有残高は少額であり、重要性がないため、記載を省略します。

(16)貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
保 険 約 款 貸 付	17,162	18,067
契 約 者 貸 付	14,823	15,612
保 険 料 振 替 貸 付	2,338	2,454
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国 際 機 関・ 政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	17,162	18,067

(17)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20)貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21)貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22)貸付金担保別内訳

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(23) 固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区 分	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
平成 21 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	419	140	6	94	458	397	46.4
	リ ー ス 資 産	384	414	—	152	647	202	23.9
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	94	50	1	50	92	193	67.7
	合 計	898	605	8	298	1,197	793	39.8
平成 22 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	458	247	15	87	603	471	43.9
	リ ー ス 資 産	647	226	1	227	644	430	40.0
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	92	52	1	36	106	221	67.4
	合 計	1,197	526	17	352	1,354	1,123	45.3

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末
不 動 産 残 高	458	603
営 業 用	458	603
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	—	—

③無形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区 分	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
平成 21 年度	ソ フ ト ウ ェ ア	1,831	2,775	—	33	4,573	33	0.7
	その他の無形固定資産	52	—	—	—	52	—	—
	合 計	1,884	2,775	—	33	4,625	33	0.7
平成 22 年度	ソ フ ト ウ ェ ア	4,573	458	—	917	4,114	950	18.8
	その他の無形固定資産	52	—	52	—	—	—	—
	合 計	4,625	458	52	917	4,114	950	18.8

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末
有 形 固 定 資 産	8	17
土 地	—	—
建 物	6	15
リ ー ス 資 産	—	1
そ の 他	1	1
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	8	17

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	平成 21 年度末		平成 22 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	6,996	8.7	13,788	29.8
株 式	—	—	—	—
現 預 金 ・ そ の 他	—	—	—	—
小 計	6,996	8.7	13,788	29.8

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位: 百万円、%)

区 分	平成 21 年度末		平成 22 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公 社 債 (円 建 外 債) ・ そ の 他	73,043	91.3	32,554	70.2
小 計	73,043	91.3	32,554	70.2

二. 合計

(単位: 百万円、%)

区 分	平成 21 年度末		平成 22 年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	80,040	100.0	46,343	100.0

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

②地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分		外 国 証 券						非 居 住 者 貸 付	
				公 社 債		株 式 等			
		金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
平成 21 年度末	北 米	37,383	46.7	37,383	46.7	—	—	—	—
	ヨーロッパ	22,550	28.2	22,550	28.2	—	—	—	—
	オセアニア	2,000	2.5	2,000	2.5	—	—	—	—
	ア ジ ア	3,064	3.8	3,064	3.8	—	—	—	—
	中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 東	7,500	9.4	7,500	9.4	—	—	—	—
	ア フ リ カ	7,542	9.4	7,542	9.4	—	—	—	—
	国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	80,040	100.0	80,040	100.0	—	—	—	—
平成 22 年度末	北 米	23,892	51.6	23,892	51.6	—	—	—	—
	ヨーロッパ	14,650	31.6	14,650	31.6	—	—	—	—
	オセアニア	2,000	4.3	2,000	4.3	—	—	—	—
	ア ジ ア	1,052	2.3	1,052	2.3	—	—	—	—
	中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア フ リ カ	4,747	10.2	4,747	10.2	—	—	—	—
	国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	46,343	100.0	46,343	100.0	—	—	—	—

③外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区 分			平成 21 年度末		平成 22 年度末	
			金 額	占 率	金 額	占 率
米	ド	ル	6,996	100.0	13,788	100.0
そ	の	他	—	—	—	—
合		計	6,996	100.0	13,788	100.0

(28)海外投融資利回り

(単位:%)

平成21年度	平成22年度
3.42	2.62

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘 要
会 員 権 等	21	—	4	—	17	
そ の 他	28	82	97	—	14	
合 計	49	82	101	—	31	

⑤ 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末					平成22年度末				
	帳簿 価額	時価	差損益			帳簿 価額	時価	差損益		
			差益	差損				差益	差損	
満期保有目的の債券	843,200	862,317	19,117	20,253	1,136	866,218	891,992	25,774	27,687	1,913
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	172,168	173,552	1,383	2,339	955	202,439	203,928	1,489	2,981	1,492
公社債	165,041	166,505	1,464	2,339	874	188,439	190,140	1,701	2,785	1,084
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	7,127	7,046	△80	—	80	14,000	13,788	△211	195	407
公社債	7,127	7,046	△80	—	80	14,000	13,788	△211	195	407
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,015,368	1,035,869	20,500	22,593	2,092	1,068,657	1,095,921	27,263	30,669	3,405
公社債	935,247	955,393	20,145	21,773	1,627	1,022,102	1,048,958	26,856	29,852	2,996
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	80,121	80,476	354	819	464	46,555	46,962	407	816	408
公社債	80,121	80,476	354	819	464	46,555	46,962	407	816	408
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
合 計	0	0

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

① 差損益の内訳(ヘッジ会計適用・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	—	△25	—	—	—	△25
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	△1	△1
合計	—	△25	—	—	△1	△27

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連△25百万円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

② 金利関連

該当ありません。

③ 通貨関連

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成21年度末				平成22年度末			
		契約額等		時 価	差損益	契約額等		時 価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店 頭	為替予約 売建 米ドル（対円）	5,111	－	△174	△174	7,570	－	△25	△25
	買建 米ドル（対円）	－	－	－	－	－	－	－	－
	合 計				△174				△25

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

④ 株式関連

該当ありません。

⑤ 債券関連

該当ありません。

⑥ その他

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成21年度末				平成22年度末			
		契約額等		時 価	差損益	契約額等		時 価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・スワップ								
	プロテクション売	－	－	－	－	－	－	－	－
	プロテクション買	4,000	1,000	23	△36	1,000	－	△1	△1
	合 計				△36				△1

VII. 保険会社の運営

① リスク管理の体制

P.31～33をご覧ください。

② 法令遵守の体制

P.27～29をご覧ください。

③ 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性

1. 責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

お客様への保険金・給付金のお支払いを確実に履行するためには、責任準備金を適切に積立てておくことが重要です。特に第三分野保険は死亡保険等と異なり、医療政策等の外的要因による影響を受けやすい特性があることを考慮する必要があります。当社では、第三分野保険の責任準備金についても積立ての適切性を確保するために、以下のような取り組みを行っています。

■ 平準純保険料式による手厚い責任準備金の積立て

保険業法に定められた積立方式の中で最も手厚い平準純保険料式を採用し、責任準備金を積立てています。(標準責任準備金対象契約に関しては、標準責任準備金を積立てています。)

■ 第三分野保険におけるストレス・テストの実施・検証

第三分野保険における将来の保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、平準純保険料式による責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行っています。

この第三分野保険におけるストレス・テストは、保険業法の定めるところにより実施するものですが、当該ストレス・テストが的確に行われるために、リスク管理基本規程に従って取締役会等で社内規程を制定し、責任準備金の担当部署である経理財務部が当該ストレス・テストを実施したうえで、経理財務部とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制を確立しています。

■ 保険計理人による確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストの結果を踏まえたうえで、必要と判断した場合には第三分野保険における負債十分性テストを実施します。さらに、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

2. ストレス・テスト、負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険におけるストレス・テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年間にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率(危険発生率)を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の97.7%から99%の確率をカバーするものであり、仮に同一環境で100回の事業運営を行った場合に1回から3回起こるかといったような十分な悪化シナリオを想定しています。当社では、危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取り組みを行っています。

■ 過去の保険事故発生率実績と結果の活用

当社では危険発生率設定の際、保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分ごとに、危険選択の効果等の影響も考慮したうえで過去10年間の経過年数別保険事故発生率の平均値および標準偏差(変動幅)を分析し、これらを活用しています。

VII. 保険会社の運営

■危険発生率の設定・検証

危険発生率の設定に関しても、責任準備金の担当部署である経理財務部が実施したうえで、当該部署とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制としています。

（第三分野保険におけるストレステストの結果を踏まえて保険計理人が行う負債十分性テストにおいても、この危険発生率を使用します。）

3. 第三分野保険におけるストレステストの結果（平成22年度末決算期）

上記の保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分のすべてにおいて、保険料計算基礎率が危険発生率に対して十分な水準を維持できていることを確認しました。したがって、平準純保険料式による責任準備金の積立水準は十分なものであり、負債十分性テストについても実施する必要がないと判断しました。

④ 外部機関の仲介による苦情等の解決（金融ADR制度）

P.38をご覧ください。

⑤ 個人データ保護

P.34～37をご覧ください。

⑥ 反社会的勢力の排除のための基本方針

P.30をご覧ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末
	金 額	金 額
個 人 変 額 保 険	15,200	14,950
個 人 変 額 年 金 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—
特 別 勘 定 計	15,200	14,950

② 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

当期の運用環境・運用実績(平成22年4月～平成23年3月)

①国際型

世界的な景気回復を背景に外国株式市場は上昇しましたが、為替が大きく円高に推移したこと、東日本大震災の発生により、国内株式市場が下落したことなどから、インデックスは5.1%の低下となりました。

②株式型

景気回復の勢いが弱いなか、東日本大震災の発生により、国内株式市場が下落したため、インデックスは6.3%の低下となりました。

③総合型

金融緩和の長期化観測が継続し、国内債券市場は上昇しました。しかし、国内株式市場が東日本大震災の発生により下落したことなどから、インデックスは1.3%の低下となりました。

※各特別勘定の運用方法(運用の基本的性格)

国際型特別勘定

外国の株式を中心に一部日本の株式を組入れます。投資の分散効果が高まるため、中長期的には国内株式のみで運用する場合よりも安定的といえますが、一方で為替リスクのある部分が最も大きいファンドです。

株式型特別勘定

日本の株式を中心に運用します。主に中長期的な視点から銘柄を選定し、TOPIX(東証株価指数)を上回ることを目標に運用します。

公社債のみで運用する場合よりも高いリターンが期待できるものの、リスクも高いファンドです。

総合型特別勘定

日本の公社債・外国の公社債を中心に一部日本の株式および外国の株式を組入れます。

3勘定の中で最も分散度が高く安定収益指向の強いファンドです。

VIII. 特別勘定に関する指標等

③ 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

・個人変額保険

(1) 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 保 険 (有 期 型)	474	2,002	142	904
変 額 保 険 (終 身 型)	14,473	106,652	13,882	98,466
合 計	14,947	108,655	14,024	99,371

(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成21年度末		平成22年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	1,338	8.8	1,334	8.9
有 価 証 券	13,553	89.2	13,405	89.7
公 社 債	4,877	32.1	5,102	34.1
株 式	5,139	33.8	4,743	31.7
外 国 証 券	3,536	23.3	3,558	23.8
公 社 債	933	6.1	1,021	6.8
株 式 等	2,602	17.1	2,537	17.0
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	308	2.0	210	1.4
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	15,200	100.0	14,950	100.0

(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
	金 額	金 額
利 息 配 当 金 等 収 入	262	278
有 価 証 券 売 却 益	1,001	208
有 価 証 券 償 還 益	4	0
有 価 証 券 評 価 益	1,109	288
為 替 差 益	31	22
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 収 益	0	0
有 価 証 券 売 却 損	56	364
有 価 証 券 償 還 損	2	0
有 価 証 券 評 価 損	123	789
為 替 差 損	36	23
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
そ の 他 の 費 用	—	—
収 支 差 額	2,191	△379

(4) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売 買 目 的 有 価 証 券	13,553	985	13,405	△501

② 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③ 個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

・ 個人変額年金保険

該当ありません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

用語集

Ⅰ 生命保険会社のディスクロージャーについて

ディスクロージャーとは

ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。

生命保険会社は、どのような事業を行なっているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。

ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力がなされることとなります。

なお、生命保険会社は、法律(保険業法第111条)によって、事業年度(4月1日～3月31日)ごとにディスクロージャー誌(「〇〇生命の現状」「決算のご報告」など名称は会社によって異なります。)を作成することが義務づけられています。

生命保険会社のディスクロージャー誌

◎ディスクロージャー誌の内容

ディスクロージャー誌に掲載する内容についても法令で定められています。

生命保険協会では、生命保険各社に前向きなディスクロージャーを促すために、法令で定められた項目の他に自主的に開示すべきと判断した項目を加えた「ディスクロージャー開示基準」や比較を容易とするための統一様式「ディスクロージャー要綱様式モデル」を作成しています。なお、生命保険各社が「開示基準」にない情報を開示することを妨げるものではありません。

(ディスクロージャー誌の主な内容)

- ・会社の概況…沿革、組織、店舗網、役員、従業員の状況など
- ・業務の内容…主要な業務の内容、経営方針など
- ・事業の概況…商品一覧、営業職員代理店体制、公共福祉活動など
- ・財産の状況…計算書類、不良債権の状況、ソルベンシー・マージン比率、有価証券等の時価情報など
- ・業務の状況…決算業績の概況、契約増加率等の指標、資産運用の概況など
- ・会社の運営…リスク管理の体制、法令遵守の体制、個人情報保護についてなど

◎ディスクロージャー誌をご覧くださいには

法令の規定により、7月末までに、ディスクロージャー誌を本社・支社・営業所・事務所などに備え置き、広く閲覧できるようにすることが義務づけられています。また、ホームページにディスクロージャー誌の内容を掲載している生命保険会社も増えてきています。

生命保険協会では、全社のディスクロージャー誌を取り揃えており、本部と全国53カ所の地方連絡所や全国の消費生活センターでもご覧いただくことができます。

Ⅱ 主な経営指標

1. 契約業績の指標

◎契約高

生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約を保有しているのか、1年間にどのくらいの商品を販売したのかを示す指標として、保有契約高、新契約高があります。

契約高とは、生命保険会社が保障する金額の総合計額です。

個人保険、団体保険…死亡時の支払金額等の総合計額	
個人年金保険…	
年金支払開始前の契約:年金支払開始時における年金原資の額	} 合計額
年金支払開始後の契約:責任準備金の額	
団体年金保険…責任準備金の額	

ディスクロージャー誌には、「保障機能別保有契約高」を掲載しており、死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障のそれぞれについて、その生命保険会社が保障している金額がわかります(例えば入院保障の額は1日あたりの入院給付金の額の合計額を示しています。詳しくはディスクロージャー誌の該当部分の注を参照してください)。

また、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険の区分ごとに、新契約などによる契約高の増加と、死亡、満期、解約、失効などによる契約高の減少の状況を「異動状況」の表として掲載しています。

◎年換算保険料

個人保険・個人年金保険とその合計、さらに医療・介護分野(第三分野といわれます。))に関して、それぞれの保有契約・新契約の年換算保険料が開示されています。保険料の支払い方法には、毎月支払う月払いの他に、年払いや契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。

かつて、ほとんどの会社が死亡保障の商品を中心に販売しており、死亡保障金額の合計額(個人保険の場合)である契約高は比較のための指標としても優れたものでした。ところが、今では、販売商品もさまざまに生命保険会社ごとに商品構成が異なり、また、特に医療・がん介護または個人年金といった、被保険者が生存中のリスクに対して保障する商品が多く販売されるようになっていますが、これらの商品は死亡保障金額が小さいため、契約高だけで業績を判断することは適切ではない場合があります。これを補完する指標として年換算保険料が導入されました。

比較、分析対象としている生命保険会社の業績を見る場合、保険種類ごとの特徴を分析したり、契約件数に着目したり、ディスクロージャー誌で経営戦略について書かれている個所とあわせてお読みになることが有効です。

2. 収益性の指標

◎基礎利益

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益は、

- ・保険料収入や保険金・年金・給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ(戻入れ)、事業費の支払いといった保険関係の損益
 - ・資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入(貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます。)&支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収支に対応する収益
- などを表しています。

基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており(予定利率分の責任準備金の増加は責任準備金繰入れ額に含まれ、実際の運用収支は上記のとおり基礎利益に含まれます。)、基礎利益が十分確保されていれば、保険本業で逆ざやを上回る利益を確保していることになります。

◎逆ざや

かつてない超低金利が続く等の経済環境の変化により、予定利率により見込んでいた運用収益が実際の運用収支でまかなえない額が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

上記「基礎利益」の説明のとおり、基礎利益が十分確保されていれば、逆ざやが他の利益で補われており、現在の「逆ざや」状態が続いたとしても、それだけで生命保険会社の経営が破綻するということはありません。

なお、各社とも「逆ざや」に耐えうる十分な経営体力をつけるべく、資産構成の見直しや運用リスク管理の徹底、経営の効率化による事業費の圧縮、自己資本の一層の増強などに努めています。

多くの生命保険会社は逆ざや額を開示しています。

◎運用利回り

生命保険会社が保有する資産がどの程度の利回りで運用されたかは、運用利回りを見るとわかります。ディスクロージャー誌には、資産項目別に運用利回りが開示されています。これは、経常損益中の資産運用収益－資産運用費用に保険業法第112条評価益を加味したものを、平均の運用額(帳簿価額の日々の金額を累積し平均したもの)で割り算して算出したものです。

$$\text{運用利回り}(\%) = \frac{\text{資産運用収益} - \text{資産運用費用} + \text{保険業法第112条評価益}}{\text{一般勘定資産日々平均残高}}$$

3. 健全性の指標

◎ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって、予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。

なお、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

生命保険会社は、平成9年度決算からこの数値を公表しており、平成12年度決算では、金融商品の時価会計の導入等を踏まえてその計算基準が見直されています。また、平成13年度決算からは、ソルベンシー・マージン比率の算出根拠となっている分子・分母の内訳を開示しています。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとりえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

◎実質資産負債差額(＝実質純資産額)

実質資産負債差額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質純資産額ともいいます。

◎含み損益

含み損益とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば、売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持つといえ、有価証券と土地の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率の計算上、分子(ソルベンシー・マージン総額)に算入されます。新聞報道では、有価証券全体や株式の含み損益がとりあげられています。

ディスクロージャー誌においては、「有価証券の時価情報」として保有目的及び有価証券の種類ごとの帳簿価額、時価、差損益が開示されています。また、ソルベンシー・マージン比率の状況として、分子、分母の内訳が開示されており、その他有価証券の評価差額、土地の含み損益が確認できます。

◎変額保険・変額年金保険の最低保証に係る一般勘定への責任準備金の繰入・戻入

変額保険・変額年金保険とは、運用実績によって受け取ることができる死亡保険金額や年金額が変わる保険商品です。運用実績が悪化した場合でも、運用期間中の死亡保険金や解約返戻金、運用期間終了時の運用資産額、年金受取額の総額等をあらかじめ定めた最低保証額として保険会社によりてん補される特徴を有する保険商品があります。この特徴を変額保険・変額年金保険の最低保証といいます。

最低保証に係る一般勘定の責任準備金とは、保険会社の変額保険・変額年金保険等の将来の保険金・年金・給付金の支払いに備えて積み立てている準備金です。最低保証に係る一般勘定の責任準備金を繰り入れた場合は基礎利益を減少させる要因に、また、最低保証に係る一般勘定の責任準備金を戻し入れた場合は基礎利益を増加させる要因となります。

4. その他

◎一般勘定と特別勘定

特別勘定は、変額保険や変額個人年金保険などで、その運用実績を直接保険金等に反映することを目的として、他の勘定と分離して運用する勘定です。一般勘定は、特別勘定を除いた資産を運用管理する勘定です。

生命保険会社によっては、団体年金分野(厚生年金基金保険、国民年金基金保険等)においても、一部特別勘定を設けています。

◎税効果会計

税効果会計は、会計上の資産・負債の金額と課税所得上の資産・負債の金額との間の相違を、会計理論上合理的に対応させるための会計手法です。

例えば、不良債権の償却は会計上費用と見なされますが、税務上は全額損金計上されるとは限りません。したがって、従来の会計では不良債権の償却を進めた年度や有税の準備金を積み増した年度には、減益なのに法人税等負担が増えるといったずれが生じることがありました。

税効果会計においては、法人税等負担の増加を税金の前払いと見て資産計上し、法人税等の調整を行います。具体的には、前払税金(未払税金)として資産(負債)計上される場合には繰延税金資産(負債)として貸借対照表に表示するとともに、これら繰延税金資産・負債の増減(「その他有価証券」にかかわるものは除く)を法人税等調整額として損益計算書に表示します(繰延税金資産・負債、法人税等調整額等の勘定科目は、税効果会計の適用に伴い生じます)。

生命保険会社の繰延税金資産の発生原因は、危険準備金や価格変動準備金などの有税での準備金積み立てといった生命保険会社固有のものによる比率が高くなっています。

※ P.129～136については、社団法人生命保険協会作成の「生命保険会社のディスクロージャー虎の巻」からの抜粋を含みます。

用語集

用語解説

貸借対照表

(資産の部)	(負債の部)
1 現金及び預貯金 現金 預貯金	19 保険契約準備金 支払備金 責任準備金 契約者配当準備金
2 コールローン	20 代理店借
3 買現先勘定	21 再保険借
4 債券貸借取引支払保証金	22 短期社債
5 買入金銭債権	23 社債
6 商品有価証券	24 新株予約権付社債
7 金銭の信託	25 その他負債 売現先勘定 債券貸借取引受入担保金 借入金 未払法人税等 未払金 未払費用 前受収益 預り金 預り保証金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 リース債務 資産除去債務 仮受金 その他の負債
8 有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 その他の証券	26 退職給付引当金
9 貸付金 保険約款貸付 一般貸付	27 役員退職慰労引当金
10 有形固定資産 土地 建物 リース資産 建物仮勘定 その他の有形固定資産	28 価格変動準備金
11 無形固定資産 ソフトウェア のれん リース資産 その他の無形固定資産	29 金融商品取引責任準備金
12 代理店貸	30 繰延税金負債
13 再保険貸	31 再評価に係る繰延税金負債
14 その他資産 未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 仮払金 その他の資産	32 支払承諾
15 繰延税金資産	負債の部合計
16 再評価に係る繰延税金資産	(純資産の部)
17 支払承諾見返	33 資本金
18 貸倒引当金 (控除項目として計上)	34 新株式申込証拠金
資産の部合計	35 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金
	36 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 海外投資等損失引当金 退職手当積立金 社会厚生事業増進積立金 不動産圧縮積立金 別途積立金 〇〇積立金 繰越利益剰余金
	37 自己株式
	38 自己株式申込証拠金
	株主資本合計
	39 その他有価証券評価差額金
	40 繰延ヘッジ損益
	41 土地再評価差額金
	評価・換算差額等合計
	42 新株予約権
	純資産の部合計
	負債及び純資産の部合計

損益計算書

(経常損益)	(特別損益)
1 経常収益	12 特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 負ののれん発生益 その他特別利益
2 保険料等収入 保険料 再保険収入	13 特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失
3 資産運用収益 利息及び配当金等収入 預貯金利息 有価証券利息・配当金 貸付金利息 不動産賃貸料 その他利息配当金 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 その他運用収益 特別勘定資産運用益	14 契約者配当準備金繰入額
4 その他経常収益 年金特約取扱受入金 保険金据置受入金 その他の経常収益	15 税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)
5 経常費用	16 法人税及び住民税
6 保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 再保険料	17 法人税等調整額
7 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額	18 法人税等合計
8 資産運用費用 支払利息 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損	19 当期純利益 (又は当期純損失)
9 事業費	
10 その他経常費用 保険金据置支払金 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用	
11 経常利益(又は経常損失)	

貸借対照表の用語

資産の部

1 現金及び預貯金

生命保険会社は保険料として集めた資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金・年金・給付金などの支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金（外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など）や、短期間の運用目的で預金（定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金）として保有しています。

2 コールローン

他の金融機関に対して行う短期間（1日～2週間程度）の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行っています。

3 買現先勘定

一定期間後に一定の価格で売戻すことを条件に債券などを購入する買現先取引により発生した金銭債権を計上します。これは、債券などを担保とした金融取引の性格も有しています。

4 債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引（レポ取引）により担保として差し入れた額を計上します。

5 買入金銭債権

下記「8 有価証券」に該当しない証券などを計上します。具体的には、コマーシャルペーパー（CP）や住宅抵当証券、商品投資受益権証券、一般貸付債権信託受益権証券などがあります。

6 商品有価証券

投資目的ではなく、不特定多数の投資家への販売を目的として保有している有価証券です。生命保険会社は、法令により、いわゆる公共債ディーリング業務が認められています。

7 金銭の信託

生命保険会社が保有する有価証券などと帳簿価額を分離して運用する目的で、信託銀行に金銭を信託する勘定のことです。信託銀行に委託された資金の運用は、生命保険会社などの指図にもとづき、信託銀行がその執行と管理にあたります。

8 有価証券（国債・地方債・社債・株式・外国証券・その他の証券）

有価証券のうち、「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

9 貸付金（保険約款貸付・一般貸付）

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが、保険料の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

10 有形固定資産（土地・建物・リース資産・建設仮勘定・その他の有形固定資産）

有形固定資産には、土地・建物・リース資産・建設仮勘定・その他の有形固定資産が含まれます。土地とは投資用建物・営業用店舗・社宅などの土地、建物とは投資用建物・営業用店舗・社宅など、リース資産とはリース物件・リース投資資産、建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地・建物などの本来の科目に振り替えるまでに一時的に計上する勘定のことです。その他の有形固定資産とは有形固定資産のうち、土地、建物、リース資産、建設仮勘定に計上されないもので、自動車・コンピュータ・備品などが含まれます。

11 無形固定資産

無形固定資産とは、有形固定資産のように形はないものの、企業が排他的に利用でき、収益をもたらす財産を指します。具体的には、のれんや知的財産権、電話加入権、ソフトウェア、リース資産などが含まれます。

12 代理店貸

生命保険会社は、保険の募集・集金業務を行うために代理店と委託または請負契約を結んでいます。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額です。代理店で取り扱った新契約について、集金した保険料は生命保険会社へ送金しますが、事業年度末時点で保険会社へ入金（着金）されていない場合などに発生します。

13 再保険貸

再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する再保険会社に対する債権（未収金額）の総額です。

14 その他資産（未収金・未収収益・預託金・金融派生商品など）

他のいずれの科目にも属さない資産です。主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃貸料などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を買借する場合の保証金などを計上する預託金や次の金融派生商品などです。

*金融派生商品（資産の部）

金融派生商品（デリバティブ）取引に係る期末の評価額を計上します。原則として、資産・負債にそれぞれ表示します。

15 繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

16 再評価に係る繰延税金資産

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を下回る場合の、税効果相当額を計上します。

17 支払承諾見返

（「32 支払承諾」の解説をご参照ください）

18 貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額をあらかじめ準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定にもとづき、貸倒実績率等合理的な方法により算出した一般貸倒引当金の他、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定を貸倒引当金に計上します。

*個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などについて、回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を当期の費用として計上します。

*特定海外債権引当勘定

発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

負債の部

19 保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払準備金、責任準備金、社員（契約者）配当準備金があります。

*支払準備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことです。なお、支払事由の報告は受けていないが、その支払事由がすでに発生したと考えられる金額についても、支払準備金に積み立てることとしています。

*責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務づけられている準備金です。責任準備

用語集

備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

＊社員（契約者）配当準備金

社員（契約者）配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金です。

20 代理店借

代理店貸の逆で、代理店への債務額を計上します。保険の募集・集金等を行う代理店に支払う手数料などの未払分を計上します。

21 再保険借

再保険貸の逆で、生命保険会社と再保険会社との間の再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する債務の総額です。

22 短期社債

自社の発行した短期社債の額を計上します。

23 社債

自社の発行した社債の額を計上します。

24 新株予約権付社債

株式会社において使用される勘定科目で、自社の発行した新株予約権付社債の額を計上します。

25 その他負債（債券貸借取引受入担保金・借入金・未払金・未払費用・金融派生商品・リース債務など）

他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払いの税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金などを計上する預り保証金、リース物件に係る債務や次の金融派生商品、債券貸借取引受入担保金などです。

＊金融派生商品（負債の部）

（「金融派生商品（資産の部）」の解説をご参照ください）

＊債券貸借取引受入担保金

現金担保付債券貸借取引（レポ取引）により担保として受け入れた額を計上します（「債券貸借取引支払保証金」の解説をご参照ください）。

26 退職給付引当金

退職給付債務の額（退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率や予想される残存勤務期間に基づき割り引いて計算した額）に未認識過去勤務債務と数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を差し引いた額を計上します。過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂などによって発生した退職給付債務の増加または減少部分をいい、このうち費用として処理されていないものを未認識過去勤務債務といいます。また、数理計算上の差異とは、年金資産の期待収益率と実際の運用成果との差異、退職給付債務の計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更などにより発生した差異をいい、このうち費用として処理されていないものを未認識数理計算上の差異といいます。

27 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、会社の役員（取締役・監査役・執行役など）に対する退職慰労金の支払いに備え、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上します。

28 価格変動準備金

株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項にもとづいて積み立てる金額です。

29 金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第48条の3第1項の規定にもとづき、金融商品取引取次業務などの認可を受けた生命保険会社が、金融商品取引等の受託などに係る事故による委託者の損失の補填に備えて積み立てる金額です。

30 繰延税金負債

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において支払が見込まれる税金の額を計上します。

31 再評価に係る繰延税金負債

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を上回る場合の、税効果相当額を計上します（「土地評価差額金」の解説をご参照ください）。

32 支払承諾

生命保険会社には、保険業法において債務の保証が付随業務として認められています。保険会社は、顧客からの依頼にもとづき顧客の第三者に対する債務について、その支払いを保証した場合、保険会社が実際に顧客に代わり第三者への債務を弁済することが考えられます。この場合、保険会社は本来の債務者である顧客に対し求償権（代わって弁済したお金を返してもらう権利）を取得します。「支払承諾」とは、保証先に対して保証している債務の総額を偶発的に発生する債務として貸方に計上するものです。この場合、「支払承諾見返」を借方に同額計上しますが、これは保証している債務を債務者に代わって弁済した場合に、顧客に対して生じる求償権を偶発的に発生する債権として計上するものです。

純資産の部

33 資本金

保険業法第6条の規定により、保険会社については、株式会社では資本金の額が10億円以上とされています。

34 新株式申込証拠金

決算期末時点で資本金に振替えられていない新株式の申込証拠金を、資本金とは別区分で計上します。

35 資本剰余金

資本剰余金とは、株主などからの出資額（または負担額）のうち資本金に組み入れられなかった部分等であり、資本金とともに企業内に維持または拘束されるものです。資本準備金及びその他資本剰余金などがあります。

36 利益剰余金

利益剰余金とは、企業の経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。利益準備金・任意積立金・繰越利益剰余金などがあります。

＊利益準備金

会社法によって定められている準備金で、剰余金の配分を行う場合、資本準備金と利益準備金の合計が一定の額に達するまでは、その配当により減少する剰余金の額の5分の1を資本準備金または利益準備金として積み立てなければなりません。

＊任意積立金

剰余金処分として積み立てる積立金のうち、会社法などで強制されないものです。株式会社においては、株主資本等変動計算書の中で繰り入れられます。

＊繰越利益剰余金

利益剰余金のうち、利益準備金及び任意積立金に計上されていないものです。株式会社は、契約者配当準備金を損益計算書上で繰り入れることが可能であるため、繰越利益剰余金については、相互会社の当期末処分剰余金と異なり、契約者配当準備金の繰り入れ後の額が記載されます。

37 自己株式

株式会社で使用される科目で、保険会社が所有する自社の株式が計上されます。なお、連結貸借対照表では、親会社及び連結子会社が所有する親会社株式が計上されます。

38 自己株式申込証拠金

自己株式の処分のために払込んだ額を、自己株式の処分を認識するまでの期間計上します。

39 その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

40 繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益または評価差額から税効果相当分を控除した額を計上します。

41 土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」に基づく土地の再評価に伴う再評価差額から、再評価にかかる繰延税金負債の金額を控除した金額、または再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を計上します。土地の再評価は、事業用の土地を時価で評価するとともに、税効果反映後の評価差額を純資産に計上する制度で、平成10年度から平成13年度までの決算で、一度だけ実施することが認められました。

42 新株予約権

株式会社に対して行使することにより、その会社の株式の交付を受けられる権利です。発行価額を記載し、その権利が行使され、対価が払込まれた際に資本金または資本準備金に振替えます。

損益計算書の用語

経常損益

1 経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。

2 保険料等収入（保険料・再保険収入）

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

3 資産運用収益（利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益など）

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

*利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息、不動産賃貸料です。

*商品有価証券運用益

商品有価証券に係る売却損益、評価損益などを計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合には「商品有価証券運用益」、損が出た場合には「商品有価証券運用損」を計上します。

*金銭の信託運用益

信託銀行へ信託した金銭を有価証券などで運用した結果として得られた収益を計上します。逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」(次頁)に計上します。

*売買目的有価証券運用益

商品有価証券、金銭の信託、特別勘定以外の売買目的有価証券から生ずるすべての損益(売却損益・償還損益・利息配当金等収入・評価損益等)を一括して計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「売買目的有価証券運用益」に、損が出た場合は「売買目的有価証券運用損」に計上します。

*有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益は、あわせて有価証券の種類別に次のように分類して表示します。

・国債等債券売却益:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する売却益を計上。

・株式等売却益:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する売却益を計上。

・外国証券売却益:外国証券から発生する売却益を計上。

*有価証券償還益

公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額(金利調整差額を除く)を計上します。

*金融派生商品収益

みなし決済により時価評価したデリバティブ取引の評価損益及び期中の実現損益を計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「金融派生商品収益」に、損が出た場合は「金融派生商品費用」に計上します。

*為替差益

外貨建の取引では、取引時と決済時、あるいは外貨建債権等を決算時のレートで換算したときに円と外国通貨の為替レートが異なることにより益や損が発生します。為替差益は、この為替レートによる損益を計上します。期中の収益合計と損失合計を相殺して、益がでた場合は「為替差益」に、損がでた場合は「為替差損」に計上します。なお、外国証券の売買及び期末評価に係る為替差損益は、それぞれの科目(「外国証券売却益」「外国証券売却損」「外国証券評価損」)に含まれています。

*その他運用収益

上記の収益に含まれない資産運用収益を計上します。具体的には公社債の引き受けに係る手数料などがあります。

*特別勘定資産運用益

特別勘定から生ずるすべての資産運用収益、資産運用費用を計上します。これらを合計して、益が出た場合は「特別勘定資産運用益」に、損が出た場合は「特別勘定資産運用損」に計上します。

4 その他経常収益（保険金据置受入金等）

主なものは、保険金据置受入金、責任準備金戻入額、支払備金戻入額です。

*保険金据置受入金

保険金の支払いが起こった場合でも、お客様によっては一度にその全額を必要としないケースもあります。そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します。(「保険金据置支払金」の解説もご参照ください。)

*責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します(「責任準備金等繰入額」の解説をご参照ください。)

*支払備金戻入額

支払備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します(「責任準備金等繰入額」の解説をご参照ください。)

5 経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。

6 保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もここに計上します。

7 責任準備金等繰入額

(支払備金繰入額、責任準備金繰入額、社員(契約者)配当金積立利息繰入額)

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金及び支払備金については、毎期年度末(3月末)に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法(洗い替え方式)により積み立てられます。損益計算書の表示は、(繰入額-戻入額)の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額・支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額・支払備金戻入額として表示されます。

*契約者配当金積立利息繰入額

契約者配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による契約者配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求などにより実際の支払いが行われるまで契約者配当準備金の中に利息をつけて留保されます。契約者配当金積立利息繰入額は、契約者配当準備金に繰り入れる当年度の利息による増加額を計上します。

8 資産運用費用（支払利息、商品有価証券運用損、有価証券売却損など）

資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

*支払利息

生命保険会社の支払利息に計上されるものには、借入金利息、預り金

用語集

利息、保険金・給付金等の支払遅延利息などがあります。

＊商品有価証券運用損

(「商品有価証券運用益」の解説をご参照ください)

＊金銭の信託運用損

信託銀行へ信託した金銭の運用結果が損失となった場合に計上します。

＊売買目的有価証券運用損

(「売買目的有価証券運用益」の解説をご参照ください)

＊有価証券売却損

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益と同様、有価証券の種類別に「国債等債券売却損」「株式等売却損」「外国証券売却損」に分類して表示します(「有価証券売却益」の解説をご参照ください)。

＊有価証券評価損

減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。有価証券評価損は、種類別に次のように分類して表示します。

・国債等債券評価損:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する評価損を計上。

・株式等評価損:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する評価損を計上。

・外国証券評価損:外国証券から発生する評価損を計上。

＊有価証券償還損

公社債の償還金のうち、帳簿価額に達しない場合の差額(金利調整差額を除く)を計上します。

＊金融派生商品費用

(「金融派生商品収益」の解説をご参照ください)

＊為替差損

(「為替差益」の解説をご参照ください)

＊貸倒引当金繰入額

資産の自己査定結果を踏まえ、個別貸倒引当金に繰り入れるもの以外の貸付金については、貸倒実績率等合理的方法により算出した貸倒見込額を一般貸倒引当金として計上します。貸倒引当金繰入額には、当期の計上金額(繰入金額)から前期に計上した金額(戻入金額)を差し引いた金額を計上します。また、個別貸倒引当金や特定海外債権引当金の繰り入れについても同科目で計上しますが、当期に追加で繰り入れる金額から、回収等により引当不要となった金額の戻し入れを差し引いた額としています。逆に、当期の繰入額が戻入額より少ない場合には「貸倒引当金戻入額」として特別利益に計上します。

＊貸付金償却

貸付先の破産などの理由により、回収不能となった貸付金の償却額です。ただし、前事業年度以前に貸倒引当金にすでに積み立てられている金額(個別貸倒引当金)を相殺した後の金額を計上します。

＊賃貸用不動産等減価償却費

減価償却費(固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続き)のうち、投資用不動産・動産などに係るものを計上します。

＊その他運用費用

上記のいずれにも属さない資産運用に係る費用を計上します。具体的には、(1)投資に係る税金(消費税、固定資産税など)、(2)投資用不動産に係る費用のうち、a)賃借料等、b)登記手数料、c)維持・管理に係る委託料、光熱費、修理費等、などがあります。

＊特別勘定資産運用損

(「特別勘定資産運用益」の解説をご参照ください)

9 事業費

新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。

10 その他経常費用

主に、保険金据置支払金、税金、減価償却費、退職給付引当金繰入額を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係るものは資産運用費用に計上します。

＊保険金据置支払金

保険金、給付金を生命保険会社に据置いている場合、受取人からの請

求または据置き期間の満了によって支払われた金額です。生命保険会社は、保険金、給付金を据置く場合、保険金据置受入金を計上して責任準備金の中に一旦留保し、これらを支払う場合には、据置き期間に対応する利息とともに、責任準備金を取り崩して支払います。

＊税金

生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。ただし、法人所得に係る税金は「法人税及び住民税」に、資産運用に直接係る投資関係税金は「その他運用費用」等に計上されるため、この科目には計上されていません。主なものは、印紙税、事業税、営業用資産に係る固定資産税・都市計画税などがあります。

＊減価償却費

減価償却は、資産の取得価額を、その耐用期間の各事業年度の費用として配分するための経理上の手続きで、生命保険会社が保有する「固定資産」について、当年度に減価償却した金額を計上します。なお、投資用不動産等に係る減価償却費については「賃貸用不動産等減価償却費」において計上します。

＊退職給付引当金繰入額

退職給付引当金の前期末・当期末の差額を計上します。

11 経常利益(又は経常損失)

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

特別損益

12 特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、固定資産等処分益、保険業法第112条評価益などを計上します。

＊固定資産等処分益

不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行われていることから経常収益に含めており、不動産・動産などの処分益は、臨時・突発的に発生するということから、特別利益の中に含めています。

＊保険業法第112条評価益

保険業法第112条にもとづいて計上される株式の評価益です。保険業法では、市場価格のある株式の時価が、帳簿価額を超える場合、監督当局の認可を受けたうえで、その全部または一部分について評価益を計上し、責任準備金及び配当準備金として積み立てることが認められています。

13 特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、固定資産等処分損、価格変動準備金繰入額、不動産圧縮損などを計上します。

＊固定資産等処分損

有価証券以外の不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を下回る場合に、その差額を計上します。さらに、この科目には、有価証券以外の資産に係る除却(取壊しなど)、災害・盗難による損失、及び累積債務国に対する貸付金などの債権譲渡損失も計上します。

＊減損損失

固定資産の減損に係る会計基準に基づき発生した損失を計上します。

＊価格変動準備金繰入額

価格変動準備金への繰入額を計上します。逆に取り崩した場合は、「価格変動準備金戻入額」として特別利益に計上します(「価格変動準備金」の解説もご参照ください)。

＊金融商品取引責任準備金繰入額

金融商品取引責任準備金への繰入額を計上します。

＊不動産圧縮損

法人税法、租税特別措置法の規定にもとづき、不動産の交換・換地・買換・収用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減

額させた額です(圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです)。不動産圧縮損に計上した額だけ、不動産処分益を相殺することになり、法人税などの課税の繰延が行われます。不動産圧縮損相当額については剰余金(利益金)処分において圧縮積立金として処理されるものもあります。

14 契約者配当準備金繰入額

株式会社に於いて使用される勘定科目で、保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額となります。なお、無配当保険のみ取り扱っている会社の場合は、この項目は存在しません。

15 税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。株式会社の場合は、さらに「契約者配当準備金繰入額」を控除した金額となります(株式会社は、契約者配当準備金の繰り入れが株主総会の付議事項ではないため、決算時点で「契約者配当準備金繰入額」の控除を行っています)。

16 法人税及び住民税

当年度の所得にかかる法人税、住民税の合計金額です。

17 法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額(その他有価証券にかかるものを除く)を期首と期末と比較し、法人税等負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナス(△)で表示します。

18 法人税等合計

法人税及び住民税、法人税等調整額の合計金額です。

19 当期純利益(又は当期純損失)

税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益または純損失を意味します。

その他の用語

1 標準責任準備金

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。従来、責任準備金の計算基礎率には保険料の計算基礎率を用いていたが、平成7年に改正、平成8年4月より施行された保険業法において「標準責任準備金制度」が導入され、責任準備金の積立方式だけでなく計算基礎率についても、監督当局が定めることになりました。つまり、標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことです。具体的には、新保険業法が施行された平成8年4月以降に締結した保険契約のうち金融庁長官が定めたものについて、次のような積立方式と計算基礎率により計算しています。

積立方式:平準純保険料式

予定死亡率:(社)日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が検証したもの
平成8年4月1日以降平成19年3月31日までに締結する
保険契約…生保標準生命表1996(死亡保険用、年金開始後用)に基づく予定死亡率
平成19年4月1日以降締結する保険契約…生保標準生命表2007(死亡保険用、年金開始後用)・第三分野標準生命表2007に基づく予定死亡率

予定利率:平成11年3月31日までに締結した保険契約…年2.75%
平成11年4月1日以降平成13年3月31日までに
締結した保険契約……………年2.00%
平成13年4月1日以降締結する保険契約……………年1.50%

2 責任準備金の積立率

ディスクロージャー誌で開示されている「責任準備金の積立率」とは、標準責任準備金対象契約に関しては監督当局が定める方式(「標準責任準備金」の解説を参照してください)、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未經過保険料に対して、実際に積み立てている金額の割合を表しています。

3 再保険

生命保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、主として高額契約などについて、保険契約のリスクを分散するために国内・国外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

4 格付け

格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。ただし、格付会社は複数あり、それぞれ見方が違います。このため同じ保険会社でも格付会社によっては格付けが異なる場合があります。また、同じ格付会社の格付けでも「依頼格付け」と「勝手格付け」の2種類があり、性質が異なります。なお、格付けの取得は法律で義務付けられているわけではありませんので、格付けを取得していない会社もあります。格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などにもとづいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。

5 三利源

「三利源」とは、予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額である「費差」、予定死亡率に基づく保険金・給付金当支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額である「危険差(死差)」、予定利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益の差額である「利差」の三つを指します。

「三利源」については、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標である「基礎利益」の内訳として開示している会社があります。

6 エンベディッド・バリュー(EV)

エンベディッド・バリューとは、一般的に株主価値の一部であり、「修正純資産」と「保有契約価値」(保有契約から将来生じる利益の現在価値)を合計した額です。

なお、エンベディッド・バリューの計算は、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだものであることに留意する必要があります。

7 金融ADR制度

金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続(ADR)のことです。お客さまが、生命保険会社等の金融機関との間で十分に話し合いをしても問題の解決がつかないような場合に活用することができます。

裁判外紛争解決手続とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。なお、ディスクロージャー誌には、指定紛争解決機関の商号又は名称等、金融ADR制度への対応内容に関して記載する必要があります。

「損保ジャパンひまわり生命の現状2011（平成22年度決算のご報告）」は
保険業法111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

本誌に関するお問い合わせ

損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 経営企画部 Tel 03-6742-2000

作成・発行 2011年7月 経営企画部

損保ジャパンひまわり生命保険株式会社

〒163-0435 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル35階 Tel. 03-3348-7011
ホームページアドレス <http://www.himawari-life.com/>



本文用紙にFSC™認証紙が
使用されています。

